

さいたま市の 障害者福祉 ガイド

ご利用上の注意

■記載内容は最小限にとどめてありますので、目安を示すものとしてご利用ください。詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

■今後、制度の内容などが変わる場合がありますので、ご確認の上、ご利用ください。

■記載している事業の一部では、マイナンバー（個人番号）を利用します。マイナンバーを利用する事業の申請書等の提出の際「本人確認」として以下①、②のいずれかが必要です。
①マイナンバーカード（個人番号カード）
②個人番号確認書類（通知カード^{※1}、個人番号が記載された住民票）と身元確認書類^{※2}
申請者以外の方が代理人として窓口へお越しの場合は、委任状又は申請者の方の健康保険証など、代理関係がわかるものもお持ちください。

※1 通知カードは、令和2年5月25日以前に交付されていて、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。

※2 身元確認書類

- ①官公署が発行した顔写真付の書類（いずれか1つ）
例：運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
②官公庁等公共機関から発行された書類（2つ以上）
例：被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書



マイナンバーを利用する事業の記事には、左記のマーク（マイナンバーロゴマーク「マイナちゃん」）の表示をしています。

■さいたま市のホームページにおいて、本冊子の内容や障害福祉・関連施設に関する情報などを掲載しています。

1	相談窓口	3
2	手帳の交付	13
3	ノーマライゼーション条例の概要	16
4	障害者総合支援法のサービス	18
5	児童福祉法のサービス	23
6	医療費等	24
7	手当・年金・給付金・貸付	31
8	日常生活の支援	38
9	外出の支援	50
10	社会参加の促進	58
11	税の控除・減免	64
12	公共料金の割引	72
13	就労	78
14	教育	84
15	住宅	87
16	福祉保養施設など	89
	資料編	91

さいたま市の市外局番は 048 です。

このガイドブックの作成費用の一部を広告料収入でまかなっています。

目次

障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧表	1
------------------------	---

第1章 相談窓口

各区役所支援課 障害福祉係	3
障害者生活支援センター	4
障害者更生相談センター	5
障害者総合支援センター	5
北部児童相談所・南部児童相談所	6
総合療育センターひまわり学園	6
保健所	6
各区役所保健センター	7
こころの健康センター	7
埼玉県精神科救急情報センター	7
埼玉県医療的ケア児等支援センター	8
さいたま市医療的ケア児保育支援センター (すまいるスポットさいたま)	8
さいたま市社会福祉協議会	8
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業) 「あんしんサポートさいたま」	9
障害者相談員	10
民生委員・児童委員	11
聴覚障害者相談員	11
埼玉県社会福祉協議会	11
埼玉県障害者権利擁護センター	12
成年後見制度の利用支援	12

第2章 手帳の交付

身体障害者手帳の交付	13
療育手帳の交付	14
精神障害者保健福祉手帳の交付	15
精神障害者保健福祉手帳診断書料の助成	15

第3章 ノーマライゼーション条例の概要

ノーマライゼーション条例の概要	16
-----------------	----

第4章 障害者総合支援法のサービス

障害者総合支援法のサービス	18
サービスを利用できる方	18
各障害福祉サービス等の内容	19
障害福祉サービスなどの利用のための手続き	20
障害支援区分	21
障害支援区分と利用できるサービス	21
障害福祉サービス等における利用者負担のしくみ	21

第5章 児童福祉法のサービス

児童福祉法のサービス	23
障害児通所支援・障害児入所支援の内容	23

第6章 医療費等

心身障害者医療費の給付	24
自立支援医療の給付	25
更生医療の給付	25
育成医療の給付	26
精神通院医療の給付	26
受給者の費用負担	26

障害児(者)の歯科診療	27
さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックについて	27
その他の医療助成	27
指定難病医療給付	27
特定疾患医療給付	30
小児慢性特定疾病医療給付	30
先天性血液凝固因子欠乏症等	30
特定疾病	30

第7章 手当・年金・給付金・貸付

手当	31
年金	32
障害基礎年金(国民年金加入者)	32
特別障害給付金	32
在日外国人障害者等福祉手当	33
障害厚生年金(厚生年金加入者)	33
心身障害者扶養共済制度	34
給付金	35
交通事故被害者のご家族への援護金の給付	35
交通遺児等奨学金の支給	35
交通遺児育成助成金の支給	36
特別支援教育就学奨励費制度	36
産科医療補償制度	36
貸付	36
生活福祉資金の貸付け	36

第8章 日常生活の支援

補装具の交付・借受け・修理	38
軽・中等度難聴児の補聴器の交付	39
車いすの無料貸し出し	39
日常生活用具の給付・貸与	39
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	44
自助具	44
緊急時連絡システム	45
緊急時安心キットの配布	45
避難行動要支援者名簿	46
障害児(者)生活サポート	46
訪問入浴サービス	47
訪問理容サービス	47
重度身体障害者寝具乾燥及び丸洗い	48
障害者緊急一時保護等事業	48
重度障害者入院時コミュニケーション支援	49
ふれあい収集	49

第9章 外出の支援

福祉タクシー利用料金の助成	50
自動車燃料費の助成	50
自動車運転免許取得費の助成	51
安全運転相談	51
自動車改造費の補助	52
リフト付自動車の貸し出し	52
歩行困難な方の駐車禁止規制除外標章の交付	53
高齢運転者等専用駐車区間制度	54
車いす移動車等に対する通行許可証又は通行禁止 規制除外標章の交付	55

身体障害者補助犬	56
福祉バスの提供	56
埼玉県思いやり駐車場制度	57

第10章 社会参加の促進

手話通訳者の派遣	58
要約筆記者の派遣	58
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	58
視覚障害者情報提供事業	58
市立図書館の対面朗読サービス	59
点字・録音図書の貸し出し	59
資料宅配サービス	59
点字図書館	59
「市議会だよりさいたま」テープ版・デジ版・点字版	60
市議会テレビ広報番組「ようこそさいたま市議会へ」	60
「市報さいたま」テープ版・デジ版・点字版	60
テレビ広報番組「のびのびシティ さいたま市」	60
さいたま市ホームページ	60
青い鳥郵便葉書（通常郵便はがきの配布）	60
電話お願い手帳	60
郵便等による不在者投票	61
点字投票	61
代理投票	61
選挙人の介助等を行う方（付添人）の投票所への 入場について	61
投票所へ行くときの支援	62
投票所整理券送付封筒への音声コードの記載・ 点字シールの貼付	62
障害者スポーツ教室	62
全国障害者スポーツ大会	62
彩の国ふれあいピック	62
心の輪を広げる障害者理解促進事業	63

第11章 税の控除・減免

税制上の特別措置	64
所得税の障害者控除	64
市民税・県民税の障害者控除	64
相続税の障害者控除	65
特定障害者に対する贈与税の非課税	65
個人事業税	65
一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等による 消費税の非課税	65
自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税 （環境性能割）の減免	65
軽自動車税（種別割）の減免	68
利子所得等の非課税に関する制度	69
所得税及び市民税・県民税の医療費控除及び医療 費控除の特例（セルフメディケーション税制）	69

第12章 公共料金の割引

J R 運賃の割引	72
私鉄運賃の割引	72
バス運賃の割引	72
タクシー運賃の割引	73
航空運賃の割引	73
有料道路通行料金の割引	73
N H K 放送受信料の減免（衛星放送を含む）	74
郵便料金の減免	74
ニュー福祉定期貯金	75
携帯電話基本使用料等の割引	75

ふれあい案内（無料番号案内）	75
市立施設使用料等の減免	76

第13章 就労

障害者総合支援センター	78
相談機関	79
公共職業安定所（ハローワーク）	79
ジョブスポット大宮・岩槻（障害者就労支援事業）	79
埼玉障害者職業センター	79
訓練機関	79
国立職業リハビリテーションセンター	79
埼玉県立職業能力開発センター	79
東京障害者職業能力開発校	80
埼玉盲人ホーム	80
トライアル雇用	80
職場適応訓練（短期）	80
職業準備支援	80
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援	81
職場復帰支援（リワーク支援）	81
更生訓練費の支給	81
就職支度金の支給	82
重度障害者等の就労支援	82
ピアショップ・サデコ MONO がたり	83

第14章 教育

教育相談	84
保育園・幼稚園	84
市内特別支援学級等	85
特別支援学校	86

第15章 住宅

重度身体障害者（児）居宅改善整備費の補助	87
県営住宅の抽せんにおける優遇措置	87
市営住宅の抽せんにおける優遇措置	88
民間賃貸住宅への入居支援	88

第16章 福祉保養施設など

埼玉県障害者交流センター	89
埼玉県伊豆潮風館	89

資料編

身体障害者障害程度等級表	91
特別児童扶養手当の障害基準	93
特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準	93
障害基礎年金の障害等級表（国民年金関係）	95
障害厚生年金の障害等級表	95
障害手当金に該当する障害の状態	96
障害者に関するマーク	97
障害者団体	99
市内の施設	105
介護保険制度	105
さいたま市障害者総合支援計画 2024~2026	109
さいたま市防災アプリ	110
防災行政無線メール	110
災害時防災情報電話サービス	111
火災・救急による緊急時の連絡先	111
事件・事故のときの警察への緊急連絡先	112
緊急通報用紙（ファックス119）	114
さいたま市防災・緊急時安心カード	116
手話を試してみよう！	118

障害区分・等級（程度）別制度・サービス一覧表

障害種別	制 度	医 療		手 当 等					補 装 具 等		生 活							
		心 身 障 害 者 医 療 費 の 給 付	 自 立 支 援 医 療 （ 更 生 医 療 ・ 精 神 医 療 ） の 給 付	 自 立 支 援 医 療 （ 育 成 医 療 ） の 給 付	 心 身 障 害 者 福 祉 手 当	 特 別 障 害 者 手 当	 障 害 児 童 福 祉 手 当	 特 別 児 童 扶 養 手 当	 心 身 障 害 者 扶 養 共 済	 補 装 具 の 交 付 ・ 借 受 け ・ 修 理	 日 常 生 活 用 具 の 給 付 ・ 貸 与	緊 急 時 連 絡 シ ス テ ム	生 活 サ ポ ー ト	 訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	訪 問 理 容 サ ー ビ ス	寝 具 乾 燥 ・ 丸 洗 い	福 祉 タ ク シ ー 利 用 料 金 の 助 成	
身体障害者	視覚障害	1級	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	○		△		○	
		2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○			○	
		3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△					※	
		4級		○	○			※	※		△	△						
		5級		○	○			※	※		△	△		○				
		6級		○	○			※	※		△	△		○				
	聴覚・平衝 機能障害	2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△				○	
		3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△					※	
		4級		○	○			※	※		△	△		○				
		5級		○	○			※	※		△	△		○				
		6級		○	○			※	※		△	△		○				
		音声・言語 機能障害	3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△		○			※
	4級	△	○	○				※	※		△	△		○				
	肢体不自由（上肢・ 下肢・体幹）	1級	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	○
		2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	△		△	○
		3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△		○				△※
4級		△	○	○			※	△	△	△	△		○					
5級			○	○			※	※		△	△		○					
6級			○	○			※	※		△	△		○					
内部障害	1級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○		△	△	○	
	2級	○	○	○	○		※	○	○	△		△	○			△	○	
	3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△		○				※	
	4級		○	○			※	※		△	△		○					
知的障害者	①	○			○	△	○	○	○		△		○		△		○	
	A	○			○		※	○	○		△		○		△		○	
	B	○			○		※	○	○				○				※	
	C				○		※	※	○				○					
精神障害者	1級	○	○		○	△	△	△	△		△		○				○	
	2級	△	○		○		※	※	△				○				※	
	3級		○				※	※					○					
難病患者等						△	△	△		△	△							
所得に応じた負担の有無			○	○						○	○		○	○				
所得制限の有無			○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	
本文ページ		24	25・26	26	31	31	31	31	34	38	39	45	46	47	47	48	50	
備 考		65歳以上で新たに心身障害者になった方は対象外		18歳未満の児童に限る	施設入所や他の手当等の併給制限有り	その他同程度の状態にある方	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	※は一定の重複障害の場合	



のマークがある制度では、マイナンバーを利用します。申請書等の提出の際には「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「個人番号確認書類^(注)と身元確認書類」の提示をお願いします。申請者以外の方が代理人として窓口にお越しの場合は、委任状又は申請者の方の健康保険証など、代理関係がわかるものもお持ちください。

(△は一部該当) この一覧表はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みください。

障害種別	制 度	生 活							税金・公共料金										
		自 動 車 燃 料 費 の 助 成	 運 転 免 許 取 得 費 の 補 助	 自 動 車 改 造 費 の 補 助	リ フ ト 付 自 動 車 の 貸 し 出 し	手 話 通 訊 者 の 派 遣	青 い 鳥 郵 便 葉 書	郵 便 等 に よ る 不 在 者 投 票	居 宅 改 善 整 備 費 の 補 助	所 得 税 ・ 市 県 民 税 の 控 除	自 動 車 関 係 税 の 減 免	J R 運 賃 の 割 引	バ ス 運 賃 の 割 引	タ ク シ ー 運 賃 の 割 引	航 空 運 賃 の 割 引	有 料 道 路 通 行 料 金 の 割 引	NHK放送受信料		市 立 施 設 使 用 料 等 の 免 除
																		免 除	半 額
身体障害者	視覚障害	1級	○	△	△					○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		2級	○	△	△					○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		3級	※	△	△					○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		4級		△	△					○	△	○	○	○	○	○	△	△	○
		5級		△	△					○		○	○	○	○	○	△	△	○
		6級		△	△					○		○	○	○	○	○	△	△	○
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	△	△		△			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		3級	※	△	△		△			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		4級		△	△		△			○		○	○	○	○	○	△	△	○
		5級		△	△					○		○	○	○	○	○	△		○
		6級		△	△		△			○		○	○	○	○	○	△	△	○
		音声・言語機能障害	3級	※	△	△		△			○	△	○	○	○	○	○	△	
	4級		△	△		△			○		○	○	○	○	○	△		○	
	肢体不自由 (上肢・下肢・ 体幹)	1級	○	△	△	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		2級	○	△	△	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		3級	△※	△	△	△				△	○	△	○	○	○	○	△		○
4級			△	△						○	△	○	○	○	○	△		○	
5級			△	△						○	△	○	○	○	○	△		○	
6級			△	△						○	△	○	○	○	○	△		○	
内部障害	1級	○	△	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	△	○	
	2級	○	△	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	△	○	
	3級	※	△	△				△		○	○	○	○	○	○	△		○	
	4級		△	△						○		○	○	○	○	△		○	
知的障害者	①	○								○	○	○	○	○	○	△	△	○	
	A	○								○	○	○	○	○	○	△	△	○	
	B	※								○		○	○	○		△		○	
	C									○		○	○	○		△		○	
精神障害者	1級	○								○	△	○	△	※	○		△	△	○
	2級	※								○		○	△	※	○		△		○
	3級									○		○	△	※	○		△		○
難病患者等																			
所得に応じた負担の有無																			
所得制限の有無		○	○	○					○								○		
本文ページ		50	51	52	52	58	60	61	87	64	65	72	72	73	73	73	74	74	76
備 考		※は一定の重複障害の場合	※に限る	自身の取得する免許に 自身の改造に限る	自身の運転に必要とする改造に限る	外出の際車いすが必要な 下肢・体幹機能障害者			1回限り		排気量により負担有り		顔写真が貼付されている手帳に限る	※は一部のタクシ ー事業者で割引実施	12歳以上に限る			平衡機能障害を除く	

(注) 個人番号確認書類のうち、通知カードは、令和2年5月25日以前に交付されているもので、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用が可能です。また、「個人番号通知書」については、「番号確認書類」や「身元確認書類」としてはご利用になれませんのでご注意ください。

第1章 相談窓口

各区役所支援課 障害福祉係

各区役所支援課の障害福祉係では、障害のある方のさまざまな相談に応じ、必要な援護や身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の受付、各種福祉サービスなどのご相談をお受けしております。また、差別や虐待などの権利侵害の通報や相談も受け付けています。以下を参照のうえ、お住まいの区の支援課へお問い合わせください。

西区役所支援課

〒331-8587 西区西大宮 3-4-2
 西区役所 1階
 TEL 620-2662 FAX 620-2766
 ☒ nishiku-shien@city.saitama.lg.jp

桜区役所支援課

〒338-8586 桜区道場 4-3-1
 桜区役所 1階
 TEL 856-6172 FAX 856-6276
 ☒ sakuraku-shien@city.saitama.lg.jp

北区役所支援課

〒331-8586 北区宮原町 1-852-1
 北区役所 1階
 TEL 669-6062 FAX 669-6166
 ☒ kitaku-shien@city.saitama.lg.jp

浦和区役所支援課

〒330-9586 浦和区常盤 6-4-4
 浦和区役所 1階
 TEL 829-6143 FAX 829-6239
 ☒ urawaku-shien@city.saitama.lg.jp

大宮区役所支援課

〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1
 大宮区役所 1階
 TEL 646-3062 FAX 646-3166
 ☒ omiyaku-shien@city.saitama.lg.jp

南区役所支援課

〒336-8586 南区別所 7-20-1
 南区役所 5階
 TEL 844-7172 FAX 844-7276
 ☒ minamiku-shien@city.saitama.lg.jp

見沼区役所支援課

〒337-8586 見沼区堀崎町 12-36
 見沼区役所 1階
 TEL 681-6062 FAX 681-6166
 ☒ minumaku-shien@city.saitama.lg.jp

緑区役所支援課

〒336-8587 緑区大字中尾 975-1
 緑区役所 2階
 TEL 712-1172 FAX 712-1276
 ☒ midoriku-shien@city.saitama.lg.jp

中央区役所支援課

〒338-8686 中央区下落合 5-7-10
 中央区役所 1階
 TEL 840-6062 FAX 840-6166
 ☒ chuoku-shien@city.saitama.lg.jp

岩槻区役所支援課

〒339-8585 岩槻区本町 3-2-5
 岩槻区役所 3階
 TEL 790-0163 FAX 790-0266
 ☒ iwatsukiku-shien@city.saitama.lg.jp

各区役所支援課に**手話通訳者**が設置されています。

- ◆**設置日** 月曜日～金曜日（曜日によりタブレットを活用した遠隔での手話通訳となります。）
- ◆**設置時間** 午前9時～午後4時（昼休みを除く）

障害者生活支援センター

地域で生活する障害のある方とその家族などに対する住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援のほか、差別や虐待など権利侵害の通報や相談も受け付けています。また、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、教育や就労に関する相談や情報の提供、障害のある方一人ひとりに応じたサービスの利用援助などを行っています。

西 区	北 区
〒 331-0071 西区高木 123-4 カーサ辰巳 1 階 【全障害】 西区障害者生活支援センター（ゆめの園）※ TEL 623-1768 FAX 622-8807 （月～金 午前 9 時～午後 5 時）	〒 331-0812 北区宮原町 2-62-17 【身・知】 北区障害者生活支援センター（みぬま）※ TEL 796-5705 FAX 796-5706 （月～金 午前 9 時～午後 6 時 土 午前 9 時～午後 1 時） 【精 神】 北区障害者生活支援センター（ベルバッキオ） TEL 661-7092 FAX 661-7093 （月～金、第 2・4 土 午前 9 時～午後 5 時 30 分）
大宮区	見沼区
〒 330-0841 大宮区東町 1-141-6 第 2 吉田ビル 1 階 【身・知】 大宮区障害者生活支援センター（みぬま）※ TEL 650-6460 FAX 795-4721 （月～金 午前 9 時～午後 6 時 土 午前 9 時～午後 1 時） 【精 神】 大宮区障害者生活支援センター（やどかり） TEL 795-4720 FAX 795-4721 （月～金 午前 9 時～午後 6 時）	〒 337-0042 見沼区南中野 467-1 スガヤハイツ 105 【身・知】 見沼区障害者生活支援センター（来人） TEL 682-0677 FAX 682-0670 （火～土 午前 9 時～午後 6 時） 【精 神】 見沼区障害者生活支援センター（やどかり）※ TEL 682-1101 FAX 682-0670 （火～土 午前 9 時～午後 6 時）
中央区	桜 区
〒 338-0013 中央区鈴谷 7-5-7 【全障害】 中央区障害者生活支援センター（来夢）※ TEL 859-7231 FAX 852-3276 （月～日<月 1 回土を除く> 午前 9 時～午後 6 時）	〒 338-0837 桜区田島 4-10-8 1 階 【全障害】 桜区障害者生活支援センター（さくらとぴあ）※ TEL 783-7800 FAX 783-7799 （月～金、第 1・3 土 午前 9 時～午後 6 時）
浦和区	南 区
〒 330-0074 浦和区北浦和 5-6-7 レジデンス北浦和 104 【身・知】 浦和区障害者生活支援センター（むつみ） TEL 824-3640 FAX 793-6376 （月～土 午前 9 時～午後 6 時） 【精 神】 浦和区障害者生活支援センター（やどかり）※ TEL 793-6373 FAX 793-6376 （火～土 午前 9 時～午後 6 時）	〒 336-0022 南区白幡 5-11-16 【全障害】 南区障害者生活支援センター（あみ～ご）※ TEL 866-5098 FAX 866-5128 （月～金 午前 9 時～午後 5 時 月 1 回土 午前 9 時～午後 1 時） 〒 336-0027 南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 1 階 【全障害】 南区障害者生活支援センター（社協ひまわり） TEL 710-8105 FAX 864-0570 （月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時）
緑 区	岩槻区
〒 336-0922 緑区大牧 1484-4 コンフォートヒルズ 101 【全障害】 緑区障害者生活支援センター（ぶどうの木）※ TEL 829-9381 FAX 829-9382 （月～金 午前 9 時～午後 6 時）	〒 339-0054 岩槻区仲町 2-5-3 一条ビル 1 階 【全障害】 岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）※ TEL 793-4701 FAX 793-4702 （月～土<第 4 土を除く> 午前 9 時～午後 6 時）

（西区を除き、祝祭日は休業）
 （いずれの支援センターも年末年始は休業）

【全障害】 すべての障害のある方の相談窓口 **【身・知】** 主に身体障害、知的障害のある方の相談窓口
【精 神】 主に精神障害のある方の相談窓口 **【※】** 基幹相談支援センター

障害者更生相談センター

〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 4 階

TEL 646-3128 FAX 646-3163 ✉ syogaisha-kosei-sodan@city.saitama.lg.jp

主に 18 歳以上の身体障害、知的障害のある方及びその家族などからの専門的な知識や技術を必要とされる相談（更生相談）をお受けしています。また、以下の業務を行っています。

身体障害者更生相談

障害者総合支援法による補装具費支給や自立支援医療（更生医療）の要否判定及び専門的な助言を行います。

知的障害者更生相談

療育手帳に関する障害程度の判定、その他臨床心理学、社会福祉学に基づいた助言などを行います。

身体障害者手帳認定、療育手帳交付

各区支援課で受けた障害者手帳の交付申請書に基づいて、障害の認定及び手帳の発行を行います。

訪問相談事業

在宅身体障害者等の福祉用具や家屋改修、介助方法などについての専門的な助言を行います。

また、知的障害者等に対する臨床心理学、社会福祉学に基づいた助言などを行います。

さらに障害者施設などに職員を派遣して、施設職員への専門的・技術的助言を行います。

高次脳機能障害者支援事業（高次脳機能障害者支援センター）

高次脳機能障害者及びその家族等からの様々な相談を専門職員がお受けしています。また、相談内容に応じて関係機関と連携した支援を行います。（午前 9 時～午後 4 時）

TEL 646-3125 FAX 646-3163

障害者総合支援センター

〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-7

管理係（総合受付）

TEL 859-7255 FAX 852-3272

✉ syogaisha-sogo-sien@city.saitama.lg.jp

就労支援係

TEL 859-7266 FAX 852-3273

障害のある方の就労の促進を図るため、ジョブコーチの派遣や雇用創出コーディネーターの事業所訪問による実習の場、就労の場の拡大を行うとともに、職場定着のための離職予防事業を行います。

詳しくは、78 ページ：「第 13 章 就労」をご覧ください。

発達障害者支援センター

TEL 859-7422 FAX 852-3272

発達障害者支援センターでは、発達障害のある方を対象に、本人・家族・支援者からの発達障害に関する相談をお受けしています。継続的な相談は、18 歳以上の成人期を対象としています。18 歳未満の方については、年齢や相談内容に応じた相談機関について情報提供等を行っています。

北部児童相談所・南部児童相談所

〒330-0071 浦和区上木崎 4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター 4階

北部児童相談所（西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）

TEL 711-3917 FAX 711-8904

✉ hokubu-jido-sodanjyo@city.saitama.lg.jp

南部児童相談所（中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）

TEL 711-2489 FAX 711-8904

✉ nambu-jido-sodanjyo@city.saitama.lg.jp



18歳未満の子どもに関して、家族などからの相談に応じ、必要に応じて医学・心理学等による判定を行い、これらに基づいた助言指導や施設入所等の手続きを行っています。

総合療育センターひまわり学園

発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行うほか、保育所・幼稚園等の地域の関係機関や家族への支援を行っています。

障害児総合療育施設（ひまわり学園）

〒331-0052 西区三橋 6-1587

TEL 622-1218 FAX 622-4359

✉ himawari-somu@city.saitama.lg.jp

療育センターさくら草

〒338-0837 桜区田島 2-16-2

TEL 710-5811 FAX 839-0352

✉ ryoiku-sakura@city.saitama.lg.jp

療育センターひなぎく

〒339-0042 岩槻区府内 1-8-1

TEL 796-7013 FAX 796-8633

✉ ryoiku-hinagiku@city.saitama.lg.jp

保健所

〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-12

健康支援課

TEL 840-2219 FAX 840-2229

保健衛生の向上及び増進のため、難病に対する相談や支援を行っています。また、次の医療給付などの申請も受け付けています。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 指定難病医療給付 | 7. 未熟児養育医療給付 |
| 2. 特定疾患医療給付 | 8. 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給 |
| 3. 小児慢性特定疾病医療給付 | 9. 肝炎治療医療費助成 |
| 4. 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付 | 10. 肝がん・重度肝硬変医療費助成 |
| 5. 自立支援医療（育成医療）給付 | 11. 被爆者援護事務 |
| 6. 結核児童療育給付 | 12. 石綿健康被害救済給付 |



精神保健課

TEL 840-2223、840-2234 FAX 840-2230

関係機関と連携をとりながら、精神保健に関する相談をお受けします。

※面接・訪問相談につきましては、事前にお電話ください。

各区役所保健センター

健康に関する相談や健康教育、訪問指導、精神保健相談、予防接種の相談などが受けられます。

西区役所保健センター

西区役所 1階 TEL 620-2700 FAX 620-2769

北区役所保健センター

北区役所 3階 TEL 669-6100 FAX 669-6169

大宮区役所保健センター

大宮区役所 4階 TEL 646-3100 FAX 646-3169

見沼区役所保健センター

見沼区役所 1階 TEL 681-6100 FAX 681-6169

中央区役所保健センター

中央区役所 別館 1階
TEL 840-6111 FAX 840-6115

桜区役所保健センター

桜区役所 3階 TEL 856-6200 FAX 856-6279

浦和区役所保健センター

〒330-0061 浦和区常盤 6-4-18
TEL 824-3971 FAX 825-7405

南区役所保健センター

サウスピア 7階 TEL 844-7200 FAX 844-7279

緑区役所保健センター

緑区役所 3階 TEL 712-1200 FAX 712-1279

岩槻区役所保健センター

ワッツ東館 4階 TEL 790-0222 FAX 790-0259

こころの健康センター

〒330-0071 浦和区上木崎 4-4-10 子ども家庭総合センター 4階
TEL 762-8548 FAX 711-8907 (月～金 午前9時～午後5時)

精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉相談のほか、思春期・ひきこもり・依存症に関する専門相談を行っております。相談は予約制のため、まずは、お電話でご相談ください。また、精神科病院入院者の退院及び処遇改善を求める請求の受け付けを行うほか、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費（精神通院）支給の判定に関する事務を行っています（手帳などの申請・交付は、各区役所支援課が窓口となります）。

ひきこもり相談センター

TEL 762-8534 (火・金 午前9時～午後5時)

ひきこもり相談センターでは、児童期から成人期を対象に不登校・ひきこもりのことでお悩みのご本人・ご家族からの相談をお受けしています。

子どもの精神保健相談室

TEL 762-8538 (火・金 午前9時～午後5時)

子どもの精神保健相談室では、小学4年生から中学生のご本人・ご家族を対象に思春期の心の問題に関する相談をお受けしています。

埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日において、精神疾患を有する方や、そのご家族などからの緊急的な精神科医療相談を電話にて受け付けています。相談内容に基づき助言を行い、必要に応じて医療機関を紹介します。

精神科救急相談電話

TEL 048-723-8699 (ハローキューキュー)

受付時間 平日（月～金） 17：00～翌8：30

土、日、祝日及び12月29日～1月3日 8：30～翌8：30

※ 平日の日中の時間帯（8：30～17：00）の精神科救急医療に関する相談については、さいたま市保健所精神保健課にご相談ください。

※ 医療機関等の状況により、ご要望にお応えできないことがあります。

※ かかりつけの医療機関がある方は、まずそちらにご相談ください。

※ 緊急性の高い相談に対応することを業務としておりますので、時間をかけた継続的な相談はご遠慮ください。

※ 精神科救急医療以外の精神保健福祉に関する相談については、平日に各区役所保健センター、さいたま市保健所、こころの健康センターへご相談ください。

※ 非通知設定の電話番号はつながりません。非通知設定にされている場合は、電話番号の先頭に「186」をつけ、発信者番号を通知した上でおかけください。

埼玉県医療的ケア児等支援センター

〈窓口〉埼玉県医療的ケア児等支援センター（地域センターカリヨンの杜）

岩槻区馬込 2100 番地 TEL 797-6671 ✉ ikea-carillon@ohfukai.jp

医療的ケア児等とその御家族、支援機関からの相談・助言、情報提供などを行います。

◇開所時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

さいたま市医療的ケア児保育支援センター（すまいるスポットさいたま）

〒338-0003 中央区本町東 7-4-19

TEL 854-0055 FAX 854-0022 ✉ saitama@nanairo-childcare.jp

開所時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

さいたま市医療的ケア児保育支援センター（愛称：すまいるスポットさいたま）では、未就学の医療的ケア児のご家族からの育児相談や保育所入所に関する相談等を実施しています。また、ご家族同士の交流の場の提供や、医療的ケア児とご家族を対象としたイベント等を開催しています。ご相談は予約制となっておりますので、まずはお電話等でご確認ください。

さいたま市社会福祉協議会

窓 口	問合せ先	所 在 地
総務課	TEL 835-3111 FAX 835-1222	
地域福祉課	TEL 834-3133 FAX 835-1222	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内
権利擁護推進課	TEL 835-5280 FAX 835-5282	
障害者生活支援センター （社協ひまわり）	TEL 710-8105 FAX 864-0570	〒336-0027 さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 1 階
在宅サービス課	TEL 661-3620 FAX 782-6840	〒331-0823
大宮サービスセンター	TEL 782-6839 FAX 782-6840	さいたま市北区日進町 2-1864-10 JS 日進 1 階
浦和サービスセンター	TEL 871-1230 FAX 883-2760	〒336-0017 さいたま市南区南浦和 2-38-8 ケーアイビル 2 階 B 号室
岩槻サービスセンター	TEL 749-8100 FAX 758-8099	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町 3-2-5 ワッツ東館 3 階

各区事務所

各区にさいたま市社会福祉協議会の区事務所があります。ボランティアの情報や各種サービスの受け付けを行います。

西区事務所

西区役所 2 階 TEL 622-3333 FAX 622-1991

北区事務所

北区役所 2 階 TEL 653-1177 FAX 653-6006

大宮区事務所

大宮区役所 4 階 TEL 646-4441 FAX 646-4447

見沼区事務所

見沼区役所 1 階 TEL 684-3322 FAX 684-2200

中央区事務所

中央区役所 4 階 TEL 854-3724 FAX 854-3511

桜区事務所

桜区役所 2 階 TEL 852-1611 FAX 852-1811

浦和区事務所

浦和区役所保健センター 1 階
TEL 834-3131 FAX 833-3199

南区事務所

南区役所 5 階 TEL 838-1818 FAX 838-2700

緑区事務所

緑区役所 3 階 TEL 874-0022 FAX 874-2900

岩槻区事務所

ワッツ東館 3 階 TEL 757-9291 FAX 756-3064

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）「あんしんサポートさいたま」**〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課**

さいたま市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な知的障害・精神障害のある方、認知症高齢者などが、必要な福祉サービスを安心して利用できるよう、「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートさいたま）」を行っています。

この事業では、福祉サービスの利用援助を基本に、日常生活上の手続きや福祉サービスの利用料、税金、公共料金などの支払いをお手伝いします。また、年金証書や預金通帳などの大切な書類のお預かりなど、日常生活を安心して送るための援助を行っています。

◇援助を受けるための手続き**相談**

相談は無料です。必要に応じてさいたま市社会福祉協議会の専門員がお宅に訪問してお話を伺います。

支援計画

お困りの内容を確認しながら、専門員が支援計画を作成します。その内容を確認し、さいたま市社会福祉協議会と契約を結びます。

◇援助の実施

専門員から指示を受けた生活支援員が、支援計画に基づいて定期的に援助を行います。

◇利用料金

生活支援員による援助は、1 回 1 時間まで 1,200 円～ 1,600 円（以降 30 分ごとに 400 円が加算）。書類等の預かりは、基本料 2,000 円（1 年間）、利用料 500 円（1 か月）。ただし、生活保護世帯は無料。なお、詳しくはお問い合わせください。

障害者相談員

障害のある人やその家族等からの生活上の相談に応じ、同じ背景を持つ立場から助言その他の必要な援助を行うために、障害者相談員 30 名（身体障害者相談員 13 名、知的障害者相談員 4 名、精神障害者相談員 10 名、発達障害者相談員 2 名、難病患者相談員 1 名）を委嘱しています。

※夜間、休日及び祝日のご相談につきましては、対応が難しい場合がございます。

◇身体障害者相談員 13 名

障害の種類	氏名	ふりがな	電話番号
視覚	中野	なかの	878-1106
	小幡	おばた	090-2403-9162
	福迫	ふくさこ	080-4367-7248
聴覚	内藤	ないとう	FAX 688-3848
	町田	まちだ	FAX 852-8020
	星野	ほしの	FAX 834-6706
	青山	あおやま	FAX 839-8639
	渡邊	わたなべ	FAX 855-2206
	近内	こんない	E-mail deafsoudan.kon@gmail.com
肢体	米山	よねやま	641-8709
	岡田	おかだ	0493-56-6835
内部（じん臓）	似田貝	にたかい	767-7492
内部（膀胱・直腸）	八木田	やぎた	686-5520

◇知的障害者相談員 4 名

氏名	ふりがな	電話番号
羽生田	はにうだ	652-6946
熊久保	くまくぼ	686-6927
石上	いしがみ	090-3229-8187
宮部	みやべ	756-0915

◇精神障害者相談員 10 名

相談先	電話番号
さいたま市精神障害者家族会連絡会事務局	070-2150-5945 070-3881-5070

※精神障害者相談員の相談時間は、月曜日から土曜日までの 10 時から 15 時までです。

◇発達障害者相談員 2 名

相談先	電話番号
埼玉親の会「麦」	080-4125-6020

◇難病患者相談員 1 名

相談員	ふりがな	電話番号
石垣	いしがき	839-4767

民生委員・児童委員

〈窓口〉各区役所福祉課

西区役所 福祉課 TEL 620-2653 FAX 620-2762	桜区役所 福祉課 TEL 856-6163 FAX 856-6272
北区役所 福祉課 TEL 669-6053 FAX 669-6167	浦和区役所 福祉課 TEL 829-6121 FAX 829-6238
大宮区役所 福祉課 TEL 646-3053 FAX 646-3165	南区役所 福祉課 TEL 844-7163 FAX 844-7277
見沼区役所 福祉課 TEL 681-6053 FAX 681-6162	緑区役所 福祉課 TEL 712-1163 FAX 712-1270
中央区役所 福祉課 TEL 840-6053 FAX 840-6165	岩槻区役所 福祉課 TEL 790-0155 FAX 790-0265

それぞれの担当区域において、介護や医療の悩み、子育ての不安、生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、関係機関とのつなぎ役になります。

詳しくは上記の窓口にお問い合わせください。

聴覚障害者相談員

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内 専用 FAX 823-9557 TEL 823-9556

聴覚障害者等の生活上の相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

◇相談日

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日・休日・年末年始は休みです。

埼玉県社会福祉協議会

〈窓口〉埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター

浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 FAX 822-1406

障害のある方の生活上のさまざまな相談を行っています。

相談内容	曜日※	受付時間	相談専用電話番号
生活相談 (権利擁護相談)	月～金曜日	午前9時～午後4時	822-1240 (身体・精神障害者とそのご家族・関係者) 822-1204 (知的障害者とそのご家族・関係者)
法律相談(要予約)	水・金曜日	午後1時～午後2時30分	まずは生活相談にお電話ください。
成年後見相談	毎月第4水曜日	午後1時～午後2時30分	来所や電話で相談できます。生活相談にお電話ください。
差別に関する相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	822-1297

(※祝日・年末年始を除く)

〈窓口〉埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター

浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 TEL 822-1297 FAX 822-1406

障害のある方の虐待についてのご相談をお受けします。また、使用者による障害者虐待についての届出や通報の受付を行います。

◇相談日

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

成年後見制度の利用支援

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援するための制度です。

成年後見制度を利用するには家庭裁判所への申立てが必要になりますが、さいたま市は以下のような利用支援を行っています。

(1) 市長による申立て

身寄りがないなどの理由により、親族などによる家庭裁判所への申立てができない方について、市長が代わりに申立てを行います。

(2) 成年後見人等に対する報酬の助成

成年後見制度を利用するにあたって報酬費用を負担することが困難な方に対して、後見人等への報酬費用の助成を行います。

身体障害者手帳の交付 ( 1 ページ欄外参照)

◀窓口▶ 各区役所支援課 (3 ページ参照)

身体障害者手帳は、身体に障害があり、その状態が身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◇対象となる障害

手帳	障害区分	障害等級
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	聴覚障害	2～4・6級
	平衡機能障害	3・5級
	音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級
	肢体不自由	1～6級
	内部障害	心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸 肝臓 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫

身体障害者手帳に記載のある「第1種・第2種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。(72 ページ：「第12章 公共料金の割引」・91 ページ：「身体障害者障害程度等級表」参照)

◇手帳の交付を受けるには

申請には次のものがが必要です。(本人が15歳に満たない時は、その保護者が申請します)。

- (1) 診断書 (各区役所支援課にある所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの。様式はホームページからダウンロードできます。)
- (2) 写真1枚 (タテ4cm×ヨコ3cm)

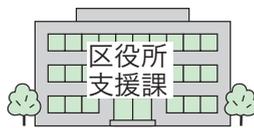
◇身体障害者手帳が交付されるまで

身体障害者福祉法第15条指定医

- ①診察を受ける
- ②診断書作成



③申請する



④認定依頼



⑤交付決定・送付

⑥交付

◇手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- ①住所が変わった時..... 手帳
- ②氏名が変わった時..... 手帳と写真
- ③手帳をなくしたり、破損してしまった時..... 写真
- ④障害の程度が変わったり、新たに障害が生じた時..... 手帳、診断書、写真
- ⑤再認定を受ける時..... 手帳、診断書、写真
- ⑥障害の程度が該当しなくなった時..... 手帳
- ⑦本人が死亡した時..... 手帳

◀窓口▶ 各区役所支援課 (3 ページ参照)

療育手帳は、知的障害があり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◀対象となる障害▶

北部及び南部児童相談所(18歳未満の方)、または障害者更生相談センター(18歳以上の方)において、心身の発達、日常生活、行動、知的能力、社会性などを心理、社会、医学的に診断し、知的障害と判定されるもの

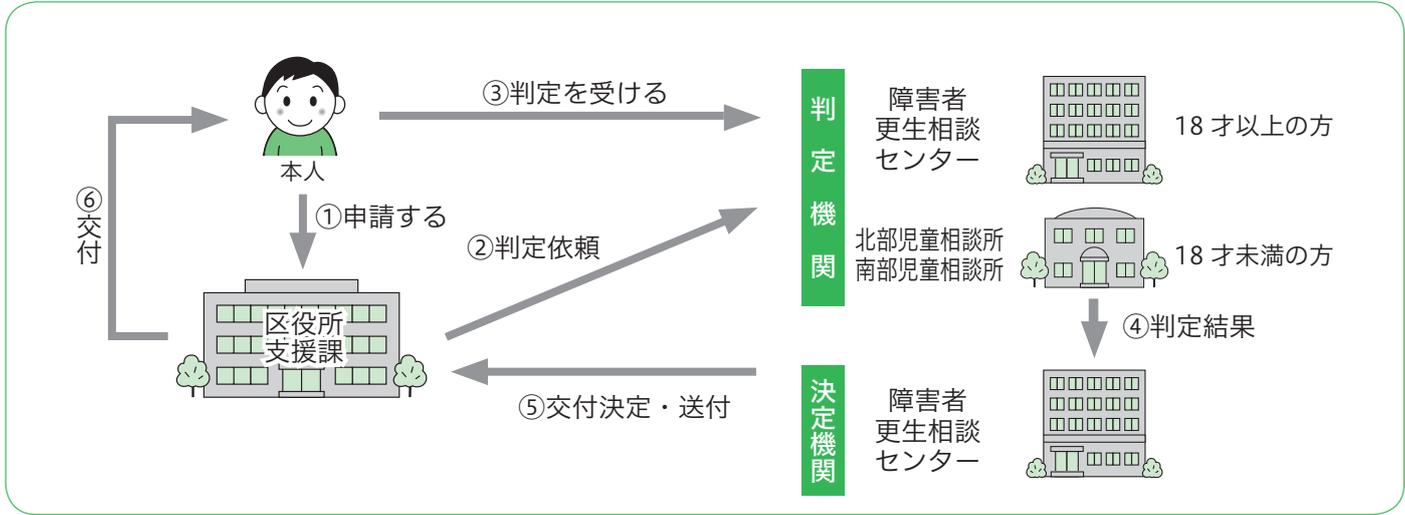
手帳の区分	①	A	B	C
障害の程度	最重度	重度	中度	軽度

療育手帳に記載のある「第1種・第2種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。(72 ページ：「第12章 公共料金の割引」参照)

◀手帳の交付を受けるには▶

- 申請には次のものが必要です。
- (1) 写真1枚 (タテ4cm×ヨコ3cm)
 - (2) 母子手帳等、本人の生育歴に関するもの

◀療育手帳が交付されるまで▶



◀手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。▶

- | | | |
|---------------------|-------|-------|
| ①住所が変わった時 | | 手帳 |
| ②氏名が変わった時 | | 手帳と写真 |
| ③手帳をなくしたり、破損してしまった時 | | 写真 |
| ④再判定を受ける時 | | 手帳と写真 |
| ⑤障害の程度が該当しなくなった時 | | 手帳 |
| ⑥本人が死亡した時 | | 手帳 |

精神障害者保健福祉手帳の交付 (1 ページ欄外参照)

〈窓口〉 各区役所支援課 (3 ページ参照)

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のある方の中で、精神障害のために、長期にわたって、日常生活または社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

◇対象となる障害

手帳	疾患名	障害等級
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）、発達障害、その他の精神病	1～3級

精神障害者保健福祉手帳に記載のある「第1種・第2種」については旅客運賃の割引等に適用されるものです。(72 ページ：「第12章 公共料金の割引」参照)

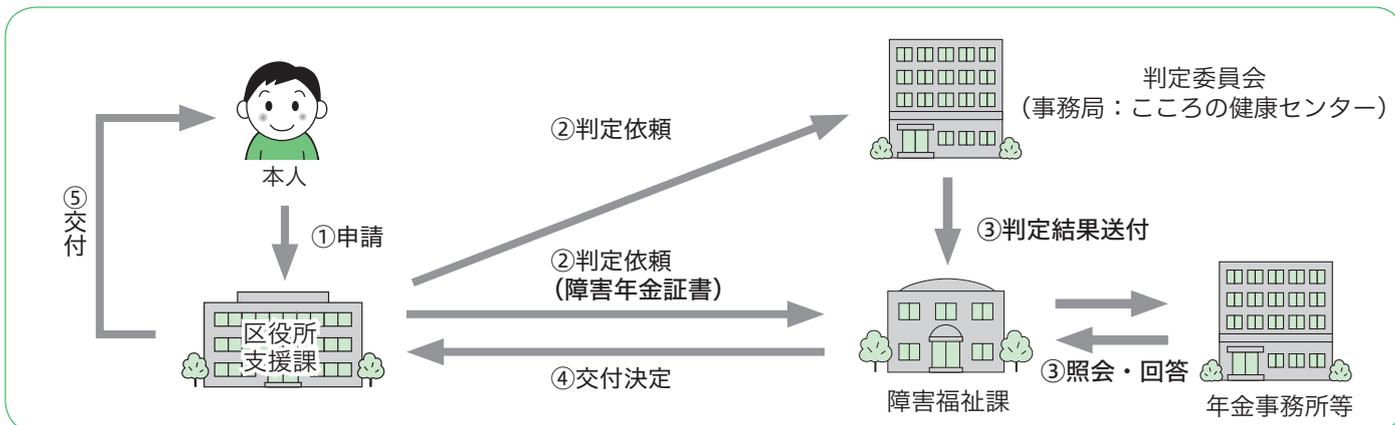
申請には次のものが必要です。

(1) 次のア～ウのいずれか

- ア. 診断書(所定の様式:精神疾患について初めて診断を受けた日から6ヶ月以上経過していること)
- イ. 年金証書(精神障害を支給事由とする年金)の写し及び直近の年金振込(支払)通知書の写し
- ウ. 特別障害給付金受給資格者証(精神障害を支給事由とする給付金)の写し及び直近の国庫金振込(送金)通知書の写し ※イまたはウは、マイナンバーを活用した情報連携により年金情報を把握する場合には添付不要

(2) 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

◇精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで



◇手帳交付後に次の事項が生じた時は、必ず手続きをしてください。

- ①住所が変わった時..... 手帳
- ②氏名が変わった時..... 手帳
- ③手帳をなくしたり、破損してしまった時..... 写真
- ④等級変更を受ける時..... 手帳、診断書または年金証書の写し、写真
- ⑤本人が死亡した時..... 手帳

※手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新の手続きが必要です。更新の手続きは、手帳の有効期限の3カ月前から申請を行うことができます。

精神障害者保健福祉手帳診断書料の助成

〈窓口〉 各区役所支援課 (3 ページ参照)

精神障害者保健福祉手帳の新規申請、更新申請または再申請の時に必要となる診断書料を助成しています(生活保護制度利用者は除く)。ただし、等級変更申請時には所得制限があります。

◇申請に必要なもの

領収書、印鑑

◇助成額

実費(限度額4,000円)

ノーマライゼーション条例の概要

平成 24 年 4 月 1 日から「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）が全部施行されました。この条例は、障害のある人への差別や虐待を禁止するとともに、障害のある方の自立や社会参加を推進し、障害のあるなしに関係なく、安心して生活できる地域社会の実現を目指すものです。そのためには、市民一人ひとりに条例の理念を理解していただくと共に、ノーマライゼーション社会の実現に向けてさまざまな取り組みを進めていくことが必要です。

◇条例のポイント

- (1) 障害のある方は、街で共に暮らす市民のひとりです。
- (2) 障害のある方の権利を守ります。
- (3) 市は、障害のある方が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います。

◇差別の相談窓口

差別を受けたときは、各区役所支援課や各区障害者生活支援センターに相談してください。支援課、障害者生活支援センターの職員が事案の調査やあっせんを行います。また、解決が困難な場合には、市長に申立てをすることにより障害者の権利の擁護に関する委員会で審議し、差別事案の関係者に対し、助言やあっせんを行い、差別の解消に向けた調整を行い解決を図ることもできます。

条例で「差別」と定められていること

不 当 な 差 別 的 扱 い	日常生活	障害のある方の名前や身の上などを誰かに言いふらすなどして、その障害のある方の暮らしを妨げる こと。
	教 育	・障害のある方に必要なことを教えなかったり、学ぶための支援をしなかったりすること。 ・障害のある方やその保護者の意見を聴かなかったり、説明を行わないで、入学する学校を決めたり すること。
	雇 用	・募集や採用をするときに、その職場で仕事をこなすことができるにもかかわらず、障害を理由とし て応募や採用を拒んだり、条件をつけたりすること。 ・その職場で仕事をこなすことができるにもかかわらず、障害を理由として解雇したり、無理やり辞 めさせようとしたりすること。
	サ ー ビ ス	みんなが利用している病院、福祉サービスや商品の売買、不動産の取引を、正当な理由なく、障害の ある方の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
	施設・建物・ 公共交通機関	みんなが利用している建物や電車、バスなどの利用を、正当な理由なく、障害のある方の障害を理由 に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
	情 報 提 供	障害のある方が毎日の暮らしに必要な情報をやりとりするときに、正当な理由なく、障害のある方の 障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
	意 思 表 示	障害のある方が毎日の暮らしに必要な意思を伝えようとするときに、正当な理由なく、障害のある方 の障害を理由に手話や F A X などによるコミュニケーション手段を断ったり、一部に限ったり、条件 をつけたりすること。
機 会 均 等	障害を理由に、障害のない他の人に比べて悪い条件を押し付けたり、押し付けようとしたりすること。	
合理的配慮の不提供	市や事業者が障害のある方に必要な手立て（合理的配慮に基づく措置）を行わないことにより、不利 益を与えること。	

◇合理的配慮に基づく措置

障害のある人が障害のない人と同じように活動をすることができるように、その人の障害の特性にあわせてさまざまな手立てを行うことです。

しかし、このような手立てにあまりにも大きなお金や負担がかかる場合は除きます。

【合理的配慮に基づく措置の具体例】

- ①車いすを使用する障害のある方が、車いすが机の下に入らず仕事又は学習ができないといった場合、仕事や学習ができるように机を取り替える。
- ②視覚に障害のある方の書類整理作業と障害のない同僚のパソコン入力作業を交換する。

◇虐待の通報（相談）窓口

障害のある方に対する虐待を発見した場合は、各区支援課または障害者生活支援センターに通報してください。また、これらの窓口では虐待について相談することもできます。通報や相談を受けた支援課や障害者生活支援センターは調査や助言・指導などを通じて、虐待の防止に向けた支援を行います。また、平成 24 年 10 月から障害者虐待防止法が施行され、法的にも虐待の禁止と通報の義務が定められました。

条例で「虐待」と定めていること

暴行（身体的虐待）	障害のある方の体を傷つけたり、傷つけるおそれのある暴力をふるったりすること。
わいせつ行為、性的自己決定権の剥奪	障害のある方に性的な嫌がらせをすることや性的な嫌がらせをさせること、または障害のある方だからといって、本人が望む、望まないにかかわらず、交際を制限したり、子どもを産むことができない体にしたりすること。
心理的外傷を与える言動（心理的虐待）	障害のある方に対して、ひどい暴言を浴びせたり、無視したりして心を深く傷つけること。
保護の怠慢（ネグレクト）	障害のある方が弱ってしまうほど食事を減らしたり、世話が 필요한のにそのままにしたりしておくこと。
不当な財産上の利益の取得	障害のある方の財産を勝手に売り払って代金を奪ったり、年金をだまし取ったりするなどして損をさせること。
虐待の放置、自ら利益や健康を明らかに損なう行為（セルフネグレクト）	障害のある方の保護者などが、虐待が行われていることを知りながら、または障害のある方が損をしたり病気になったりすることが明らかなのに、そのままにしておくこと。

◇もっと詳しく知りたい

ノーマライゼーション条例 web をご覧ください。

さいたま市役所ホームページ

トップページ→ノーマライゼーション条例 web で検索してください。

◇「差別」や「虐待」が行われているときの相談・通報受付窓口

- ・各区役所支援課 →（3 ページ参照）
- ・各区障害者生活支援センター →（4 ページ参照）

◇ノーマライゼーション条例に関する問合せ

障害政策課ノーマライゼーション推進係

TEL 829-1306 FAX 829-1981

✉ shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp

障害者総合支援法のサービス (👉 1 ページ欄外参照)

障害のある方の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業が利用できます。

※平成 25 年 4 月 1 日に障害者自立支援法にかわり障害者総合支援法が施行されました。

サービスを利用できる方

- (1) 身体障害者手帳を持っている方。
- (2) 療育手帳を持っている方または障害者更生相談センターや児童相談所で知的障害の判定を受けている方。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方または診断書等により精神障害の診断を受けている方。
- (4) 難病患者等（特定医療費（指定難病）受給者証を持っている方など）

※令和 7 年 4 月 1 日から「障害福祉サービス等」の対象となる疾病が、369 から 376 へ拡大されました。対象疾病は 27 ページ「第 6 章医療費等」指定難病医療給付に掲げる病名のほか、以下の疾病が対象となります。なお、難病法に基づく指定難病と障害者総合支援法の「特殊の疾病」で一部異なる疾病名を用いています。

＜指定難病の要件は満たさないが、障害者総合支援法の対象疾病の要件を満たすもの＞

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| ・円錐角膜 | ・加齢黄斑変性 | ・急性壊死性脳症 |
| ・急性網膜壊死 | ・原発性局所多汗症 | ・顕微鏡的大腸炎 |
| ・骨髄異形成症候群 | ・骨髄線維症 | ・サイトメガロウィルス角膜内皮炎 |
| ・四肢形成不全 | ・スモン | ・多発性軟骨性外骨腫症 |
| ・先天性風疹症候群 | ・ダウン症候群 | ・汎発性特発性骨増殖症 |
| ・短腸症候群 | ・突発性難聴 | ・ヘパリン起因性血小板減少症 |
| ・びまん性汎細気管支炎 | ・肥満低換気症候群 | ・慢性膀胱炎 |
| ・ヘモクロマトーシス | ・ペルーシド角膜辺縁変性症 | ・ランゲルハンス細胞組織球症 |
| ・薬剤性過敏症症候群 | ・優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 | ・フォンタン術後症候群 |
| ・両側性小耳症・外耳道閉鎖症 | ・劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 | |

難病法に基づく指定難病と障害者総合支援法の「特殊の疾病」で異なる疾病名を用いているもの

番号	難病法の指定難病	障害者総合支援法の対象疾病
28	全身性アミロイドーシス	アミロイドーシス
37	膿疱性乾癬（汎発型）	膿疱性乾癬
46	悪性関節リウマチ	関節リウマチ
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	抗リン脂質抗体症候群
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	ADH 分泌異常症
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	TSH 分泌亢進症
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	成長ホルモン分泌亢進症
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	原発性高脂血症
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症	若年性肺気腫
262	原発性高カイロミクロン血症	原発性高脂血症
304	若年発症型両側性感音難聴	特発性両側性感音難聴

※注）障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広がっています。

各障害福祉サービス等の内容

介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由のある方又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい障害がある方で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
サービス	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓練等給付	訓練系・就労系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、一般企業に新たに雇用され6月を経過した人に、就労の継続を図るため、連絡調整、相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
		就労選択支援（令和7年10月～）	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
居住支援系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	
		自立生活援助	障害者施設等に入所している障害のある方又は精神科病院に入院している精神障害のある方、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います。
計画相談支援給付	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画の作成を行います。 計画作成後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨などを行います。	
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者施設等に入所している障害のある方又は精神科病院に入院している精神障害のある方、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。	
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問やその他の必要な支援を行います。	
地域生活支援事業	移動支援	余暇活動などの社会参加のための外出が安全かつ円滑にできるよう、移動についての支援を行います。	
	日中一時支援	障害のある方の家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を目的とし、日中の活動の場を提供します。	
	重度障害者等の就労支援	就労中の支援を必要とする重度障害者等に対し、日常生活に係る支援（食事、排せつの介助等）を行います。	
	地域活動支援センター	創作的活動及び生産活動の機会を提供し、社会との交流などを行います。	
	訪問入浴サービス	訪問による居宅での入浴サービスを行います。	
	日常生活用具給付	自立生活支援用具などの日常生活用具を給付、貸与します。	
	意思疎通支援	手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。	

※ 介護保険の対象となる方については、障害福祉サービスと介護保険サービスで共通するサービスを利用する場合、原則介護保険サービスの利用が優先となります。

障害福祉サービスなどの利用のための手続き

①相談

【窓口】 各区役所支援課（P 3）
各障害者生活支援センター（P 4）

まず、使いたいサービスや困っていることなどをご相談ください。障害のある方のニーズを確認し、サービス利用のための支援を行います。

②申請

【窓口】 各区役所支援課（P 3）

サービスの利用には申請が必要です。必要に応じて収入等を証明する書類などを添付し、申請してください。

③障害支援区分認定調査

各区役所支援課職員などが行う障害支援区分認定調査を受けていただきます。

訓練等給付、地域相談支援給付のみを希望される方や18歳未満の方については、障害支援区分の認定は不要ですので、④～⑦は必要ありませんが、各区役所支援課職員等による訪問調査等を受けていただきます。

④医師意見書

意見書を作成するために医療機関（かかりつけ医）を受診していただく場合があります。

⑤一次判定（コンピュータ判定）

認定調査の結果をもとにコンピュータで判断します。

⑥二次判定 （障害支援区分認定審査会）

障害支援区分認定審査会において、一次判定結果を原案としつつ、医師意見書なども参考にして判断します。

⑦障害支援区分の認定

⑧サービス等利用計画案の提出

指定特定相談支援事業者等が作成した「サービス等利用計画案」を提出してください。

⑨支給決定案の作成

⑦で認定された区分や計画案、サービス利用意向等を踏まえ、支給決定基準等に基づき、支給決定案を作成します。

⑩支給決定、受給者証の交付

サービスの種類ごとに支給量を決定し、「障害福祉サービス等受給者証」を交付します。

⑪サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者が、計画案を作成した場合、当該事業所が指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、支給決定にもとづいて「サービス等利用計画」を作成します。

⑫契約

指定障害福祉サービス事業者と契約して、サービスを利用します。その際、⑩の受給者証を事業者に提示してください。

⑬サービス利用、利用者負担の支払

サービス利用後、利用者負担額を事業者に支払います。

障害支援区分

- (1) 介護給付を利用するには、障害支援区分の認定が必要です。
- (2) 障害支援区分は、区分1～6に分かれています。
- (3) 障害支援区分は、支援の必要度について、客観的な基準で判定されます。
- (4) 障害支援区分認定調査（80項目）の結果や、医師意見書の一部項目（24項目）を踏まえ、コンピュータ判定が行われます。（一次判定）
- (5) 障害支援区分認定審査会において、一次判定の結果を原案として、「特記事項」や「医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）」の内容を総合的に勘案した審査判定が行われます。（二次判定）

障害支援区分と利用できるサービス

障害支援区分と利用できるサービスの関係は次の表のとおりです。利用できる量については、サービスと障害支援区分ごとに基準がありますので、お住まいの区の支援課にお尋ねください。

【障害支援区分ごとに、利用できる（○）サービス、できない（×）サービス】

サービスの種類	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	×	○	○	○	○	○	○
通院等介助（身体介護無し）	×	○	○	○	○	○	○
通院等介助（身体介護有り）	×	×	○（ただし要件あり）				
同行援護	○（ただし要件あり）						
行動援護	×	×	×	○（ただし要件あり）			
短期入所（ショートステイ）	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○（ただし要件あり）		
療養介護	×	○（ただし要件あり）					
生活介護	×	×	○ （50歳以上）	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
施設入所支援	○（ただし要件あり）			○ （50歳以上）	○	○	○

障害福祉サービス等における利用者負担のしくみ

◇障害福祉サービスの利用者負担額

障害福祉サービスを利用する際の利用者負担として、「サービスに要する費用の1割」と、食費等を負担する「実費負担」があります。

サービスに要する費用の1割については、世帯の所得に応じた負担上限月額が次の表のとおり設定されているため、サービス利用量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。

実費負担は、施設でのサービスを利用する際に支払います。低所得の方は負担が軽くなるよう配慮されています。

表1 18歳以上の方の障害福祉サービス負担上限月額

区分	世帯の収入の状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）（注1） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注2）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）所得割の額については地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。）及び特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る。）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように規定されています。

（注2）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

表2 18歳未満の方の障害福祉サービス負担上限月額

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)(注)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		20歳未満で入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

(注) 所得割の額については地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。)及び特定扶養親族(16歳以上19歳未満の者に限る。)に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように規定されています。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

表3 世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の方(施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
18歳未満の方(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

◇計画相談支援給付・地域相談支援給付の利用者負担額

利用者負担はありません。

◇地域生活支援事業(移動支援事業及び日中一時支援事業)の利用者負担額

地域生活支援事業(移動支援事業及び日中一時支援事業)については、利用料として、そのサービスにかかった費用の1割を負担していただきますが、世帯の所得に応じた負担上限月額が以下(表4)のとおり設定されているため、サービス利用量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。世帯の範囲の考え方は、障害福祉サービスと同じです。

また、障害福祉サービスと地域生活支援事業を併せて利用する場合は、両サービスを合算した負担上限月額を設定します。

なお、合算した額が負担上限月額を超過する可能性がある場合は、上限額管理の届け出が必要となりますので、お住まいの区の支援課へお尋ねください。

表4 地域生活支援事業(移動支援及び日中一時支援)負担上限月額

区 分	世帯の収入状況	地域生活支援事業(移動支援及び日中一時支援)のみ利用する場合	障害福祉サービスと地域生活支援事業(移動支援及び日中一時支援)を併せて利用する場合
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円	障害福祉サービスと合算して37,200円

◇就学前障害児の発達支援の無償化について

「児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」の5つのサービスについて、障害のある子どもに対し、満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用者負担額が無料となります。

ただし、医療費や食費等の実費で負担している費用は引き続きお支払いいただくことになります。

なお、無償化にあたり新たな手続きは必要ありません。

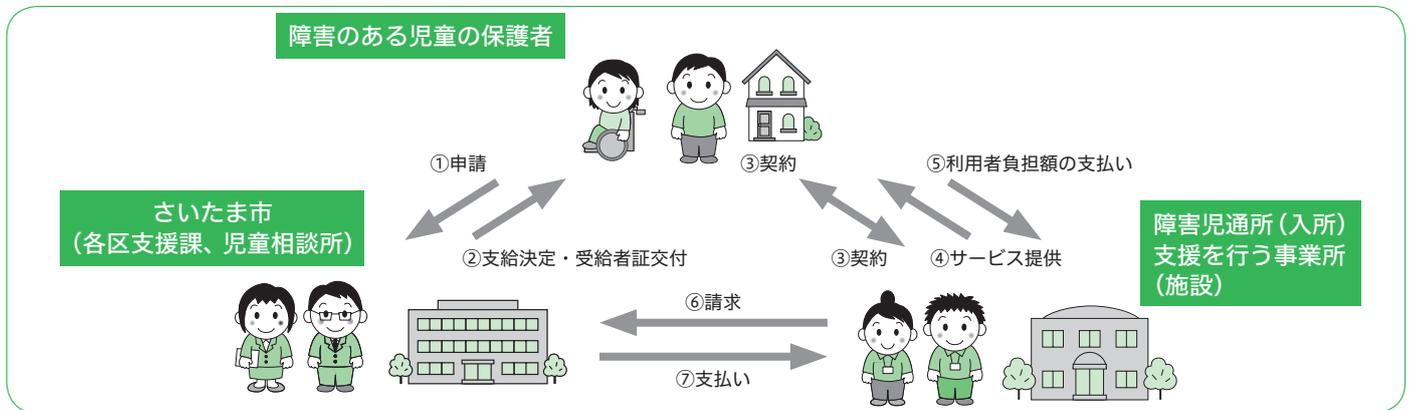
児童福祉法のサービス ( 1 ページ欄外参照)

児童福祉法に基づき、障害のある児童に対し、心身ともに健やかに育成するための支援を行います。

障害児通所支援・障害児入所支援の内容

サービスの種類		サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。また、肢体不自由のある児童を対象に、治療を行います。
	放課後等デイサービス	幼稚園及び大学を除く学校に通う障害のある児童で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童、重度の肢体不自由と知的障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画作成後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

◇サービス利用のしくみ



◇申請窓口

障害児通所支援: 各区役所支援課 (3 ページ参照)

障害児入所支援: 児童相談所 (6 ページ参照)

◇児童福祉法に基づくサービスの負担上限月額

児童福祉法に基づくサービスを利用する際の利用者負担として、「サービスに要する費用の1割」と、食費等を負担する「実費負担」があります。※障害児相談支援給付には利用者負担はありません。

サービスに要する費用の1割については、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されているため、サービス利用量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。(負担上限月額については、22 ページの表2と「◇就学前障害児の発達支援の無償化について」をご参照ください。)

実費負担は、施設でのサービスを利用する際に支払います。低所得の方は負担が軽くなるよう配慮されています。

詳しくは、障害児通所支援については各区役所支援課に、障害児入所支援については児童相談所にお尋ねください。

心身障害者医療費の給付

心身障害者医療費支給制度は、心身に障害がある方の福祉の増進を図ることを目的として、対象者に医療費の一部負担金を支給します。支給を受けるには登録申請が必要となります。

◇対象者

- (1) 身体障害者手帳 1・2・3 級の方
- (2) 療育手帳(A)・A・B の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（精神病床への入院費用は対象となりません）
- (4) 65 歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方

※なお、(4)については以下と同程度の障害のある方が対象となります。

- ・身体障害者手帳 4 級のうち、音声機能又は言語機能障害に該当
- ・身体障害者手帳下肢障害 4 級のうち、1 号「両下肢のすべての指を欠くもの」
- ・身体障害者手帳下肢障害 4 級のうち、3 号「一下肢を下腿の 2 分の 1 以上欠くもの」
- ・身体障害者手帳下肢障害 4 級のうち、4 号「一下肢の機能の著しい障害」
- ・精神障害者保健福祉手帳 2 級
- ・障害基礎年金 1・2 級

※平成 27 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上で新たに上記に該当する心身障害者となった方は支給の対象となりません。

※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

◇支給内容

通院及び入院にかかる健康保険各法の規定による一部負担金（保険診療分）の全額が対象になります。ただし、保険のきかない医療費や文書料・薬の容器代・差額ベッド代などは対象になりません。また、他の公費負担医療の給付や健康保険から支給される高額療養費については、その額を支給額から控除します。

【参考】

埼玉県内の 200 床以上の医療機関の窓口で受給資格証を提示することにより、「保険外併用療養費の初診料及び再診料」は免除されます。（医療機関によっては免除されないことがあります。）

◇登録申請

受給資格の登録を申請し、心身障害者医療費受給資格証の交付を受けてください。

【登録申請に必要なもの】

障害の程度がわかるもの（身体障害者手帳など）、加入健康保険の状況がわかるもの、印鑑（朱肉を使うもの、認印可。申請者ご本人様が氏名を記入しない場合に必要になります。）普通預金通帳、市町村市民税の課税所得額及び控除額等を証明するもの（市外からの転入の場合のみ）

【申請場所】

各区役所保険年金課 福祉医療係

◇受給方法

(1) 県内の医療機関で受診の場合（現物給付）

- ・受診の都度、心身障害者医療費受給資格証と健康保険証等を医療機関の窓口にご提示ください。医療費（保険診療の一部負担金の全額）の窓口負担は不要です。^{※1}

^{※1} 受診の際に窓口で医療費を支払った場合は、(2)県外の医療機関で受診の場合と同様に償還払いとなります。

(2) 県外の医療機関で受診の場合（償還払い）

- ・医療機関の窓口で一旦、医療費をお支払いください。
- ・診療を受けた翌月以降に、「心身障害者医療費支給申請書」^{※2}と領収書の原本（受診者氏名・診療点数等が明記されたもの）を受給資格証、健康保険証等と併せて、各区役所保険年金課に申請してください。^{※3・4}
- ・申請された月の翌月末日以降にご登録済みの口座へ医療費を振り込みます。
- ・電子申請も受け付けております。詳しくはさいたま市のホームページをご覧ください。

^{※2} 「心身障害者医療費支給申請書」は各区役所や支所、または市民の窓口にあります。また、さいたま市のホームページからダウンロードすることもできます。

^{※3} 後期高齢者医療制度に加入し、さいたま市から被保険者証を受け取っている方が、市外の医療機関を受診された場合、受給資格証を提示せずに医療機関の窓口で支払った医療費は、受診月の4か月後の月末以降に、ご登録済みの口座に振り込みますので、医療費支給申請書の提出は不要です。

^{※4} 医療費の請求は、医療費を医療機関に支払った日の翌日から起算して5年を経過すると時効により申請できなくなります。

〈窓口〉各区役所保険年金課

西区役所 保険年金課 TEL 620-2655 FAX 620-2768 桜区役所 保険年金課 TEL 856-6165 FAX 856-6278

北区役所 保険年金課 TEL 669-6055 FAX 669-6167 浦和区役所 保険年金課 TEL 829-6127 FAX 829-6234

大宮区役所 保険年金課 TEL 646-3055 FAX 646-3168 南区役所 保険年金課 TEL 844-7165 FAX 844-7278

見沼区役所 保険年金課 TEL 681-6055 FAX 681-6168 緑区役所 保険年金課 TEL 712-1165 FAX 712-1271

中央区役所 保険年金課 TEL 840-6055 FAX 840-6168 岩槻区役所 保険年金課 TEL 790-0157 FAX 790-0268

自立支援医療の給付（ 1 ページ欄外参照）

更生医療の給付

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、生活上の便宜を増すことを目的とした医療を給付する制度で、その医療費の一部を公費で負担します（次ページ受給者の費用負担参照）。手術等を受ける前に、あらかじめご相談ください。なお、医療機関等は管轄自治体が指定しています。

◇対象者

18 歳以上で身体障害のある方

◇医療の種別

角膜手術、外耳形成術、関節形成術、心臓手術、血液透析療法、抗 HIV 療法など

◇申請に必要なもの

手帳、加入医療保険の状況がわかるもの、医療保険世帯員の市町村民税額を証明する書類、医師の意見書（所定の様式）

育成医療の給付**〈窓口〉保健所、各区役所保健センター（6～7ページ参照）**

身体に障害のある児童に対し、早い時期に治療し、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な医療を給付する制度で、その医療費の一部を公費で負担します（以下の受給者の費用負担参照）。なお、医療機関等は管轄自治体が指定しています。

◇対象者

18歳未満で次のいずれかの障害に該当し、確実な治療効果を期待しうる児童
 肢体不自由、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声・言語機能またはそしゃく機能の障害、心臓、腎臓、小腸、肝臓、その他の内臓障害、免疫機能障害 ※内臓機能障害によるものについては、内科的治療のみのもは除きます。

精神通院医療の給付**〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）**

統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかんなどの病気のある方が指定医療機関に通院して治療を受ける医療を給付する制度で、その医療費の一部を公費で負担します（以下の受給者の費用負担参照）。なお、医療機関等は管轄自治体が指定しています。

◇申請に必要なもの

加入医療保険の状況がわかるもの、医療保険世帯員の市町村民税額を証明する書類、医師の意見書（所定の様式）※1、2

※1 新規申請の方は、精神障害者保健福祉手帳の写しに代えられる場合があります。

※2 再認定申請の方は、医師の意見書の提出が2年に1度になります。受給者証の有効期間は1年間のため、再認定申請手続きは毎年必要となりますのでご注意ください。再認定申請は有効期間の終了する3ヶ月前から手続きを行うことができます。受給者証を添えて申請してください。

受給者の費用負担

更生医療、育成医療、精神通院医療のいずれも医療費の原則1割を負担することになりますが、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の所得等に応じて負担上限月額までの支払いとなります。

なお、一定以上の所得がある世帯については、制度の対象外となる場合があります。

区 分	対象となる世帯 (同じ医療保険に加入している 家族を世帯とします)	負担上限月額		
		更生医療・精神通院	育成医療	左記制度受診者のうち 重度かつ継続該当者
生活保護	生活保護世帯	0円		
低所得1※	市町村民税非課税世帯で 受給者の収入が80万円以下	2,500円		
低所得2※	市町村民税非課税世帯で 受給者の収入が80万円超	5,000円		
中間所得層1	市町村民税所得割額が 3万3千円未満	医療保険の 自己負担限度額	5,000円	<u>5,000円</u>
中間所得層2	市町村民税所得割が 3万3千円以上23万5千円未満		10,000円	<u>10,000円</u>
一定所得以上	市町村民税所得割が23万5千円以上	自立支援医療費 支給の対象外		<u>20,000円</u>

所得の低い人以外でも、継続的に高額な医療費が発生する場合（重度かつ継続）は、上限額（5千円～2万円）が決められています。

※令和7年7月から低所得1、2の区分認定における収入額基準が80万9千円に変更となる予定です。

障害児（者）の歯科診療

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

埼玉県では、障害のある方が安心してかかれる地域の相談医として「埼玉県障害者歯科相談医」を指定しています。（詳しくは <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/dental/shogai.html#lnk02> まで）。また、一般の歯科医院では治療が困難な障害のある方のために、必要に応じて次の県立施設等で治療が受けられるように紹介を行っています。

施設名	所在地	電話番号	FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県歯科医師会口腔保健センター	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-835-3210	048-835-3220
埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町古里 1848	0493-62-6221	0493-62-8944
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	深谷市人見 1998	048-573-2021	048-573-2022
埼玉県立そとか光生園障害者歯科診療所	草加市柿木町 1215-1	048-936-5088	048-932-1311
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1411	048-467-4127

さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックについて

障害のある方が身近な地域で安心して歯科口腔に関する相談、診療を受けることができるよう、市内の「埼玉県障害者歯科相談医」が在籍している歯科医療機関の情報を掲載したガイドブックを配布しています。

各区役所情報公開コーナー・支援課・保健センターなどで配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは、<https://www.city.saitama.lg.jp/002/001/014/005/p055965.html> まで。

〈問合せ〉保健衛生総務課 TEL 048-829-1287 FAX 048-829-1967

その他の医療助成

〈窓口〉保健所（6ページ参照）

各区役所保健センター（7ページ参照）

指定難病医療給付

いわゆる難病のうち、厚生労働省が指定する指定難病にかかって治療している方を対象として医療費の給付を行っています（一部自己負担があります）。

対象疾病 次表のとおり（348 疾病）

- | | | |
|--------------------|------------------------|-------------------|
| 1 球脊髄性筋萎縮症 | 13 多発性硬化症／視神経脊髄炎 | 24 亜急性硬化性全脳炎 |
| 2 筋萎縮性側索硬化症 | 14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 | 25 進行性多巣性白質脳症 |
| 3 脊髄性筋萎縮症 | 多巣性運動ニューロパチー | 26 HTLV - 1 関連脊髄症 |
| 4 原発性側索硬化症 | 15 封入体筋炎 | 27 特発性基底核石灰化症 |
| 5 進行性核上性麻痺 | 16 クロウ・深瀬症候群 | 28 全身性アミロイドーシス |
| 6 パーキンソン病 | 17 多系統萎縮症 | 29 ウルリッヒ病 |
| 7 大脳皮質基底核変性症 | 18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。） | 30 遠位型ミオパチー |
| 8 ハンチントン病 | 19 ライソゾーム病 | 31 ベスレムミオパチー |
| 9 神経有棘赤血球症 | 20 副腎白質ジストロフィー | 32 自己貪食空胞性ミオパチー |
| 10 シャルコー・マリー・トゥース病 | 21 ミトコンドリア病 | 33 シュワルツ・ヤンベル症候群 |
| 11 重症筋無力症 | 22 もやもや病 | 34 神経線維腫症 |
| 12 先天性筋無力症候群 | 23 プリオン病 | 35 天疱瘡 |

- 36 表皮水疱症
37 膿疱性乾癬（汎発型）
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群
39 中毒性表皮壊死症
40 高安動脈炎
41 巨細胞性動脈炎
42 結節性多発動脈炎
43 顕微鏡的多発血管炎
44 多発血管炎性肉芽腫症
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46 悪性関節リウマチ
47 バージャー病
48 原発性抗リン脂質抗体症候群
49 全身性エリテマトーデス
50 皮膚筋炎／多発性筋炎
51 全身性強皮症
52 混合性結合組織病
53 シェーグレン症候群
54 成人発症スチル病
55 再発性多発軟骨炎
56 ベーチェット病
57 特発性拡張型心筋症
58 肥大型心筋症
59 拘束型心筋症
60 再生不良性貧血
61 自己免疫性溶血性貧血
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
63 免疫性血小板減少症
64 血栓性血小板減少性紫斑病
65 原発性免疫不全症候群
66 IgA腎症
67 多発性嚢胞腎
68 黄色靱帯骨化症
69 後縦靱帯骨化症
70 広範脊柱管狭窄症
71 特発性大腿骨頭壊死症
72 下垂体性ADH 分泌異常症
73 下垂体性TSH 分泌亢進症
74 下垂体性 PRL 分泌亢進症
75 クッシング病
76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78 下垂体前葉機能低下症
79 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
80 甲状腺ホルモン不応症
81 先天性副腎皮質酵素欠損症
82 先天性副腎低形成症
83 アジソン病
84 サルコイドーシス
85 特発性間質性肺炎
86 肺動脈性肺高血圧症
87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88 慢性血栓性肺高血圧症
89 リンパ脈管筋腫症
90 網膜色素変性症
91 バッド・キアリ症候群
92 特発性門脈圧亢進症
93 原発性胆汁性胆管炎
94 原発性硬化性胆管炎
95 自己免疫性肝炎
96 クローン病
97 潰瘍性大腸炎
98 好酸球性消化管疾患
99 慢性特発性偽性腸閉塞症
100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101 腸管神経節細胞僅少症
102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
103 CFC 症候群
104 コステロ症候群
105 チャーヅ症候群
106 クリオピリン関連周期熱症候群
107 若年性特発性関節炎
108 TNF 受容体関連周期性症候群
109 非典型溶血性尿毒症症候群
110 ブラウ症候群
111 先天性ミオパチー
112 マリネスコ・シェーグレン症候群
113 筋ジストロフィー
114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115 遺伝性周期性四肢麻痺
116 アトピー性脊髄炎
117 脊髄空洞症
118 脊髄髄膜瘤
119 アイザックス症候群
120 遺伝性ジストニア
121 脳内鉄沈着神経変性症
122 脳表ヘモジデリン沈着症
123 HTRA1 関連脳小血管病
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126 ペリー病
127 前頭側頭葉変性症
128 ビッカースタッフ脳幹脳炎
129 痙攣重積型（二相性）急性脳症
130 先天性無痛無汗症
131 アレキササンダー病
132 先天性核上性球麻痺
133 メビウス症候群
134 中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
135 アイカルディ症候群
136 片側巨脳症
137 限局性皮質異形成
138 神経細胞移動異常症
139 先天性大脳白質形成不全症
140 ドラベ症候群
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142 ミオクロニー欠神てんかん
143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144 レノックス・ガストー症候群
145 ウエスト症候群
146 大田原症候群
147 早期ミオクロニー脳症
148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150 環状 20 番染色体症候群
151 ラスマッセン脳炎
152 PCDH 19 関連症候群
153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
155 ランドウ・クレフナー症候群
156 レット症候群
157 スタージ・ウェーバー症候群
158 結節性硬化症
159 色素性乾皮症
160 先天性魚鱗癬
161 家族性良性慢性天疱瘡
162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
163 特発性後天性全身性無汗症
164 眼皮膚白皮症
165 肥厚性皮膚骨膜炎
166 弾性線維性仮性黄色腫
167 マルフアン症候群 / ロイス・ディーツ症候群
168 エーラス・ダンロス症候群
169 メンケス病
170 オクシピタル・ホーン症候群
171 ウィルソン病
172 低ホスファターゼ症
173 VATER 症候群
174 那須・ハコラ病
175 ウィーバー症候群
176 コフィン・ローリー症候群
177 ジュベール症候群関連疾患
178 モワット・ウィルソン症候群
179 ウィリアムズ症候群
180 ATR - X 症候群
181 クルーゾン症候群
182 アペール症候群
183 ファイファー症候群
184 アントレー・ピクスラー症候群
185 コフィン・シリズ症候群
186 ロスムンド・トムソン症候群
187 歌舞伎症候群
188 多脾症候群
189 無脾症候群
190 鰓耳腎症候群
191 ウェルナー症候群
192 コケイン症候群
193 プラダー・ウィリ症候群
194 ソトス症候群
195 ヌーナン症候群
196 ヤング・シンプソン症候群
197 1 p36 欠失症候群
198 4 p 欠失症候群
199 5 p 欠失症候群
200 第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
201 アンジェルマン症候群
202 スミス・マギニス症候群
203 22q11.2 欠失症候群
204 エマヌエル症候群
205 脆弱 X 症候群関連疾患
206 脆弱 X 症候群
207 総動脈幹遺残症

- 208 修正大血管転位症
209 完全大血管転位症
210 単心室症
211 左心低形成症候群
212 三尖弁閉鎖症
213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215 ファロー四徴症
216 両大血管右室起始症
217 エプスタイン病
218 アルポート症候群
219 ギャロウェイ・モフト症候群
220 急速進行性糸球体腎炎
221 抗糸球体基底膜腎炎
222 一次性ネフローゼ症候群
223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224 紫斑病性腎炎
225 先天性腎性尿崩症
226 間質性膀胱炎（ハンナ型）
227 オスラー病
228 閉塞性細気管支炎
229 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
230 肺胞低換気症候群
231 α 1 - アンチトリプシン欠乏症
232 カーニー複合
233 ウォルフラム症候群
234 ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
235 副甲状腺機能低下症
236 偽性副甲状腺機能低下症
237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
238 ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
239 ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
240 フェニルケトン尿症
241 高チロシン血症1型
242 高チロシン血症2型
243 高チロシン血症3型
244 メーブルシロップ尿症
245 プロピオン酸血症
246 メチルマロン酸血症
247 イソ吉草酸血症
248 グルコーストランスポーター1欠損症
249 グルタル酸血症1型
250 グルタル酸血症2型
251 尿素サイクル異常症
252 リジン尿性蛋白不耐症
253 先天性葉酸吸収不全
254 ポルフィリン症
255 複合カルボキシラーゼ欠損症
256 筋型糖原病
257 肝型糖原病
258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260 シトステロール血症
261 タンジール病
262 原発性高カイロミクロン血症
263 脳髄黄色腫症
264 無 β リポタンパク血症
265 脂肪萎縮症
266 家族性地中海熱
267 高IgD症候群
268 中條・西村症候群
269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270 慢性再発性多発性骨髄炎
271 強直性脊椎炎
272 進行性骨化性線維異形成症
273 肋骨異常を伴う先天性側弯症
274 骨形成不全症
275 タナトフォリック骨異形成症
276 軟骨無形成症
277 リンパ管腫症 / ゴーハム病
278 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
279 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
280 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282 先天性赤血球形形成異常性貧血
283 後天性赤芽球癆
284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285 ファンコニ貧血
286 遺伝性鉄芽球形貧血
287 エプスタイン症候群
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289 クロンカイト・カナダ症候群
290 非特異性多発性小腸潰瘍症
291 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
292 総排泄腔外反症
293 総排泄腔遺残
294 先天性横隔膜ヘルニア
295 乳幼児肝巨大血管腫
296 胆道閉鎖症
297 アラジール症候群
298 遺伝性睥炎
299 嚢胞性線維症
300 IgG4 関連疾患
301 黄斑ジストロフィー
302 レーベル遺伝性視神経症
303 アッシャー症候群
304 若年発症型両側性感音難聴
305 遅発性内リンパ水腫
306 好酸球性副鼻腔炎
307 カナバン病
308 進行性白質脳症
309 進行性ミオクローヌスてんかん
310 先天異常症候群
311 先天性三尖弁狭窄症
312 先天性僧帽弁狭窄症
313 先天性肺静脈狭窄症
314 左肺動脈右肺動脈起始症
315 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群） / LMX1B 関連腎症
316 カルニチン回路異常症
317 三頭酵素欠損症
318 シトリン欠損症
319 セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
320 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
321 非ケトーシス型高グリシン血症
322 β -ケトチオラーゼ欠損症
323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324 メチルグルタコン酸尿症
325 遺伝性自己炎症疾患
326 大理石骨病
327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
328 前眼部形成異常
329 無虹彩症
330 先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
331 特発性多中心性キャスルマン病
332 膠様滴状角膜ジストロフィー
333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
334 脳クレアチン欠乏症候群
335 ネフロン癆
336 家族性低 β リポタンパク血症1（ホモ接合体）
337 ホモシスチン尿症
338 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339 MECP2 重複症候群
340 線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
341 TRPV4 異常症
342 LMNB1 関連大脳白質脳症
343 PURA 関連神経発達異常症
344 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
345 乳児発症 STING 関連血管炎
346 原発性肝外門脈閉塞症
347 出血性線溶異常症
348 口ウ症候群

特定疾患医療給付

いわゆる難病のうち、次の疾患にかかって治療している方を対象として医療費の給付を行っています（一部自己負担があります）。

○埼玉県単独指定難病

- ・橋本病
- ・特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く）
- ・原発性骨髄線維症
- ・溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く）

○特定疾患

- ・スモン
 - ・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）
- <平成27年1月1日以降、次の2疾患は新規申請受付を行いません>
- ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎
 - ・重症急性膵炎

小児慢性特定疾病医療給付

厚生労働省が定める次の慢性疾患にかかって治療している児童又は成年患者を対象とした医療費の給付を行っています（厚生労働省が定める認定基準を満たすことが必要です。また、一部自己負担があります）。

1. 悪性新生物
2. 慢性腎疾患
3. 慢性呼吸器疾患
4. 慢性心疾患
5. 内分泌疾患
6. 膠原病
7. 糖尿病
8. 先天性代謝異常
9. 血液疾患
10. 免疫疾患
11. 神経・筋疾患
12. 慢性消化器疾患
13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
14. 皮膚疾患
15. 骨系統疾患
16. 脈管系疾患

先天性血液凝固因子欠乏症等

次の疾患にかかって治療している20歳以上の方を対象として医療費の給付を行っています。

1. 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症
2. 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
3. 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症
4. 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
5. 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
6. 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
7. 第Ⅹ因子(スチュアートプラウア)欠乏症
8. 第Ⅺ因子(P T A)欠乏症
9. 第Ⅻ因子(ハイグマン因子)欠乏症
10. 第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
11. von Willebrand (フォン・ヴィルブランド)病
12. 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症(※年齢制限なし)

特定疾病

厚生労働大臣が指定した特定の病気（人工透析を受けている慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因するHIV感染）で、高度な治療を長期間受けなければならない場合、1ヶ月の自己負担が1万円（上位所得者は2万円）となる制度があります。

なお、後期高齢者医療制度では、1ヶ月の自己負担上限額が一律1万円となります。

詳しくは、加入している医療保険担当まで。



種別	対象となる方	支払いが制限される場合	手当月額・支払月	申請・窓口
心身障害者福祉手当	次に該当する在宅の障害のある方 (1) 身体障害者手帳 1～3 級 (2) 療育手帳所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 ※ 65 歳以上で新規に障害者手帳を取得した方は対象になりません。	(ア) 本人が市町村民税課税 (イ) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当受給者（身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳(A)・A の重複者を除く） (ウ) 施設入所中 (エ) 平成 22 年 1 月以降に 65 歳以上で左記(1)～(3)にあてはまる手帳を取得し、かつ、重度要介護高齢者手当を受給している	【手当額】 月額 5,000 円 身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳(A)・A・B 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ----- 月額 2,500 円 身体障害者手帳 3 級 療育手帳 C 精神障害者保健福祉手帳 2 級 ----- 【支給月】 3 月・9 月	【申請に必要なもの】 手帳、通帳 【窓口】 各区役所支援課
特別障害者手当	重度の障害により、日常生活で常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方 (1) 身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳(A)程度の障害が重複している方 (2) 一つの障害であっても上記(1)と同程度の状態にある方 ※ 障害者手帳を所持していなくても対象になる場合があります。	(ア) 所得制限 (イ) 施設入所中 (ウ) 3 か月を超える入院	【手当額】 月額 29,590 円 【支給月】 2 月・5 月・8 月・11 月	【申請に必要なもの】 診断書（所定の様式）、手帳、所得状況届、年金証書等の写し、前年中の年金収入のわかるもの、通帳 【窓口】 各区役所支援課
障害児福祉手当	重度の障害により、日常生活で常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の方 (1) 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部 (2) 療育手帳(A) (3) 上記(1)・(2)と同程度の状態にある方 ※ 障害者手帳を所持していなくても対象になる場合があります。	(ア) 所得制限 (イ) 障害を理由とする年金を受給 (ウ) 施設入所中	【手当額】 月額 16,100 円 【支給月】 2 月・5 月・8 月・11 月	【申請に必要なもの】 手帳（または診断書）、所得状況届、通帳 【窓口】 各区役所支援課
特別児童扶養手当	次に該当する在宅の 20 歳未満の障害のある児童を養育している保護者の方 (1) 身体障害者手帳 1～3 級及び 4 級の一部 (2) 療育手帳(A)・A・B (3) 上記(1)・(2)と同程度の状態にある児童 ※ 障害者手帳を所持していなくても対象になる場合があります。	(ア) 所得制限 (イ) 障害を理由とする年金を受給 (ウ) 児童が施設入所中	【手当額】 月額 56,800 円 1 級（重度障害児） ----- 月額 37,830 円 2 級（中度障害児） ----- 【支給月】 4 月・8 月・11 月	【申請に必要なもの】 手帳（または診断書）、通帳 【窓口】 各区役所支援課
児童扶養手当	離婚、死別等で父親又は母親と生計を別にしていない児童（18 歳に達した日の属する年度の 3 月末日までの児童または 20 歳未満で障害のある児童）を養育している保護者の方、また、父親又は母親に一定の障害があり、児童を養育している方	(ア) 所得制限 (イ) 公的年金を受給 (ウ) 児童が施設入所中 (エ) 障害の状態にある父親又は母親が、対象児童について公的年金で子の加算を受給	【手当額】 ① 児童 1 人の場合 ・ 全部支給： 月額 46,690 円 ・ 一部支給： 収入に応じて 月額 11,010 円～ 46,680 円 ② 児童が 2 人以上の場合 収入に応じて ① に 5,520 円～ 11,030 円加算 ※ ただし、父親、母親、養育者又は児童が公的年金等を受給しているときは、その額が児童扶養手当額より低い場合に限り、その差額が手当額となります。	【申請に必要なもの】 通帳、本人確認書類、申請者・児童及び同居親族の個人番号確認書類、その他 【窓口】 各区役所支援課児童福祉係

※ 経過措置による福祉手当…20 歳以上で、制度改正（昭和 61 年 4 月 1 日）前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方に支給します。ただし、所得に応じた支給制限があります（手当額については障害児福祉手当と同じです）。

◇手当を受けられる方へのお願い

手当を受けられる方は、次のような時には資格喪失となりますので、必ず「資格喪失届」を各区役所支援課に提出してください。

- (1) 施設に入所した時
- (2) 障害の程度が基準に該当しなくなった時
- (3) 死亡した時
- (4) 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院するに至った時(特別障害者手当の受給者のみ)
- (5) 20歳になった時(障害児福祉手当、特別児童扶養手当の場合)

また、氏名や住所が変わった場合は、14日以内に届け出てください。

なお、障害程度の変更、病院または施設を退院もしくは退所して再度手当を受けようとする場合は、新たに申請する必要があります。

年 金

障害基礎年金〈国民年金加入者〉

〈窓口〉各区役所保険年金課

西区役所	保険年金課	TEL 620-2674	FAX 620-2768	桜区役所	保険年金課	TEL 856-6184	FAX 856-6278
北区役所	保険年金課	TEL 669-6074	FAX 669-6167	浦和区役所	保険年金課	TEL 829-6163	FAX 829-6234
大宮区役所	保険年金課	TEL 646-3074	FAX 646-3168	南区役所	保険年金課	TEL 844-7184	FAX 844-7278
見沼区役所	保険年金課	TEL 681-6074	FAX 681-6168	緑区役所	保険年金課	TEL 712-1184	FAX 712-1271
中央区役所	保険年金課	TEL 840-6074	FAX 840-6168	岩槻区役所	保険年金課	TEL 790-0175	FAX 790-0268

◇対象者

- (1) 初診日において次のいずれかに該当する方
 - ・国民年金の被保険者である方
 - ・国内に住所がある60歳以上65歳未満の方で老齢基礎年金の繰り上げ請求をしていない方
 - ・20歳未満である方(所得制限あり)
- (2) 初診日から1年6か月を経過した日、または、初診日から1年6か月以内に症状が固定した日(ともに「障害認定日」といいます)において国民年金の障害等級表の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある方
- (3) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、そのうち3分の2以上の期間が納付済か免除されていた方

特例として、令和8年3月31日までは65歳誕生日前日までの初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がない方

◇年金額(令和7年度)

1級 1,039,625円 2級 831,700円

※18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない未婚の子または国民年金の障害等級1・2級に該当する障害の状態にある20歳未満の未婚の子がいる場合には、第1子・第2子それぞれに239,300円、第3子以降それぞれ79,800円が加算されます。

特別障害給付金

〈窓口〉各区役所保険年金課

◇対象者

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方へ給付金を支給する制度です。現在、障害基礎年金の1級または2級の程度に該当する次の方が対象となります。

- (1) 平成3年3月以前に初診日があり、その当時学生であった方
- (2) 昭和61年3月以前に初診日があり、その当時厚生年金等加入者の配偶者であった方

◇支給額（令和7年度）

1級 56,850円（月額） 2級 45,480円（月額）

支給は認定請求した日の属する月の翌月から始まり、支給月は偶数月になります。

※ 本人の所得制限、併給制限あり

在日外国人障害者等福祉手当

〈窓口〉各区役所保険年金課

◇対象者

国籍要件や住所要件により国民年金や厚生年金などに加入できなかったために、公的年金を受給できない方で、申請の時点で本市に1年以上、住民登録をしている、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 昭和37年（1962年）1月1日以前に生まれた在日外国人で、昭和57年1月1日前に重度障害者になった方、または、その期間に初診日がある重度障害者の方
- (2) 昭和22年（1947年）1月1日以前に生まれた在日外国人で、昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に重度障害者になった方、または、その期間に初診日がある重度障害者の方
- (3) 昭和36年（1961年）4月1日から昭和61年（1986年）3月31日までの間に初診日があり、その時点で日本国内に住所を有していなかった日本人の重度障害者

※ 重度障害者とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている方、または同様の状態に該当している方です。

※ 在日外国人とは、「出入国管理及び難民認定法」による許可を受けている方または「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者となります。

◇支給額

認定された場合は、申請した月の翌月分から支給します。手当の額は次のとおりです。

月額 30,000円

障害厚生年金〈厚生年金加入者〉

〈窓口〉浦和年金事務所（担当区：桜区、浦和区、南区、緑区）

浦和区北浦和5-5-1 TEL 831-1638 FAX 833-7019

大宮年金事務所（担当区：西区、北区、大宮区、見沼区、中央区）

北区宮原町4-19-9 TEL 652-3399 FAX 652-4700

春日部年金事務所（担当区：岩槻区）

春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階、6階
TEL 048-737-7112 FAX 048-737-7039

◇対象者

厚生年金保険の被保険者が病気やけがによって障害の状態になり働けなくなったとき、または働く能力が著しく低下した場合に国民年金の障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。国民年金の障害等級表の1級または2級の障害の状態よりも軽い障害の状態の方には、国民年金の障害基礎年金は支給されませんが、厚生年金保険独自の3級障害厚生年金または障害手当金（一時金）が支給されます。

障害厚生年金の支給要件は次のとおりです。

- (1) 障害の原因となった病気やけがの初診日において、厚生年金保険の被保険者であること
- (2) 初診日から1年6か月を経過した日、または、初診日から1年6か月以内に症状が固定した日（ともに「障害認定日」といいます）において国民年金法又は厚生年金法で定める1級～3級に該当する程度の障害の状態にある方

また、障害認定日に1級、2級または3級の障害の状態になかった人が、その後、症状が悪化し、障害等級表の1級、2級または3級に該当する障害の状態になったときは、65歳に達する日の前日（65歳誕生日の前々日）までに本人の請求により請求した日に受給権が発生し、その翌月分から事後重症の障害厚生年金が支給されます。

(3) 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること

◇内容（令和7年4月1日現在）

(1) 障害厚生年金の算出方法

$(\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数})$
 $+ (\text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000 \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数})$

※平均標準報酬月額とは…平成15年3月以前の標準報酬月額の総額 ÷ 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

※平均標準報酬額とは…(平成15年4月以降の標準報酬月額 + 標準賞与額の総額) ÷ 平成15年4月以降の被保険者期間の月数

※上記算出方法は生年月日により異なる場合があります。

- ・1級障害厚生年金「上記算出方法」×1.25 + 加給年金額
- ・2級障害厚生年金「上記算出方法」 + 加給年金額
- ・3級障害厚生年金「上記算出方法」

※障害厚生年金は、被保険者期間が300月（25年）未満の人の場合は、300月として計算されます。

また、3級の障害厚生年金については、支給額が623,800円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は622,000円）に満たないときは、623,800円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は622,000円）になります。

※加給年金額は、障害厚生年金の受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者について239,300円が加算されます。

(2) 障害手当金の算出方法

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金として支給されます。

$\{(\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数})$
 $+ (\text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000 \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数})\} \times 2$

※被保険者期間の月数は、300月（25年）未満の場合は、300月として計算されます。

また、障害手当金では、手当金の額が1,247,600円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,244,000円）に満たないときは、1,247,600円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,244,000円）が支給されます。

心身障害者扶養共済制度 (🐰 1ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3ページ参照)

障害のある方を扶養している保護者が、将来に対して抱いている不安を軽くするため、毎月掛金をかけ、保護者(加入者)が死亡または重度の障害状態になった場合、障害のある方に年金を支給する制度です。

◇加入資格

障害のある方を扶養している保護者で生命保険契約の対象となる健康状態にある年齢が65歳未満（毎年度4月1日時点）の方

◇加入口数

障害のある方1人に対して2口まで

◇掛金

加入時の年齢によります（生活保護世帯等、加入者世帯の課税状況に応じて減免されることがあります）。

加入者の年齢	一口あたりの掛金（平成20年4月1日以降加入時）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

注1) 加入者の年齢は、毎年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の初日における年齢とします。

注2) 掛金月額、制度改正に伴って改訂されることがあります。

◇年金額

1口加入の場合 月額 20,000 円 2口加入の場合 月額 40,000 円
なお、加入期間中に障害のある方が死亡した場合は弔慰金を支給します。

◇申請に必要なもの

加入等申込書、住民票の写し、申込者告知書、障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類、印鑑

給 付 金

交通事故被害者のご家族への援護金の給付

埼玉県交通安全対策協議会では、交通遺児援護基金を設立しています。

同基金では、埼玉県の補助金と交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄附金を、援護金及び援護一時金として県内に在住する交通遺児等に給付しています。

※交通遺児等とは、交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により保護者が死亡又は重い障害（概ね身体障害者手帳の基準で1～3級相当の障害）を負った保護者に養育されている子供です。

〈問合せ先〉埼玉県交通安全対策協議会 TEL 825-2011 FAX 830-4757
埼玉県 防犯・交通安全課 TEL 830-2955 FAX 830-4757

〈申請書の提出先〉みずほ信託銀行株式会社 浦和支店
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-12-10
TEL 822-0191

1 交通遺児援護金

(1)給付対象：埼玉県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学校及び各種学校等に在学する平成19年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、下表に掲げる世帯に属する者。

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

(2)給付額：子供1人につき100,000円を給付します。

2 交通遺児援護一時金

(1)給付対象：埼玉県内に在住する令和6年4月1日以降に交通遺児等となった者（交通遺児等になった日現在18歳以下）。

(2)給付額：子供1人につき100,000円を給付します。

※1回限りの給付となります。

※詳細は、「令和7年度交通事故被害者のご家族への援護金のしおり」を参照してください。

交通遺児等奨学金の支給

〈窓口〉教育委員会学事課 TEL 829-1647 FAX 829-1990

交通事故により父又は母が亡くなった場合や、心身に重い後遺障害がある状態となった場合において、その小・中学生を養育する保護者に対して月額2,000円の奨学金を支給します。

詳細については、お問い合わせください。

交通遺児育成助成金の支給

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL 834-3133 FAX 835-1222

URL <https://www.saitamashi-shakyo.jp/>

交通事故により両親又はそのいずれかが亡くられたり、心身に著しい障害がある状態となった場合において、その遺児等の保護者に対して育成助成金を支給しています。

◇対象

市内在住で、小学校・中学校入学または、中学校を卒業する方の保護者

◇支給金額	小学校入学	30,000 円
	中学校入学	40,000 円
	中学校卒業	100,000 円

◇申請方法

1月から2月にかけて、さいたま市社会福祉協議会ホームページに掲載する交通遺児育成助成金のご案内を確認のうえ、申請してください。

特別支援教育就学奨励費制度

〈窓口〉各小・中学校

〈問合せ先〉教育委員会特別支援教育室 TEL 829-1667 FAX 829-1990

特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な給食費や学用品費などの経費の一部を補助します。

詳細については、お問い合わせください。

産科医療補償制度

〈窓口〉公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

◇補償内容 総額 3,000 万円

※補償申請期限は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は上記窓口にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>）をご参照ください。

貸付

生活福祉資金の貸付け

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 各区事務所（8ページ参照）

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象とし、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として貸付けを行っています。

※ いずれの資金も世帯単位での貸付けであり、世帯員の一部に貸付けするものではありません。

※ 資金の種類によって、貸付条件や必要書類が異なりますので、あらかじめお住まいの区の事務所に相談してください。

※ 埼玉県社会福祉協議会の審査を経て貸付けが決定されます。審査の結果、貸付けできない場合がありますのでご了承ください。

生活福祉資金貸付条件等一覧

	資金種類	貸付限度額	償還期間	貸付利率	
1 総合支援資金（※） 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金					
	生活支援費	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※貸付期間原則 3 月	10 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年 1.5%	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用			40 万円以内
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用			60 万円以内
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用				
福祉費	生業を営むために必要な経費 ※新規に起業される方が中心となります。 事業の継続の為に資金の場合、運転資金は対象となりません。	460 万円以内	20 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年 1.5%	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円以内 1 年程度 220 万円以内 2 年程度 400 万円以内 3 年程度 580 万円以内	8 年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円以内	7 年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円以内	8 年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円以内	8 年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円以内	10 年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円以内、1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円以内	5 年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは 170 万円以内、1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円以内	5 年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円以内	7 年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	50 万円以内	3 年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円以内	3 年以内		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円以内	3 年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費 ※年金の掛金等、冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行等の費用等で見積書など当該費用の額が確認できるものが必要となります。	50 万円以内	3 年以内			
緊急小口資金（※）	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 (1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要などとき (2) 給与等の盗難によって生活費が必要などとき (3) 火災等被災によって生活費が必要などとき (4) その他、(1)から(3)同様にやむを得ない事由によるとき	10 万円以内	12 月以内	無利子	
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、右記金額の 1.5 倍の額まで貸付可能	(高校) 月 3.5 万円以内 (高専) 月 6.0 万円以内 (短大) 月 6.0 万円以内 (大学) 月 6.5 万円以内	20 年以内	無利子	
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内			
4 不動産担保型生活資金					
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の 7 割程度 月 30 万円以内	据置期間終了時	年 3 %、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の 7 割程度 (集合住宅は 5 割) ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の 1.5 倍以内）			

（※）原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件です。

補装具の交付・借受け・修理 ( 1 ページ欄外参照)

◀窓口▶ 各区役所支援課 (3 ページ参照)

身体の障害を補い、日常生活の向上を図るため、補装具の購入・借受け・修理のための費用の支給を行います。購入する前に、あらかじめご相談ください。入院中は支給の対象にならない場合があります。また、他の制度での給付の対象となる場合や、本人及び配偶者の所得が一定以上の場合、対象外です。(児童へ支給する場合、世帯員の所得による支給制限はありません)

支給にあたっては、障害者更生相談センターの判定(児童の場合は、自立支援医療機関(育成医療機関)または保健所の意見書)が必要です。原則として1種類につき1個までの交付となります。

※労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合がありますので、適用される方についてはそちらを優先して利用していただきます。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。詳しくは、労働基準監督署、各健康保険組合へお問い合わせください。

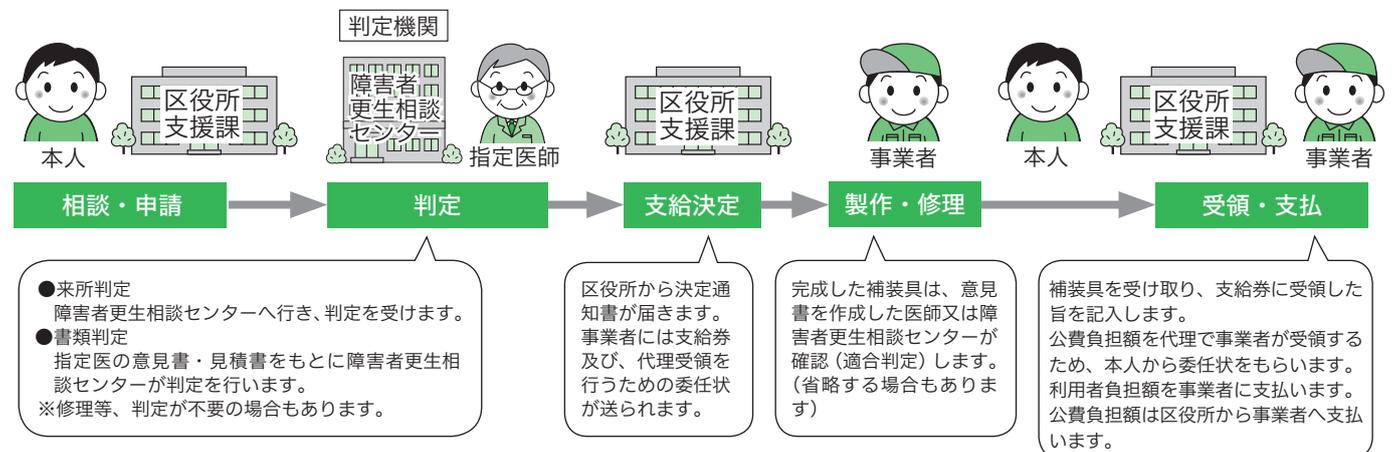
◀申請に必要なもの▶

手帳、特定(指定)疾患医療受給者証または診断書、見積書(事業者から取寄せたもの)、印鑑

◀費用▶

国の制度上は費用の原則1割を負担することになります。ただし、本人及び配偶者(児童の場合は世帯)の所得に応じた負担上限月額が設定されます。また、市では所得に応じて、費用負担の一部を助成しています。

◀補装具の支給の流れ▶



◀補装具の種類▶

種類	備考
視覚障害者安全つえ	
義眼	
眼鏡	
補聴器	
義肢	義手 義足
装具	
姿勢保持装置	
車椅子	介護保険優先

種類	備考
電動車椅子	介護保険優先
歩行器	介護保険優先
歩行補助つえ	介護保険優先
重度障害者用意思伝達装置	
座位保持椅子	18歳未満のみ
起立保持具	18歳未満のみ
頭部保持具	18歳未満のみ
排便補助具	18歳未満のみ
人工内耳用音声信号処理装置修理	修理のみ

軽・中等度難聴児の補聴器の交付

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入のための費用の支給を行います。

購入する前に、あらかじめご相談ください。

◇申請に必要なもの

自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が作成した意見書(所定の様式)、見積書(事業者から取寄せたもの)、印鑑

◇費用

基準額の原則1割を負担することとなります。ただし、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

車いすの無料貸し出し

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 各区事務所（8ページ参照）

さいたま市内在住・在勤・在学の方で、病気・怪我などの理由で、一時的に車いすを必要とする方へ、一定期間（3か月以内）車いすの貸し出しを無料で行っています。

◇申請に必要なもの

電話予約のうえ、本人の確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）を持参し、さいたま市社会福祉協議会各区事務所へ。

日常生活用具の給付・貸与（ 1ページ欄外参照）

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

重度障害のある方または難病患者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付・貸与を行っています。施設入所・入院中は給付・貸与の対象となる品目が限られています。また、介護保険制度による給付、貸与等を受けられる場合は対象外です。購入する前に、あらかじめご相談ください。

※ 医療保険が適用される用具については、原則として給付対象外となります。

※ ストーマを一時造設した身体障害者手帳を取得されていない方についても、一定期間ストーマ用装具の支給対象となります。

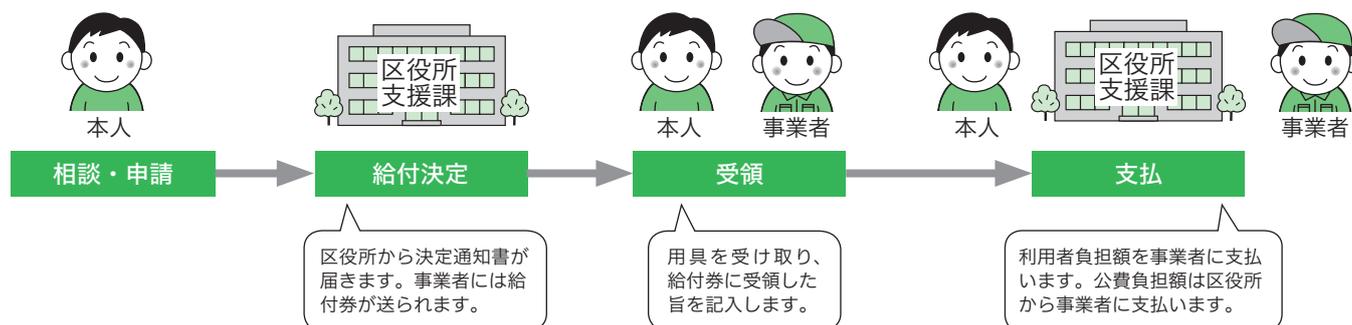
◇申請に必要なもの

手帳、特定（指定）疾患医療受給者証または診断書、見積書（事業者から取寄せたもの）、印鑑

◇費用

費用の原則1割を負担することになります。ただし、本人及び配偶者（児童の場合は世帯）の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

◇日常生活用具の支給の流れ



◇日常生活用具種目・品目

表において示される「級」は、身体障害者福祉法の部位別等級を示しています。

また、脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じます。

なお、同一の品目を再度給付するにあたり、品目ごとに設けられた耐用年数を経過していない場合は原則として給付対象外となります。

〈給付〉

種目	品目	対象	性能	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害1・2級で18歳以上の方又は難病患者等で寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる	160,000
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害1・2級で学齢児以上18歳未満の方又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方		160,000
	特殊マット	重度又は最重度の知的障害児者、下肢・体幹機能障害1・2級で3歳以上18歳未満の方、下肢もしくは体幹機能障害の1級（常時介護を要する方）で18歳以上の方又は難病患者等で寝たきり状態にある方	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる	19,600
	じょくそう予防マット	下肢若しくは体幹機能障害1・2級で3歳以上18歳未満の方、下肢若しくは体幹機能障害の1級（常時介護を要する方）で18歳以上の方又は難病患者等で寝たきり状態にある方	じょくそう予防のためのものであって、次のいずれかに該当するもの ①エアーマットと送風装置からなるもの ②水等による減圧によって体圧分散効果を有するもの。原則として、全身用のもの	106,700
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する方）で学齢児以上の方又は難病患者等で自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者、難病患者等又は介護者が、容易に使用できる	101,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害1・2級で3歳以上の方（入浴に当たって家族などの介助を要する方）	障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができる	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害1・2級で学齢児以上の方又は難病患者等で寝たきりの状態にある方（下着交換等に家族などの介助を必要とする方）	介助者が、障害児者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できる	16,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害1・2級で3歳以上の方又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方	介護者が、障害児者又は難病患者等を移動するに当たって、容易に使用できる（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	424,000
訓練いす	下肢又は体幹機能障害1・2級で3歳以上18歳未満の方	原則として、付属のテーブルをつける	33,100	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を必要とする3歳以上の方又は難病患者等で入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者、難病患者等又は介助者が、容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	85,600
	便器（手すり取付け可）	下肢又は体幹機能障害1・2級で学齢児以上の方又は難病患者等で常時介護を要する方	障害児者又は難病患者等が、容易に使用できるもの（手すりをつけることができる）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	6,300 (手すり取付けの場合8,800円加算する)
	頭部保護帽※	重度若しくは最重度の知的障害児者等（てんかん発作等により頻繁に転倒する者に限る。）又は、平衡機能、下肢機能及び体幹機能に障害があり、頻繁に転倒する方。もしくは、てんかんを事由とした精神保健福祉手帳1級の交付を受けた者で転倒の恐れがある方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	A：12,500 B：19,000
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害があり、つえの使用により歩行機能が補完される方又は難病患者等で下肢が不自由な方	歩行時に身体を支え、安定させるものであって、障害児者が、容易に使用できるもの	3,300
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢・体幹機能の障害があり家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の方又は難病患者等で下肢が不自由な方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること (1)障害児者又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性のあるもの (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	60,000

種目	品目	対象	性能	基準額 (円)
自立生活支援用具	特殊便器	重度又は最重度の知的障害児者及び上肢1・2級で学齢児以上の方又は難病患者等で上肢機能に障害のある方	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出せるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	102,200
	火災警報器	重度又は最重度の知的障害児者及び身体障害者手帳1・2級の方（火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報を知らせるもの	12,100
	自動消火器	重度又は最重度の知的障害児者及び身体障害者手帳等級2級以上の障害児者又は難病患者等（当該世帯が火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者や難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯※に限る）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できる	35,100
	電磁調理器	重度又は最重度の知的障害者又は視覚障害1・2級で18歳以上の方（視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯※）	知的障害者又は視覚障害者が、容易に使用できるもの	13,000
	歩行時間延長信号機用小 型送信機	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	視覚障害児者が、容易に使用できるもの	12,000
	聴覚障害者用屋内信号装置※	聴覚障害2級で18歳以上の方（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400
	視覚障害者用誘導装置	視覚障害者で、音声による誘導を必要とする方	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの（受信機のみ）	54,000
	携帯用信号装置	聴覚障害者で、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない方	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	16,500
	トイレチェアー	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない方	椅子の形状をし座位を保ったまま排便が可能なもの	41,300
	車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する身体障害児者	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合に車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	261,400
	人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害の1級若しくは3級又は同程度の障害を有する障害児者であって、人工呼吸器を装着している方。または難病患者等で人工呼吸器を使用している方	障害児者又は介助者が容易に使用し得るもの	178,200
	人工呼吸器用蓄電型電源装置	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害の1級若しくは3級又は同程度の障害を有する障害児者であって、人工呼吸器を装着している方。または難病患者等で人工呼吸器を使用している方	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、障害児者又は介助者が容易に使用及び運搬可能なもの	100,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害1級又は3級で3歳以上の方	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者で18歳以上の方		17,000
	ネブライザー※	呼吸器機能障害1級若しくは3級又は同程度の障害児者又は難病患者等で呼吸器機能に障害のある方	障害児者又は難病患者等が、容易に使用できるもの	30,800
	電気式たん吸引器※			56,400 (両用器の上限額は86,900円)
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①呼吸器機能障害又は心臓機能障害1級若しくは3級又は同程度の障害を有する方であって、在宅酸素療法の方又は人工呼吸器を装着している方 ②難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な方	①障害児者が容易に使用できるもの ②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	① 9,900 ② 157,500
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害1・2級で学齢児以上の方（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※）		9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害1・2級で18歳以上の方（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※）	視覚障害児者が、容易に使用できるもの	15,700
	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害1・2級で18歳以上の方（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※）		10,000

種目	品目	対象	性能	基準額 (円)	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害又は肢体不自由で発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換でき、障害児者が容易に使用できるもの	98,800	
	点字ディスプレイ	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	パソコン等に接続し、画面の文字情報を点字で表示する点字用ピンディスプレイ	383,500	
	点字器※	標準型	視覚障害児者	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	10,500
		携帯用			3,100
	点字タイプライター	視覚障害1・2級で就学・就労しているか就労が見込まれる方	視覚障害児者が、容易に使用できるもの	82,000	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用できるもの ②視覚障害者用テープレコーダーについては、操作の表示が点字等であり視覚障害児者が容易に使用できるもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用できるもの	① 85,000 ② 23,000
		再生専用機			48,000
	視覚障害者用時計	触読時計	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	視覚障害児者が、容易に使用できるもの	13,000
		音声時計			16,500
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	文字情報と同一紙面上に記載された文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換するもので、視覚障害児者が容易に使用できるもの	99,800	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児者で学齢児以上の方（この装置により文字等を読むことが可能になる方）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出されるもの	239,800	
	視覚障害者用文字放送ラジオ	視覚障害2級以上の障害者の方	点字仕様等、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	29,000	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害があり、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用できるもの	71,000 (ただしFAXについては30,000円とする。)	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕、手話通訳付きの聴覚障害者用番組やテレビ番組に字幕、手話通訳の映像を合成したものを画面に出力することができ、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用できるもの	88,900	
	人工内耳用電池※	空気電池	聴覚障害児者又は難病患者等であって、人工内耳を装着している方	聴覚障害児者又は難病患者等が、容易に使用し得るもの	(月額) 3,000
		充電電池			17,600
	人工内耳用充電器	聴覚障害児者又は難病患者等であって、人工内耳を装着している方（人工内耳用充電電池を使用する方に限る）			28,600
	人工喉頭	笛式	音声機能障害又は言語機能障害を有し無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方（人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する方に限る）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 呼気を加温・加湿する機能に併せ、手動または自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの	5,150
		電動式			70,100
埋込型人工喉頭用人工鼻		(月額) 23,100			
点字図書※	視覚障害児者で主に情報の入手を点字によっている方	点字によって作成された図書点字図書	点字図書価格		
情報・通信支援用具	学齢児以上であって、次の要件のいずれにも該当する方 (1) 視覚又は上肢機能障害が1・2級 (2) パソコンの使用により社会参加がみ込まれること	情報機器（パソコン等）の周辺機器やソフトウェア等であって、機器の使用に当たって障害による弊害を緩和もしくは解消できるもの	100,000		

種目	品目	対象	性能	基準額 (円)
排泄管理 支援用具	ストーマ用 装具、紙お むつ等及び 洗腸用具	蓄便袋	ストーマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋 (月額) 9,100
		蓄尿袋		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で 尿処理用のキャップが付いているもの (月額) 12,200
排泄管理 支援用具	ストーマ用 装具、紙お むつ等及び 洗腸用具	その他	3歳以上で、次のいずれかの要件に該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする方 (1) ストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない方 (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある方 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 (4) 脳原性運動機能障害又は脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方（おおむね3歳未満で発症した疾病等により四肢機能障害や体幹機能障害があり、次のいずれにも該当する方） ①自力でトイレにいけないこと ②自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができないこと ③介助による定時排泄をすることができないこと	対象者の衛生を保護するもの 13,000 (紙おむつ等は 月額)
	収尿器	普通型 簡易型	脊椎損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする方	採尿器と収尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの
住宅 改修費	居室生活動作補助用具(住宅改修)※	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）があり当該障害等級1～3級で学齢児以上の方又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害1・2級の方）	障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 住宅改修の範囲は、次に掲げるものとする (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 前号に掲げる改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000

〈貸与〉（所得税非課税世帯のみ）

情報・意思疎 通支援用具	福祉電話	難聴者又は外出困難な原則として2級以上の障害者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方で18歳以上の方（当該世帯が、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※に限る）	障害者が、容易に使用できるもの	83,300
-----------------	------	--	-----------------	--------

※頭部保護帽基準額欄

A：スポンジ、革が主材料 B：スポンジ、革、プラスチックが主材料

※聴覚障害者用屋内信号装置

サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者屋内信号灯を含むものとする。

※ネブライザー、電気式たん吸引器の両用器の上限額は86,900円とする。

※点字器基準額

標準型：標準規格の点字用紙に点字を書くことができるもの。

携帯用：携帯して利用することが可能なもの。

※空気電池と充電電池との併給不可。

両耳装用の場合は左右それぞれに給付可。

※点字図書：一人あたり年間6タイトルまたは24巻を限度

※居室生活動作補助用具：原則一回限り

※障害者のみの世帯に準ずる世帯：以下の世帯等を対象とする。

(1) 健常者と同居であるが、日中はその者が就労、就学等のため、障害者のみとなる世帯。

(2) 健常者との同居であるが、その者が高齢者、病弱等の理由により家事等を行うのに困難がある世帯。

(3) 健常者との同居であるが、その者が病气入院等により長期間にわたって不在となり、障害者のみとなる世帯。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付 (1 ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

小児慢性特定疾病児が日常生活に必要とする便器や介護ベッド等の日常生活用具を給付します (品目により対象児の身体状況が定められているため、購入する前にあらかじめご相談ください)。

◇対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- (2) 児童福祉法の他の施策、障害者総合支援法の施策の対象にならない方

◇対象品目

便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車椅子、電気式たん吸引器、歩行支援用具、特殊便器、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)、ストーマ装具 (消化器系、尿路系)、人工鼻、チューブ型包帯

◇費用

世帯の所得に応じた費用負担があります。

なお、市の制度により、その世帯の課税状況によって費用負担が無料となる場合がありますので、窓口にお問い合わせください。

◇申請に必要なもの

診断書 (状況に応じて必要となります) 等、見積書、印鑑

自 助 具

障害・疾病による麻痺や加齢による機能低下などで、日常での生活動作に不便が生じることがあります。自助具とは、箸で食事をしたり、髪を整えるなどの身の回りの動作などをより便利に、より簡易に自分で行えるよう工夫された道具です。

自助具は既製品として販売しているものもあれば、簡単に手作りできるものもあり、食事、整容、更衣、調理、掃除、趣味活動などの場面で使用されます。

〈用具例〉

◇食事用具

スプーン・フォーク (柄を太くして握りやすくしたり、使う方の症状に合わせて角度を変えられるもの)、皿 (裏に吸盤がついているもの、ふちを高くしてこぼれにくくしたもの) など

◇入浴用具

吸盤つき入浴マット、入浴用イス、浴槽手すり など

◇日常諸用具

ボタン穴通し、靴下補助具、柄の曲がった櫛 など

◇視覚障害者のための日常生活用具

日本点字図書館、日本視覚障害者団体連合で扱っています。

〈問合せ先〉

介護すまいる館（埼玉県社会福祉協議会）

浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 TEL 822-1195 FAX 822-1426

日本点字図書館・用具事業課

東京都新宿区高田馬場 1-23-4 TEL 03-3209-0751 FAX 03-3200-4133

日本視覚障害者団体連合・用具購買所

東京都新宿区西早稲田 2-18-2 TEL 03-3200-6422 FAX 03-3200-6428

緊急時連絡システム

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

在宅で重度障害のある方が、急病、事故などの緊急時にボタンひとつで通報できるよう、ペンダント型発信機と緊急通報電話機を設置しています。

（原則として対象者は障害のある方みの世帯または、障害のある方が日中独りになる世帯となります）

24時間、看護師・相談員が待機し、緊急の時には電話をして様子を伺い、ご指定の緊急連絡先への連絡や、救急車の要請を行います。

その他、健康・医療の相談や、希望に応じて定期的な安否確認も行います。

※ご自宅の電話回線がCATV・ADSL・光回線等の特殊回線の場合は設置が出来ない場合もあります。

◇費用

システムの設置費、維持管理費は市が負担しますが、電話の基本料、通話料は自己負担となります。

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

緊急時安心キットの配布

〈配布窓口〉各区役所（支援課、高齢介護課、保健センター）、保健所、消防署（出張所）、郵便局

緊急時安心キットは、「いつも通っている病院」や「緊急連絡先」などの情報（緊急情報シート）を容器に入れて、ご家庭の冷蔵庫に保管するものです。病気やケガなどで救急隊が駆け付けたときに、緊急情報シートを確認して、病院への速やかな搬送につなげます。

◇費用

無料

◇配布対象

市内にお住まいの65歳以上の方、障害や難病、持病のある方の世帯

※同一世帯で複数名が利用する場合でも、1世帯1セットの配布です。

※緊急情報シートの記載事項に変更がないか定期的に確認し、変更があった場合は書き換えてください。

〈問合せ先〉消防局 警防部 救急課 TEL 833-7981 FAX 833-7201

避難行動要支援者名簿

さいたま市では自ら避難することが困難な方で、特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。この名簿をお住まいの地域の避難支援等関係者（消防機関、自主防災組織、自治会、民生委員等）に提供し、地域の避難支援体制をさらに整備し、災害に備えるものです。

◇対象者

以下の条件に該当する在宅の方で、避難支援等関係者への情報提供に同意された方

高齢者	<ul style="list-style-type: none">・要介護 2～5 の認定を受けている方・要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている単身又は高齢者のみの世帯の方
障害者	<ul style="list-style-type: none">・障害支援区分認定者・聴覚障害者 2・3 級・身体障害者（内部障害）1 級・身体・知的障害児・特別障害者手当受給者・視覚障害者 1・2 級・身体障害者（肢体不自由）1・2 級・知的障害者①・A・B・精神障害者 1・2 級

上記の対象ではない方も、災害時の避難に特に支援が必要な方は、お申し出いただくことで名簿への掲載が可能です。

なお、災害時には地域の避難支援等関係者の多くも被災者となりうることから、避難支援が必ず保証されるものではありません。

〈問合せ先〉

名簿の作成・同意に関すること

福祉総務課 TEL 829-1253 FAX 829-1961

名簿の活用に関すること

防災課 TEL 829-1126 FAX 829-1978

障害児（者）生活サポート

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

在宅で障害のある方の地域生活を支援するため、障害のある方及びその家族の必要に応じて一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービスを提供します。

登録団体については、お問い合わせください。

◇対象者

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者、発達に障害があると診断された方、知的障害があると判定された方

◇年間（年度）利用時間

上限 150 時間

◇費用

利用者の費用負担があります。

※ただし、18 歳未満の障害児及び 18 歳で学校在学中の方は生計中心者の市町村民税額に応じて自己負担が軽減されることがあります。

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

※18 歳未満及び 18 歳で学校在学中の場合、生計中心者の市町村民税の分かるものが必要です。（18 歳で学校在学中の方は学生証の写しも必要になります。）

訪問入浴サービス (1 ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

家庭において、入浴が困難な重度の身体障害のある方に対して定期的に巡回入浴サービスを行っています。なお、介護保険の認定を受けている方は、介護保険制度での利用が優先されます。

◇対象者

身体障害者手帳1級・2級の方で、家庭において入浴が困難な方

◇利用回数

年度104回 (月10回以内)

※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。

◇内容

- (1) 入浴、洗髪等
- (2) 血圧、脈拍、体温測定等健康管理
- (3) 健康相談及び助言指導

◇費用

世帯の所得に応じた費用負担があります。

◇申請に必要なもの

健康診断書 (所定の様式があります)、印鑑

訪問理容サービス

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

重度の障害のある方に理容師又は美容師を派遣します。なお、介護保険の認定を受けている方は、高齢福祉サービスでの利用が優先されます。

◇対象者

身体障害者手帳1級の方、または療育手帳(A)・Aの方で、理・美容店に行くことが困難な方

◇利用回数

年度4回

※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。

◇費用

無料

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

重度身体障害者寝具乾燥及び丸洗い

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

18歳以上の重度の身体障害のある方で寝たきりの状態にある方が使用する寝具の乾燥及び丸洗いをしています。なお、介護保険の認定を受けている方は、高齢福祉サービスでの利用が優先されます。

◇対象者

身体障害者手帳1・2級で寝たきりの状態にあつて、介護者も寝具乾燥を行うことが困難な18歳以上の方

◇実施回数

乾燥：年度10回　丸洗い：年度2回

◇費用

無料

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

障害者緊急一時保護等事業

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

虐待発生時または急用・急病等による介護者不在時の緊急受入れ等の場を提供します。

◇対象者

- (1) 虐待を受けている又は受ける恐れがある障害者
- (2) 介護者が急用・急病等で不在の障害者
- (3) 親元からの自立等を検討する障害者

◇費用

利用者の費用負担があります。（減免制度あり）

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

意思の疎通が困難な重度障害者に対して、本人との意思疎通を行うことができる者を派遣することにより、円滑な医療行為が行えるよう支援します。支援の内容は、医療機関に入院中のコミュニケーション支援 (医療従事者との意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守り) です。

※入院 1 回につき 150 時間が限度となります。

◇対象者

下記のいずれかに該当する、市内在住で 18 歳以上 65 歳未満の方

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 3 項の規定による特別障害者又は脳性まひにより身体障害者手帳の交付を受けており、その障害の程度が 1 級の方
- (2) 知的障害者福祉法第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法第 12 条第 1 項に規定する児童相談所において手帳の交付を受けており、その障害の程度が㉠(最重度)の方

◇費用

一部自己負担があります。(市民税非課税者・生活保護受給者除く)

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

ふれあい収集

〈窓口〉西部清掃事務所 (担当区: 西区、北区、大宮区の一部、中央区)

TEL 623-3899 FAX 622-9144

東部清掃事務所 (担当区: 大宮区の一部、見沼区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区)

TEL 878-0956 FAX 878-0960

※大宮区の担当については、「家庭ごみの出し方マニュアル」で確認してください。

ひとり暮らしの高齢の方 (65 歳以上) や障害のある方で、身近な人などの協力が得られず、自ら収集所までごみを持ち出すことができない方のために、市の職員が自宅まで直接ごみを引取りに伺う「ふれあい収集」を行っています。なお、同居する家族がいる場合であっても、同居家族が高齢の方や障害のある方など、収集所までごみを持ち出すことが困難な家庭も対象となります。

◇申請

お住まいの地域を担当する清掃事務所にお申し込みください。後日、収集担当の職員がご自宅に伺い、ごみを持ち出すことが困難な状況について確認したうえ、可否が決定されます。

福祉タクシー利用料金の助成

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

障害のある方の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の助成として福祉タクシー利用券を交付しています。福祉タクシー利用券は県内に営業所のある、ほぼすべてのタクシー会社で利用できます。

◇対象者

前年度の本人の市町村民税が非課税の方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳1・2級及び下肢・体幹機能障害3級の方
- (2) 療育手帳①・Aの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級又は療育手帳Bのうち、いずれか2つ以上が交付されている方

◇助成内容

- (1) 利用可能枚数 乗車1回につき、券1枚（但し、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、券2枚）
- (2) 助成額 券1枚につき、タクシー初乗運賃相当額（500円または600円が限度）
※普通車の運賃改定により助成額が変更になることがあります。
- (3) 助成枚数 身体障害者手帳1・2級…年度54枚 3級…年度36枚
療育手帳①・A…年度54枚 精神障害者保健福祉手帳1級…年度54枚
精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級又は療育手帳Bのうち、いずれか2つ以上…年度54枚
※申請月により助成枚数が変わります。

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

◇利用方法

料金を支払う際に、手帳を提示し、福祉タクシー利用券と差額を支払います。10パーセント割引の制度（73ページ：「タクシー運賃の割引」参照）と併用することができます。

★タクシー運賃割引制度と福祉タクシー利用券を併用した場合の料金計算方法

〈算定式〉 { 運賃一運賃の10パーセント（10円未満切上げ） } - 助成額 = 支払う額

〈具体例〉 { 1,200円 - 120円 } - 1,000円（券2枚利用）円 = 80円（運賃が1,200円だった場合）

※同年度内に自動車燃料費の助成を受けている場合には、タクシー利用料金の助成は受けられません。

自動車燃料費の助成

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

移動の手段として、主に自家用車を使用する障害のある方の経済的負担の軽減と生活の利便を図るため、自動車燃料費の一部を助成します。

◇対象者

前年度の本人の市町村民税が非課税の方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級及び下肢・体幹機能障害 3 級の方
- (2) 療育手帳(A)・A の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 2 級、身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B のうち、いずれか 2 つ以上が交付されている方

◇受給資格者

- (1) 自ら自動車を運転する障害のある方
- (2) 障害のある方のために自動車を運転する同居の家族

◇自動車の登録

本人または同居の家族が所有する自動車を登録していただきます。

◇助成額

1 リットルにつき 50 円で年度 10,000 円を限度とします。

※申請月により助成限度額が変わります。

◇申請に必要なもの

手帳、運転免許証、自動車検査証、印鑑、通帳

※同一年度内に福祉タクシー利用料金の助成を受けている場合には、自動車燃料費の助成は受けられません。

自動車運転免許取得費の助成 (1 ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

身体に障害のある方の自営、就職等をはじめとする社会参加活動を促進するため、運転免許の取得に要した費用の補助を行っています (運転免許は第 1 種普通免許に限ります)。

※所定の証明書が必要になりますので、事前にご相談ください。

◇対象者

自動車運転免許を取得しようとする身体障害者手帳所持者

※世帯の所得金額に応じた制限があります。

◇補助額

運転免許取得費用の 3 分の 2 (限度額 120,000 円)

◇申請に必要なもの

手帳、運転免許取得費支出証明書 (所定の様式)、運転免許取得報告書、運転免許証の写し、所得税額等を証明するもの、印鑑

安全運転相談

〈窓口〉埼玉県警察運転免許センター 運転免許試験課安全運転相談室

鴻巣市鴻巣 405-4 TEL 048-543-2001 (音声ガイダンス 4 番) FAX 048-543-7727

心身に障害のある方でこれから免許を取得したい方、運転免許を取得した後に障害が発生した方の運転適性検査・安全運転相談を行っています。(要予約)

◆実施曜日 月曜日～金曜日 (祝・休日・年末年始を除く)、毎月第 3 日曜日

◆実施時間 午前 9 時～午後 3 時 ※予約又はお問い合わせは平日の左記時間内をお願いします。

◇費用

無料

◇相談時に必要なもの

詳細は事前にお問い合わせください。

自動車改造費の補助 (1 ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

身体に障害のある方が自営、就労等をはじめとする社会参加活動の促進に伴い、自ら又は同居の家族が所有し、自らが運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する際の、費用の補助を行っています。

※世帯の所得金額に応じた制限があります。

※改造内容に制限がありますので、事前にご相談ください。

◇補助額

改造費用の3分の2 (限度額 100,000 円)

◇改造対象

障害のある方自身が運転する際に必要な箇所

◇申請に必要なもの

手帳、運転免許証の写し、改造費見積書、印鑑、自動車検査証の写し、市町村民税の課税所得額等を証明するもの

リフト付自動車の貸し出し

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

外出の困難な重度の身体障害のある方に、車いすに乗ったまま走行できるリフト付自動車の貸し出しを行っています。

※自動車のみので貸し出しです。運転者は利用する方が手配してください。

◇対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、外出の際に車いすが必要な下肢、体幹、移動機能障害 1 ~ 3 級の方 (部位別等級)

◇費用

無料 (ガソリン代、有料道路代、駐車場料金等は自己負担)

◇利用回数

年度 96 回 ※人工透析を受けている方は年間 208 回

◇利用時間

1 回当たり 2 時間以内とします。3 日間を限度として連続使用ができます (36 回分の利用となります)。

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

◇利用方法

利用日の 2 か月前から、予約を受け付けています。直接、以下のレンタカー会社へ申し込んでください。

トヨタレンタリース埼玉北浦和駅前店	TEL 832-0100
トヨタレンタリース新埼玉与野店	TEL 854-3100
日産レンタカー大宮駅東口店	TEL 642-4745
トヨタレンタリース東大宮店	TEL 685-0100
トヨタレンタリース南浦和駅西口店	TEL 822-3100

歩行困難な方の駐車禁止規制除外標章の交付

〈窓口〉 大宮西警察署	交通課	西区三橋 6-645	TEL 625-0110
大宮警察署	交通課	大宮区北袋町 1-197-7	TEL 650-0110
大宮東警察署	交通課	見沼区風渡野 35-1	TEL 682-0110
浦和西警察署	交通課	中央区上峰 3-4-1	TEL 854-0110
浦和警察署	交通課	浦和区常盤 4-11-21	TEL 825-0110
浦和東警察署	交通課	緑区東浦和 7-42-1	TEL 712-0110
岩槻警察署	交通課	岩槻区岩槻 5106	TEL 757-0110

「駐車禁止規制除外標章」を掲示している場合は、駐車禁止区域内でも、他の交通の妨げにならない限り駐車できます。

ただし、駐停車禁止場所の駐車、法定駐車禁止場所の駐車、駐車の方法に従わない駐車、車庫代わり駐車、長時間駐車はできません。

◇身体障害者手帳及び戦傷病者手帳（歩行困難な方）

障害区分	手帳の種類		
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）	
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症	
聴覚障害	2級及び3級		
平衡機能障害	3級		
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症	
下肢不自由	1級から4級までの各級 ※5級及び6級で歩行困難な方についてはお問合せください		
体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1級から4級までの各級	—
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症	
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	—	
肝臓機能障害		特別項症から第三項症までの各項症	

- ・療育手帳 最重度「㊤」、重度「A」（歩行困難な方）
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級（歩行困難な方）

◇申請

住所地を管轄する警察署に、申請書に各種手帳を添えて申請してください。

※交付申請の内容により臨時適性検査の対象となる場合があります。

高齢運転者等専用駐車区間制度

〈窓口〉 大宮西警察署	交通課	西区三橋 6-645	TEL 625-0110
大宮警察署	交通課	大宮区北袋町 1-197-7	TEL 650-0110
大宮東警察署	交通課	見沼区風渡野 35-1	TEL 682-0110
浦和西警察署	交通課	中央区上峰 3-4-1	TEL 854-0110
浦和警察署	交通課	浦和区常盤 4-11-21	TEL 825-0110
浦和東警察署	交通課	緑区東浦和 7-42-1	TEL 712-0110
岩槻警察署	交通課	岩槻区岩槻 5106	TEL 757-0110

公安委員会から交付された標章を普通自動車に掲げることにより、公安委員会が指定した駐車禁止場所であっても高齢運転者等専用駐車区間内（公安委員会が指定）に限って駐車することができる交通規制です。

◇対象者

次の(1)~(4)に該当し、かつ、普通自動車を運転される方

- (1) 普通自動車運転免許を保有しており、聴覚障害を理由に運転免許に条件が付されている方
- (2) 普通自動車運転免許を保有しており、肢体不自由を理由に運転免許に条件が付されている方
- (3) 普通自動車運転免許を保有している年齢 70 歳以上の方
- (4) 普通自動車運転免許を保有しており、妊娠中又は出産後 8 週間以内の方

※駐車禁止除外標章（歩行困難を理由に公安委員会から交付されている標章）の交付を受けている方は、その標章を掲げることにより駐車することができます。

◇市内高齢運転者等専用駐車区間設置場所（標章を使用できる場所）

設置場所（住所）	駐車可能台数	目標等	管轄警察署
浦和区高砂 3-13 先	約 3 台	埼玉県庁	浦和
浦和区高砂 3-15 先	約 3 台	埼玉県庁	浦和
中央区下落合 5-11-10 先	約 2 台	老人福祉センターいこい荘	浦和西
見沼区東宮下 265-1 先	約 5 台	市立七里公民館	大宮東
見沼区東宮下 196 先	約 5 台	さいたま記念病院	大宮東

さいたま市内は上記 5 区間、その他県内 18 区間、合計 23 区間に設置されています。

◇申請

住所地を管轄する警察署に、申請書に必要書類（運転免許証、自動車検査証、母子手帳（妊娠中の方）など）を添えて申請してください。

駐車禁止除外標章や高齢運転者等標章については、埼玉県警察のホームページに掲載しております。下記のアドレスから、アクセスしてください。

◇埼玉県警察のホームページアドレス

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp>

車いす移動車等に対する通行許可証又は通行禁止規制除外標章の交付

〈窓口〉 大宮西警察署	交通課	西区三橋 6-645	TEL 625-0110
大宮警察署	交通課	大宮区北袋町 1-197-7	TEL 650-0110
大宮東警察署	交通課	見沼区風渡野 35-1	TEL 682-0110
浦和西警察署	交通課	中央区上峰 3-4-1	TEL 854-0110
浦和警察署	交通課	浦和区常盤 4-11-21	TEL 825-0110
浦和東警察署	交通課	緑区東浦和 7-42-1	TEL 712-0110
岩槻警察署	交通課	岩槻区岩槻 5106	TEL 757-0110

車いす自動車等は、警察署長の「通行許可証」又は公安委員会の「通行禁止規制除外標章」のいずれかの交付を受け、それらを提示することにより、通行禁止規制区間を通行することが可能となります。
※車いす自動車等の使用実態(使用する範囲等)に応じ、上記の許可証又は標章の申請をしていただくことになります。

◇対象車両

自動車検査証(いわゆる車検証)の車体の形状の欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車」として登録を受けている車両。

◇警察署長の通行許可証とは

警察署長がやむを得ない理由があると認めた場合に交付される許可証。(通行可能にできる範囲が許可した警察署の管轄内に限定される)

通行許可証の交付を受け、その許可証を携帯する車両について、通行禁止規制区間の通行が可能となります。

◇公安委員会の通行禁止規制除外標章とは(患者輸送車又は車いす移動車)

公安委員会規則に定められた車両に対して交付される標章。

通行禁止規制除外標章の交付を受け、その標章を提示し、現に歩行困難な方の輸送のために使用中の車両について、通行禁止規制区間の通行が可能となります。

◇注意事項

上記の通行許可又は通行禁止規制除外については、いわゆる歩行困難な方の送迎に使用中の車両について、通行禁止規制区間の通行を可能とするものであるため、送迎と無関係な通行(歩行困難な方を乗車させていない又は迎えに行く途中でない)の場合には、標章を携帯していたとしても、通行禁止規制区間を通行することはできません。

実際に歩行困難な方を乗車させている、又は迎えに行く際に必要な通行時に、許可証又は標章を携帯し、通行していただくようお願いします。

◇申請

申請者の住所地又は自動車の使用の本拠を管轄する警察署に対し、申請書に必要書類(自動車検査証など)を添えて申請してください。通行許可証や通行禁止規制除外標章については、埼玉県警のホームページに掲載しております。下記のアドレスからアクセスしてください。

◇埼玉県警察のホームページアドレス

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp>

身体障害者補助犬

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

身体に障害のある方の行動範囲を広げ、社会復帰、自立に役立てるため、盲導犬、介助犬及び聴導犬を給付します。

◇対象者

県内に1年以上居住する18歳以上の身体障害者手帳所持者

- (1) 盲導犬：視覚障害1級
- (2) 介助犬：肢体不自由1・2級
- (3) 聴導犬：聴覚障害2級

【ほじょ犬マーク】



◇申請に必要なもの

手帳、飼育同意書（借家等の場合）

〈身体障害者補助犬法について〉

身体に障害のある方が、盲導犬や介助犬などを伴って社会参加ができるよう、平成14年10月から身体障害者補助犬法が施行されています。

法律の主な内容

- (1) 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいいます。
- (2) 国や地方公共団体が管理する施設のほか、電車、バスなどの公共交通機関、ホテル、デパート、飲食店など不特定多数が利用する民間施設についても補助犬の同伴を拒んではならないことになっています。
- (3) 補助犬には、訓練を受けた補助犬である旨の表示をしなければなりません。
- (4) 補助犬の認定は、厚生労働大臣が指定する指定法人が行います。
- (5) 私たち国民は、補助犬を使用する障害のある方に対し、必要な協力をするよう努めなければなりません。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

福祉バスの提供

〈窓口〉埼玉県障害者福祉推進課

浦和区高砂 3-15-1 TEL 830-3309 FAX 830-4789 ✉ a3310-05@pref.saitama.lg.jp

埼玉県では、障害者福祉団体等に対して、障害のある方のための更生訓練、研修等、社会参加活動などを行う場合、リフト付大型バス「おおぞら号」の提供を無料で行っています。なお、さいたま市の団体利用分については、さいたま市が費用を負担します。

※ただし、有料道路・駐車場料金、バス乗務員の食事・宿泊等は利用団体の負担となります。

※令和7年度末（令和8年3月）をもって運行を終了することとなりました。
令和7年9月25日（木）までは、従来どおりお申し込みいただくことができます。

〈おおぞら号申込期間について〉

- ・令和8年 1月運行分申込期間：令和7年7月1日（火）～令和7年7月25日（金）
- ・令和8年 2月運行分申込期間：令和7年8月1日（金）～令和7年8月25日（月）
- ・令和8年 3月運行分申込期間：令和7年9月1日（月）～令和7年9月25日（木）

以上で申し込みは終了となります。

埼玉県思いやり駐車場制度

〈窓口〉各区役所支援課

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に、公共施設や商業施設等の協力施設に設置されている障害者等用駐車区画を優先的に利用できる「利用証」を交付します。

◇対象者

区分		交付基準	申請に必要な書類等	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢		2級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
		脳原性運動機能障害		上肢機能
	移動機能			6級以上
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上		
知的障害者		A以上	療育手帳	
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者		特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	

※その他、「高齢者等」「妊産婦」「けが人等」の区分があります。それぞれ区役所窓口が異なります。詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。

◇申請

区役所支援課での申請のほか、埼玉県への「郵送申請」・「電子申請」が利用できます。

< 郵送申請の送付先 >

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当

【電子申請はこちら】



埼玉県ホームページ

◇埼玉県ホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html

手話通訳者の派遣

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内

TEL 823-9556 FAX 823-9555

聴覚に障害のある方のコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、各種手続き・相談等、必要に応じて手話通訳者を派遣します。

◇受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

土曜日 午前8時30分～午後0時30分

(祝日・休日を除く)

◇派遣時間

午前8時～午後9時

※左記の受付及び派遣時間外でも、119番通報時に手話通訳者の要請があった場合、搬送先の医療機関へ手話通訳者を派遣します。

要約筆記者の派遣

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内

TEL 823-9556 FAX 823-9555

聴覚に障害のある方のコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、各種手続き、相談等、必要に応じて要約筆記者を派遣します。

◇受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

土曜日 午前8時30分～午後0時30分

(祝日・休日を除く)

◇派遣時間

午前8時～午後9時

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

〈窓口〉特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会 派遣事業担当

中央区下落合 2-16-11 ポーラビル 101

TEL 823-7080 FAX 833-4004 Eメール haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

視覚と聴覚の両方に障害のある方の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、通訳・介助員を派遣します。

◇受付時間

火曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分 (祝日・休日、8月13日～16日、12月28日～1月3日を除く)

視覚障害者情報提供事業

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内

TEL 834-3133 FAX 835-1222

視覚に障害のある方の社会参加の一助として、日常生活に必要な情報を点訳、または音訳により提供します。

市立図書館の対面朗読サービス

視覚に障害がある方などに、次の図書館で対面朗読を行っています。

さいたま市立中央図書館	浦和区東高砂町 11-1	TEL 871-2100	FAX 884-5500
さいたま市立北浦和図書館	浦和区北浦和 1-4-2	TEL 832-2321	FAX 832-2324
さいたま市立東浦和図書館	緑区中尾 1440-8	TEL 875-9977	FAX 875-9687
さいたま市立大宮図書館	大宮区吉敷町 1-124-1	TEL 643-3701	FAX 648-8460
さいたま市立大宮西部図書館	北区櫛引町 2-499-1	TEL 664-4946	FAX 667-7715
さいたま市立与野図書館	中央区下落合 5-11-11	TEL 853-7816	FAX 857-1946
さいたま市立岩槻図書館	岩槻区本町 4-2-25	TEL 757-2523	FAX 758-5100
さいたま市立桜図書館	桜区道場 4-3-1	TEL 858-9090	FAX 858-9091
さいたま市立武蔵浦和図書館	南区別所 7-20-1	TEL 844-7210	FAX 844-7207

点字・録音図書貸し出し

視覚に障害がある方などに、次の図書館で点字図書、デージー図書等の郵送貸出の申込みを受け付けています。

さいたま市立中央図書館	浦和区東高砂町 11-1	TEL 871-2100	FAX 884-5500
さいたま市立大宮図書館	大宮区吉敷町 1-124-1	TEL 643-3701	FAX 648-8460
さいたま市立与野図書館	中央区下落合 5-11-11	TEL 853-7816	FAX 857-1946
さいたま市立岩槻図書館	岩槻区本町 4-2-25	TEL 757-2523	FAX 758-5100

資料宅配サービス

心身等の障害により図書館への来館が困難な方に、次の図書館で資料の宅配貸出を行っています。

さいたま市立中央図書館	浦和区東高砂町 11-1	TEL 871-2100	FAX 884-5500
さいたま市立北浦和図書館	浦和区北浦和 1-4-2	TEL 832-2321	FAX 832-2324
さいたま市立東浦和図書館	緑区中尾 1440-8	TEL 875-9977	FAX 875-9687
さいたま市立大宮図書館	大宮区吉敷町 1-124-1	TEL 643-3701	FAX 648-8460
さいたま市立大宮西部図書館	北区櫛引町 2-499-1	TEL 664-4946	FAX 667-7715
さいたま市立春野図書館	見沼区春野 2-12-1	TEL 687-8301	FAX 687-8306
さいたま市立与野図書館	中央区下落合 5-11-11	TEL 853-7816	FAX 857-1946
さいたま市立岩槻図書館	岩槻区本町 4-2-25	TEL 757-2523	FAX 758-5100
さいたま市立桜図書館	桜区道場 4-3-1	TEL 858-9090	FAX 858-9091
さいたま市立北図書館	北区宮原町 1-852-1	TEL 669-6111	FAX 669-6115
さいたま市立武蔵浦和図書館	南区別所 7-20-1	TEL 844-7210	FAX 844-7207

点字図書館

〈窓口〉 埼玉点字図書館 大宮区大成町 1-465

TEL 652-4824 FAX 652-9795

点字図書館では、視覚障害者の方、視覚による表現の認識が困難な方に、来館または郵送による点字・録音図書（雑誌）の貸し出しのほか、サピエ図書館やデージー再生機等の紹介や利用支援、対面朗読、情報機器の講習会、中途障害の方の点字習得支援を行っています。ロービジョンの方への情報充実のため、拡大読書器の展示やテキストデージー資料の制作・提供も行っていきます。

「市議会だよりさいたま」 テープ版・デージー版・点字版

〈窓口〉 議会局 秘書総務課 TEL 829-1748 FAX 829-1984

視覚に障害がある方などで、希望される方に対し、「市議会だよりさいたま」のテープ版・デージー版・点字版を送付しています。

市議会テレビ広報番組「ようこそさいたま市議会へ」

〈窓口〉 議会局 秘書総務課 TEL 829-1748 FAX 829-1984

市議会の活動やお知らせ等をテレビ埼玉で毎定例会後（年4回）に放送しています。番組では、聴覚に障害がある方にも、より理解していただけるように、手話通訳を画面に入れてしています。

放送日時は「市議会ホームページ」や「市議会だよりさいたま」でお知らせしているほか、放送後は市議会ホームページで動画配信を行っています。

◇インターネットホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/>

「市報さいたま」 テープ版・デージー版・点字版

〈窓口〉 広報課 TEL 829-1039 FAX 829-1018

視覚に障害がある方などで、希望される方に対し、「市報さいたま」のテープ版・デージー版・点字版を送付しています。

テレビ広報番組「のびのびシティ さいたま市」

〈窓口〉 広報課 TEL 829-1039 FAX 829-1018

市のイベントやお知らせ等をテレビ埼玉で放送しています。番組では、聴覚に障害がある方にも、より理解していただけるように、手話通訳を画面に入れてしています。

◇放送時間

毎週日曜日（第5週を除く）の午前10時45分～11時（第2・4週は前週の再放送です。）

さいたま市ホームページ

〈窓口〉 広報課 TEL 829-1017 FAX 829-1018

市では、インターネット上でホームページを開設し、市からのお知らせや行政サービス、イベントなど幅広い情報を発信しています。視覚に障害がある方などにも利用しやすいホームページとなるよう、音声読み上げソフトの使用等も考慮のうえ、作成しています。

◇インターネットホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp/>

青い鳥郵便葉書（通常郵便はがきの配布）

〈窓口〉 お近くの郵便局

日本郵便株式会社では、重度の身体障害（1・2級）または重度の知的障害（療育手帳①・A）のある方で、4月1日から6月2日までに受付した希望者に青い鳥郵便葉書を無料で配布しています。

電話お願い手帳

〈窓口〉 NTT 東日本

NTT 東日本では、耳や言葉の不自由な方のコミュニケーション支援ツールとして、「電話お願い手帳 Web版／アプリ版」を提供しております。

◇インターネットホームページアドレス

NTT 東日本：<https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai>

郵便等による不在者投票

〈窓口〉各区役所総務課 選挙・統計係

西区役所 総務課 TEL 620-2614 FAX 620-2760 桜区役所 総務課 TEL 856-6124 FAX 856-6270
北区役所 総務課 TEL 669-6014 FAX 669-6160 浦和区役所 総務課 TEL 829-6018 FAX 829-6233
大宮区役所 総務課 TEL 646-3014 FAX 646-3160 南区役所 総務課 TEL 844-7124 FAX 844-7270
見沼区役所 総務課 TEL 681-6014 FAX 681-6160 緑区役所 総務課 TEL 712-1124 FAX 712-1270
中央区役所 総務課 TEL 840-6014 FAX 840-6160 岩槻区役所 総務課 TEL 790-0116 FAX 790-0260

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方や、介護保険法上の要介護者の方で、次の要件（法令等の改正により変更される場合があります。）に該当する方は、選挙の際に自宅などから郵便等により投票することができます。詳しくは各区役所総務課にお問い合わせください。

◆身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方

障害区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
両下肢、体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
移動機能	1級・2級	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫	1級・2級・3級	—
肝臓	1級・2級・3級	特別項症～第3項症

◆介護保険法上の要介護者の方

介護保険被保険者証（要介護状態区分）	要介護5
--------------------	------

◇代理記載制度

郵便等による不在者投票の要件に該当する方のうち、更に「自ら投票の記載をすることができない方」で、次の要件にも該当する方は、届出により代理記載による投票ができます。

障害区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
上肢、視覚	1級	特別項症～第2項症

点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできるようになっています。目の不自由な方で点字投票を希望される方は、投票所の係員にその旨をお伝えください。

代理投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が、指示どおりかどうか確認します。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

選挙人の介助等を行う方（付添人）の投票所への入場について

障害のある方などで介助が必要な場合は、付添人も一緒に投票所に入場することができます。

ただし、選挙人に代わって付添人が投票用紙に記載することはできません（自書できない場合は代理投票をご利用ください）。

投票所へ行くときの支援

自宅等から投票所への移動に支援が必要な方は、障害福祉サービス等をご利用いただける場合があります。対象要件など詳しくは各区役所支援課にお問い合わせください。

投票所整理券送付封筒への音声コードの記載・点字シールの貼付

投票所整理券を送付する封筒に、投票所整理券が同封されていることが分かるように音声コードを記載しております。また、希望する方には、選挙の投票所整理券であることを表示した点字シールを貼って郵送しますので、区選挙管理委員会にお申し出ください。

障害者スポーツ教室

〈窓口〉 障害政策課 TEL 829-1306 FAX 829-1981

スポーツ活動を通じて、障害のある方の社会参加の促進、健康の増進を図ることを目的として、各種スポーツ教室を開催します。(種目は変更される場合があります)

種 目	対 象
サッカー、バスケットボール、車いすバスケットボール、ボッチャ、ボウリング、一般卓球、陸上、水泳、野球、卓球バレー	身体、知的、精神障害のある方
バレーボール	知的、精神障害のある方

※開催時期は、毎年6月～3月頃(詳細は市報及びホームページに掲載します)

全国障害者スポーツ大会

〈窓口〉 障害政策課 TEL 829-1306 FAX 829-1981

障害のある方が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年、秋季国民スポーツ大会(旧国民体育大会)開催都道府県で、全国障害者スポーツ大会が開催されています。

◇実施種目(個人)

陸上競技(身・知)、水泳(身・知)、アーチェリー(身)、卓球(身・知・精)(サウンドテーブルテニス(身)を含む)、フライングディスク(身・知)、ボウリング(知)、ボッチャ(身)

◇実施種目(団体)

バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)、ソフトボール(知)、グランドソフトボール(身)、バレーボール(身・知・精)、サッカー(知)、フットソフトボール(知)

※身…身体障害のある方、知…知的障害のある方、精…精神障害のある方が参加できる種目

彩の国ふれあいピック

〈窓口〉 障害政策課 TEL 829-1306 FAX 829-1981

埼玉県では、スポーツを通じて、障害のある方の体力の維持、増進等を図るとともに、社会参加を促進し、障害及び障害のある方に対する理解と、障害者スポーツの普及を図ることを目的に、春季大会、秋季大会、球技大会の3大会を開催しています。春季大会は、全国障害者スポーツ大会の個人競技の予選を兼ねて開催されます。

心の輪を広げる障害者理解促進事業

〈窓口〉 障害政策課 TEL 829-1306 FAX 829-1981

内閣府の主催により、障害のあるなしにかかわらず、誰もが能力を発揮し、安心して生活できる社会をつくり、障害のある方に対する理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募するものです。

税制上の特別措置

所得税の障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害のある方の場合、その障害のある方1人につき所得金額から次の控除額を差し引くことができます。また、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、本人、配偶者または本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障害者」となります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	身体障害者手帳1・2級 療育手帳(A)・A 精神障害者保健福祉手帳1級 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が	40万円	手帳または認定書を持参し、下記の税務署へ確定申告するか、または勤務先で年末調整を行ってください。 ・浦和税務署（担当区：中央区、桜区、浦和区、南区、緑区） 中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 600-5400 ※ ・大宮税務署（担当区：西区、北区、大宮区、見沼区） 大宮区土手町3-184 TEL 641-4945 ※ ・春日部税務署（担当区：岩槻区） 春日部市大沼2-12-1 TEL 048-733-2111 ※ ※電話でのご相談は、自動音声案内で「1」番を選択してください。
同居特別障害者の場合	上記に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など	75万円	
特別障害者以外の場合	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が 上記に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など	27万円	

市民税・県民税の障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害のある方の場合、その障害のある方1人につき所得金額から次の控除額を差し引くことができます。また、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居をしている場合は「同居特別障害者」となります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	所得税に同じ	30万円	手帳または認定書を持参し、下記の市税事務所に市民税・県民税申告書を提出してください。 北部市税事務所 個人課税課 大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所5階 普通徴収第1係（担当：大宮区）TEL 646-3102 普通徴収第2係（担当：西区、見沼区）TEL 646-3103 普通徴収第3係（担当：北区、岩槻区）TEL 646-3104 南部市税事務所 個人課税課 浦和区常盤6-4-21 とさわ会館2階 普通徴収第1係（担当：浦和区）TEL 829-1386 普通徴収第2係（担当：中央区、緑区）TEL 829-1387 普通徴収第3係（担当：桜区、南区）TEL 829-1389
同居特別障害者の場合		53万円	
特別障害者以外の場合	所得税に同じ	26万円	※年末調整、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書または確定申告で障害者控除を申告された方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
上記に該当する方で前年分の合計所得金額が135万円以下の場合		非課税	

相続税の障害者控除

障害のある方が相続または遺贈により財産を取得した時に、日本国内に住所がある法定相続人である場合、一定の額が控除になります。

要件		控除額	窓口
特別障害者の場合	身体障害者手帳1・2級 療育手帳④・A 精神障害者保健福祉手帳1級 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など	(85歳－相続開始時の年齢)×20万円	・浦和税務署(担当区:中央区、桜区、浦和区、南区、緑区) 中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL600-5400 ※ ・大宮税務署(担当区:西区、北区、大宮区、見沼区) 大宮区土手町3-184 TEL641-4945 ※
特別障害者以外の場合	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上記に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など	(85歳－相続開始時の年齢)×10万円	・春日部税務署(担当区:岩槻区) 春日部市大沼2-12-1 TEL048-733-2111 ※ ※電話でのご相談は、自動音声案内で「1」番を選択してください。

特定障害者に対する贈与税の非課税

要件	控除額	窓口
特定障害者の方が「特定障害者扶養信託契約」に基づく、信託受益権の贈与を受けた場合 ※特定障害者には、特別障害者の方のほか、一定の障害者の方を含みます。	・特定障害者のうち特別障害者の方 6,000万円まで非課税 ・特定障害者のうち特別障害者以外の方 3,000万円まで非課税	各信託銀行等 なお、この場合、信託銀行等に「障害者非課税信託申告書」を提出する必要があります。

個人事業税

要件	控除額	窓口
両眼の視力を喪失した方、または万国式試視力表により測定した両眼の矯正視力が0.06以下の視力障害者の方が、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で営む場合	非課税	さいたま県税事務所(担当区:中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区、北区、大宮区、見沼区) 浦和区北浦和5-6-5 TEL822-4076 春日部県税事務所(担当区:岩槻区) 春日部市大沼1-76 TEL048-737-2208

一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等による消費税の非課税

障害のある方が使用する補装具や車椅子などの購入費用や修理、改造のための費用は、消費税が非課税になる場合がありますので、購入時に確認してください。

自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の減免

〈窓口〉自動車税事務所 大宮区下町3-8-3 TEL658-0227
自動車税事務所 大宮支所 西区中釘2152 TEL623-0600
自動車税事務所 春日部支所 春日部市増戸752-5 TEL048-763-4111
さいたま県税事務所 浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎1階 TEL822-5131
春日部県税事務所 春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎2階 TEL048-737-2110

※ 県税事務所では、その年の4月1日現在所有（使用）している自動車税の種別割に限り受け付けます。
4月1日以降に取得した自動車の自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）については、自動車税事務所・同支所で申請してください。

◇減免を受けることができる自動車

下記に該当する方や家族が所有しているか、または取得する自動車で、埼玉県内に居住する下記に該当する障害者の通院、通学、通所、生業に使用する自動車（障害のある方1人について1台）の自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の一定額が減免されます。

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	視覚	1級から3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	聴覚	2級、3級	
	平衡機能	3級	
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限ります。）	
	上肢	1級、2級	
	下肢	1級から6級まで	
	体幹	1級から3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級から6級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能	1級から3級まで		
療育手帳	㉠、A		
精神障害者保健福祉手帳	1級（障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方に限ります。）		

※障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢○級、下肢○級など）を確認します。
※障害のある方が施設等に入所している場合は、身体障害者手帳1・2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳㉠又はAの方もしくは精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院等で精神通院医療を受けている方に限り対象となります。
※戦傷病者手帳は、身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

◇手続きに必要な書類

自動車の所有者（納税義務者）		自動車の運転者	必要な書類
ア	障害者本人	障害者本人	①②③④⑧⑨
		障害者と同一生計の家族等	①②③④⑤⑧⑨
イ	障害者と同一生計の家族等	障害者本人	※同居している場合は⑤を省略できます。
		障害者と同一生計の家族等	
ウ	障害者本人 （世帯に運転免許証をお持ちの家族等がない方）	常時介護者（障害者のために常時運転される方）	①②③④⑥⑦⑧⑨

共通

①身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳

※必ず実物（複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳）

精神障害者保健福祉手帳で申請される方は併せて自立支援医療受給者証（受給者証の交付を受けていない場合は精神通院医療を受けていることが確認できるもの）が必要です。

②運転者の運転免許証（コピー可、表裏両面）

③自動車検査証（コピー可）※電子車検証の場合は原本（電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピーでも可）

④自動車税の種別割の納税通知書（4月1日午前0時時点で所有する自動車で申請される方）

障害者と同一生計の家族等が別居の場合

⑤障害者と同一生計の家族等の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、同一生計（扶養関係）であることが確認できる書類（コピー可）

または同一生計に関する誓約書（所定様式）を自動車税事務所のホームページからダウンロードしてあらかじめ用意していただくか、納税義務者の方が申請にお越しくください。

上記「手続きに必要な書類」でウに該当する場合

⑥障害者の住民票の写し（世帯全員）※申請前3か月以内に発行されたもの

⑦常時介護者の誓約書（所定様式）

自動車税事務所のホームページからダウンロードしてあらかじめ用意していただくか、障害者のために常時運転する方が申請にお越しくください。

自動車税関係書類様式集 埼玉県

検索

年度途中で取得した自動車の場合

⑧自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）、軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）（自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）を利用して登録した場合は不要）

減免を受けていた自動車がある場合

⑨減免を受けていた自動車の処分が確認できる書類（コピー可）

〔例〕登録識別情報等通知書（一時抹消登録）、移転登録・名義変更後の自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）

※手帳を交付申請中の場合、減免の仮申請をすることができます。上記①のかわりに、手帳の交付を申請した事実がわかる書類（受理済み申請書のコピー等）が必要です。

◇申請場所・申請期限（窓口での申請）

	4月1日時点で所有している自動車	年度途中で取得した自動車 ^{※2}
申請場所	自動車税事務所・同支所又は県税事務所	自動車税事務所・同支所（県税事務所では申請できません。）
申請期限	納税通知書に記載された納期限 ^{※1}	登録の日から30日以内 ^{※3} （1か月ではありません。）

※1 期限を過ぎても申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額となります。

※2 登録時に減免の対象となる税額がない自動車は、今年度は申請できません。詳しくはお問い合わせください。

※3 申請期限を過ぎた場合、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）は減免できません。自動車税（種別割）については、減免を受ける自動車が2台にならない限り、申請月の翌月分からの月割りの減免になります。

令和4年度から窓口での申請に加えて、「郵送申請」・「電子申請」による受付を開始しました。

手続等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。P64 記載の窓口までお問い合わせください。

障害者のための自動車税減免 埼玉県

検索

軽自動車税（種別割）の減免

〈窓口〉北部・南部市税事務所個人課税課

北部市税事務所個人課税課（担当：西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区）

大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5 階 TEL646-3102 FAX646-3164

南部市税事務所個人課税課（担当：中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）

浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2 階 TEL829-1386 FAX829-6236

◇減免を受けることができる軽自動車等

専ら障害のある方が通院、通学、通勤または生業のために使用している軽自動車等について、軽自動車税の種別割の減免を受けることができます。

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	視覚	1 級から 3 級、4 級の 1（4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08 ～ 0.1）	
	聴覚	2 級、3 級	
	平衡機能	3 級	
	音声又は言語機能	3 級（こゝ頭が摘出された場合に限ります。）	
	上肢	1 級、2 級	
	下肢	1 級から 6 級まで	
	体幹	1 級から 3 級、5 級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1 級、2 級
		移動	1 級から 6 級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能	1 級、3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能	1 級から 3 級まで		
療育手帳	㉠、A		
精神障害者保健福祉手帳	1 級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方		

※障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢〇級、下肢〇級など）を確認します。
 ※戦傷病者手帳は、身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

◇手続きに必要なもの

軽自動車の所有者（納税義務者）	軽自動車の運転者	必要な書類
ア 障害のある方本人	本人	①②③④⑤
	同一生計の方	①②③④⑤⑥
イ 障害のある方と同一生計の方	本人	※同居している場合は⑥を省略できます。
	同一生計の方	
ウ 障害のある方のみで構成される世帯の障害のある方	障害のある方を常時介護する方	①②③④⑤⑦

①納税義務者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）

②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

※必ず実物を持参してください。

③【精神障害者保健福祉手帳の場合のみ】自立支援医療受給者証（コピー可）

④運転者の運転免許証（コピー可、表裏両面）

⑤自動車検査証（コピー可）

※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項

- ⑥障害のある方と同一生計の方の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、同一生計であることが確認できる書類（コピー可）※提出が困難な場合は「同一生計に関する誓約書」
- ⑦常時介護の誓約書（事前に北部・南部市税事務所個人課税課にご相談ください。）

〈注意事項〉

(1) 減免申請を行うことができる期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。（通常、5月上旬から5月31日までです。）

※ 減免決定前に納付された軽自動車税の種別割については、減免の対象になりませんので、ご注意ください。
 ※ 一度減免を受けた場合は、申請内容に変更がない限り、翌年度以降の減免申請を省略できます。

- (2) 減免台数は障害のある方1人につき1台です。自動車税の種別割の減免を受けた場合は、軽自動車税の種別割の減免を受けることはできません。
- (3) 自動車検査証に事業用と記載されている車両またはリース車両は、軽自動車税の種別割の減免の対象ではありません。

利子所得等の非課税に関する制度

預貯金や国債などの利子は、原則としてその支払の際に20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率を乗じて算出した所得税等が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税となっています。

ただし、障害のある方又は寡婦で一定の要件に該当する人の貯蓄の利子等については、次の非課税制度があります。

制度の種類	対象となる貯蓄	非課税扱いを受けるための手続	窓 口
障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（障害者等のマル優）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金 ・ 合同運用信託 ・ 特定公募公社債等運用投資信託 ・ 有価証券 貯蓄の元本の合計額 350万円まで	最初の預入、信託又は購入をする日までに「(特別)非課税貯蓄申告書」を金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として、預入等の都度「(特別)非課税貯蓄申込書」を金融機関の営業所等に提出しなければなりません。	金融機関の営業所等
障害者等の少額公債の利子の非課税制度（障害者等の特別マル優）	国債及び地方債 上記制度と別枠で、額面の合計額 350万円まで	なお、この申告書を提出する際には、身体障害者手帳や年金証書など一定の公的書類を提示する必要があります。	

※「障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度」は、日本郵政公社の民営化に伴い廃止され、平成19年10月1日以降は、「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象とされています。

所得税及び市民税・県民税の医療費控除及び医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

〈窓口〉 浦和税務署（担当区：中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）

中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 TEL 600-5400

大宮税務署（担当区：西区、北区、大宮区、見沼区）

大宮区土手町 3-184 TEL 641-4945

春日部税務署（担当区：岩槻区）

春日部市大沼 2-12-1 TEL 048-733-2111

北部・南部市税事務所個人課税課（68 ページ参照）

◇医療費控除

医師等による治療などに支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）との選択適用となります。医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を確定申告書または市民税・県民税申告書の提出の際に、添付する必要があります。医療費の領収書は、確定申告期限等から5年間、自宅等で保管してください。

$$\text{算式：} \quad \boxed{\text{その年中（市民税・県民税の場合は前年中）に支払った医療費の総額}} - \boxed{\text{保険金などで補填される金額}} - \boxed{\text{10万円または総所得金額等の5\%（いずれか少ない額）}} = \boxed{\text{医療費控除額（最高200万円）}}$$

※保険金などで補填される金額とは、社会保険等から支給を受ける療養費などのほか、医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

医療費控除の対象となる医療費とは、次のようなものをいいます。

- (1) 次のもののうち、その症状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
 - ア 医師または歯科医師による診療代または治療代
 - イ 治療または療養のために必要な医薬品の購入費
 - ウ 病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価に係る費用
 - エ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術費
 - オ 保健師、看護師などに支払った療養（在宅療養を含みます。）上の世話の費用
 - カ 助産師による分べんの介助料
 - キ 介護保険制度の下で提供される次の一定のサービスの対価
 - ・介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設における施設サービスの対価として支払った額
 - ・指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における施設サービスの対価として支払った額の2分の1相当額
 - ・一定の居宅サービスの対価として支払った額
 - ク 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る費用
- (2) 次のような費用で、医師等による診療や治療などを受けるために直接必要なもの
 - ア 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の部屋代や食事代の費用、医療器具の購入代や賃借料の費用で通常必要なもの
 - イ 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用
 - ウ 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつの使用が必要であると認められるときのおむつ代。この場合、領収書のほか、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。証明書の用紙は、各区役所高齢介護課^(※)にあります。
 - エ 人工肛門のストーマ（排泄孔）または尿路変向（更）のストーマ用装具に係る費用。この場合、領収書のほか、医師が発行した「ストーマ用装具使用証明書」が必要となります。証明書の用紙は、各区役所支援課^(※)にあります。

※ ホームページ（<https://www.city.saitama.lg.jp/001/004/002/001/001/p061000.html>）からもダウンロードできます。

◇医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、スイッチ OTC 医薬品等一定の医薬品の購入のために支払った金額がある場合には、次の算式によって計算した金額を医療費控除の特例として所得から差し引くことができます。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。

算式：

その年中（市民税・県民税の場合は前年中）に支払ったスイッチ OTC 医薬品等一定の医薬品の購入費総額	-	保険金などで補填される金額	-	1 万 2 千円	=	医療費控除額 （最高 8 万 8 千円）
--	---	---------------	---	----------	---	-------------------------

(1) 対象となる医薬品

- ア スイッチ OTC 医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品の内、医療用から転用された医薬品）
- イ 令和 4 年以降に購入された医薬品でスイッチ OTC 医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品

(2) 対象となる支払期間…平成 29 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日

(3) 適用納税者…次の検診等又は予防接種（以下、「一定の取組」といいます。）を受けている者

- ア 保険者（健康保険組合、国民健康保険等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- イ 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ウ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- エ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主健診】
- オ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- カ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

(4) 添付又は提示が必要な書類

- ア セルフメディケーション税制の明細書（添付）
（医薬品購入に係る領収書は、確定申告期限等から 5 年間、自宅等で保管してください。）
- イ 適用を受ける年分において、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）
（令和 4 年度以後の申告（令和 3 年分以後の医療費の支払分の申告）については添付又は提示は不要ですが、確定申告期限等から 5 年間、自宅等で保管してください。）

※医療費控除に関する詳しいことは、国税庁ホームページをご覧ください。

また、セルフメディケーション税制の対象とされるスイッチ OTC 医薬品等一定の医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

JR 運賃の割引

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者とその介護者（1人のみ） 第1種知的障害者とその介護者（1人のみ） 第1種精神障害者とその介護者（1人のみ）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全線
第1種及び2種身体障害者（単独） 第1種及び2種知的障害者（単独） 第1種及び第2種精神障害者（単独）	普通乗車券	5割	片道100kmを超える区間
定期券を使用する12歳未満の第2種障害児に付き添う介護者	定期乗車券	5割	

※小児も割引になりますが、定期乗車券は、割引されません。

※運賃のかからない幼児の介護者についても、上記の割引が適用されます（第1種のみ）。

◇利用方法

(1) 駅の窓口での購入

駅の窓口到手帳を提示してください。

なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が、介護者とともに乗車する場合には、片道100kmまでは自動券売機で小児乗車券を購入し乗車できます（有人改札口をご利用ください）。

(2) Web サービスでの購入

えきねっと等で障害者割引きっぷが購入できます。

手続等の詳細については、JRのホームページをご覧ください。

電車料金 障害者割引

検索

私鉄運賃の割引

介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いは原則としてJR線と同じですが、営業キロとの関係で会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

※乗車券を購入の際、駅の窓口到手帳を提示してください。

バス運賃の割引

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	利用方法
身体障害者 知的障害者 精神障害者（注）	普通乗車券	5割	県内路線バスの乗車区間	○手帳を提示して料金を支払ってください。 ○乗車券を購入の際、窓口到手帳を提示してください。
	定期乗車券	3割		

※知的障害者、第1種身体障害者、精神障害者及び12歳未満の身体障害児の方は介護者も割引になる場合があります。

※6歳未満の幼児は無料です（介護者は半額割引になります）。

※小児も割引になりますが、定期乗車券は割引されません。

※バス会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各バス会社にお問い合わせください。

（注）精神障害者は精神障害者保健福祉手帳に顔写真が貼付されている場合のみ割引となります。

タクシー運賃の割引

区 分	割引率	取扱区間	利用方法
身体障害者 知的障害者	1割	県内のタクシーを利用する場合 (国内のほとんどのタクシー事業者が実施 しています。)	料金を支払う際に手帳を提示してく ださい。

※精神障害者も割引になる場合があります。詳しくは、直接、各タクシー会社にお問い合わせください。

※福祉タクシー利用券（50ページ：「福祉タクシー利用料金の助成」参照）との併用ができます。

航空運賃の割引

区 分	割 引
満 12 歳以上の 身体障害者 知的障害者 精神障害者	本人とその介護者 1 人 割引率等は各航空会社により異なりますので、各航空会社へお問い合わせくだ さい。

※一部航空会社では割引がありません。

※取扱い区間は、定期航空路線の国内線全区間です。

※詳しくは、直接、各航空会社にお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

障害者手帳をお持ちの方は、下記の条件で、料金が半額になります。

区 分	割 引 条 件
身体障害者手帳	1種 本人・介護者運転
	2種 本人運転のみ
療育手帳	①・A 介護者運転のみ

《手続きに必要なもの》

ETC を利用しない場合	①手帳 ②登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） ※レンタカーやタクシー等を利用する場合は自動車の登録は不要です。 ③運転免許証（身体障害者手帳2種の方のみ）
ETC を利用する場合	①手帳 ②登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） ③運転免許証（身体障害者手帳2種の方のみ） ④ETCカード（原則として障害者本人名義のものに限ります。） ※18歳未満の場合は保護者名義のものが必要になります。 ⑤登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セット アップ申込書・証明書」

※自動車を事前登録のうえ ETC を利用申請される方は、オンライン申請ができます（マイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要となります）。

オンライン申請受付サイト URL <https://www.expressway-discount.jp/>

〈問い合わせ先〉

NEXCO 東日本お客様センター（24時間対応） TEL 0570-024-024 または TEL 03-5308-2424

◇利用方法（各区役所支援課での手続き後）

- ・料金所で手帳を提示し料金を支払います。
- ・ETCを利用する場合はETCレーンをノンストップで通過します（各区役所支援課での手続き後、事業者から登録済結果通知が発行されてからの利用となります）。
- ・事前登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）で利用する場合は、ETC利用登録をされている場合であっても、料金所で手帳の提示が必要となります。

※有効期限到来前に更新の手続きが必要になります。

NHK放送受信料の減免（衛星放送を含む）

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

区 分	減免	利用方法
身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税（住民税）非課税の場合	全額	①各区役所支援課で、証明書の交付を受けてください。 ②その証明書を下記へ提出してください。（郵送可） NHK さいたま放送局 さいたま市浦和区常盤 6-1-21 TEL 048-833-2041（月～金 午前10時～午後5時） ※窓口受付時間（月～金 午前9時30分～午後6時）
○視覚・聴覚障害者が世帯主の場合 ○重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主の場合 （ただし、上記に該当する世帯主が受信契約者の場合）	半額	※半額免除対象者のうち、「視覚・聴覚障害者」、「重度の障害者（身体障害者、精神障害者）」の方はオンライン申請ができます。（マイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要となります。） 申請はこちら URL https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html

郵便料金の減免

〈窓口〉お近くの郵便局

区 分	内 容	料 金
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの	無料（3kg以下）
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便（株）が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの	無料（3kg以下）
定期刊行物の低料第三種郵便物	日本郵便（株）の定めにより承認を受けた第三種郵便物であり、心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	第三種郵便物料金表による （・毎月3回以上発行する新聞紙を内容とするもの） 50gまで8円 ・その他 50gまで15円
心身障害者用ゆうメール	図書館（日本郵便（株）が定めて表示した条件を満たすものに限る）と身体に重度の障害がある者又は知的障害の程度が重い者との間で図書閲覧のために発受するものを運送する場合	心身障害者用ゆうメール運賃料金表による （150gまで92円 ～2kgを超3kgまで310円）
点字ゆうパック	点字のみを掲げたもの（日本郵便（株）が定めて表示した条件を満たすものに限る）を運送する場合	点字ゆうパック運賃料金表による（30kg以下）
聴覚障害者用ゆうパック	日本郵便（株）の指定を受けた施設と聴覚障害者との間においてビデオテープ、その他の録画物（DVDなど）の貸出し又は返却のために運送する場合	聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表による（30kg以下）

詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

ニュー福祉定期貯金

障害基礎年金などの公的年金受給者や特別障害者手当などの受給者が郵便局やゆうちょ銀行で1年定期貯金を利用する場合、通常よりも有利な利率で300万円まで貯金できます。詳しくは、お近くの郵便局またはゆうちょ銀行にお問い合わせください。

携帯電話基本使用料等の割引

各携帯電話事業者では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証をお持ちの方に基本使用料等の割引を行っています。詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。

ふれあい案内（無料番号案内）

◇対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、下表のいずれかの障害のある方、または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、NTT東日本の電話番号案内（104番）が無料で利用できます。

区 分	（身体障害者手帳） 身体障害者等級表による級別	（戦傷病者手帳） 恩給法（別表）による区分
視覚障害	1級～6級	特別項症～第6項症
肢体不自由 （上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1級、2級	
肢体不自由（上肢）		特別項症～第2項症
聴覚障害	2級～4級、6級 （1級、5級はなし）	第2項症、第4項症
音声機能・言語機能または そしゃく機能の障害	3級、4級 （1級、2級はなし）	第1項症、第2項症、第4項症

◇登録方法・問合せ先

利用を希望される方は、「ふれあい案内事務局」にて事前登録が必要となります。

<ふれあい案内事務局> NTT東日本 フリーダイヤル TEL 0120-104174（全国共通）
フリーダイヤル FAX 0120-104134（全国共通）

※受付時間は、午前9時から午後5時（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）となります。

◇電話による利用方法

104番を利用する際、最初に「ふれあい案内」と申し出て、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号をオペレーターに告げるにより、無料となります。

<TEL> 局番なし 104（全国共通）

◇FAXによる利用方法

手持ちの用紙に「名前、返信先FAX番号、登録番号、暗証番号」及び「問い合わせを希望する住所、名前、業種等」を記入の上、送信します。折り返しFAXにて、問い合わせの電話番号を案内します。

<FAX> フリーダイヤル 0120-000104（全国共通）

※サービス利用による電話・FAXの受付時間は、24時間・年中無休です。

市立施設使用料等の減免

◇対象者

障害者手帳をお持ちの方、障害のある方の付添者の方1人

◇利用方法

施設利用にあたっては、障害者手帳又はスマートフォンアプリ「ミライロID」を提示してください。付添者の方は、現に付き添っている旨を申し出てください。

※詳細につきましては、施設利用の申請時、又は利用の際に直接ご確認ください。

※一部施設では「ミライロID」を利用できない場合があります。

◇さいたま市立の使用料減免施設（令和7年4月1日現在）

(1) 次の施設で、使用料が半額（10円未満切捨て）になります。

- 浦和コミュニティセンター
- 与野本町コミュニティセンター、上峰コミュニティホール、西与野コミュニティホール
- 大宮ソニック市民ホール
- 宮原コミュニティセンター
- 七里コミュニティセンター
- プラザイースト
- 東大宮コミュニティセンター
- 南浦和コミュニティセンター
- 馬宮コミュニティセンター
- 下落合コミュニティセンター
- 高鼻コミュニティセンター
- 片柳コミュニティセンター
- プラザウエスト（駐車場使用料は無料）
- プラザノース（駐車場使用料は無料）
- コミュニティセンターいわつき
- 岩槻駅東口コミュニティセンター
- 日進公園コミュニティセンター
- 武蔵浦和コミュニティセンター（駐車場及び自転車等駐車場使用料は無料）
- 美園コミュニティセンター（駐車場及び自転車等駐車場使用料は無料）
- ふれあいプラザいわつき
- 盆栽四季の家
- うらわ美術館
- 大宮盆栽美術館（駐車場使用料は無料）
- 岩槻人形博物館
- にぎわい交流館いわつき
- 恭慶館
- 大宮工房館
- さいたま市民会館おおみや
- 氷川の杜文化館
- さいたま市民会館いわつき
- 文化センター
- 産業文化センター
- 西部文化センター
- 浦和駒場体育館
- 大宮体育館
- 与野体育館
- 記念総合体育館
- 浦和西体育館
- 大宮武道館
- 三橋プール、下落合プール、岩槻温水プール（コインロッカーの使用料等を除く）
- 浦和大里小学校プール（令和7年8月1日から）
- 見沼ヘルシーランド
- さいたま市桜環境センター（余熱体験施設の使用料）
- 新治ファミリーランド
- ホテル南郷
- 産業振興会館
- 大宮花の丘農林公苑緑のふるさとセンター
- 市民の森
- 農村広場
- 市営自転車駐車場
- 大宮ふれあい福祉センター
- 健康福祉センター西楽園
- 健康福祉センター東楽園
- 浦和総合運動場、駒場運動公園、荒川総合運動公園、三浦運動公園、大和田公園、西遊馬公園、三橋総合公園、堀崎公園、宝来運動公園、土呂公園、与野中央公園、八王子公園、天沼緑地（天沼テニス公園）、秋葉の森総合公園、岩槻城址公園、岩槻諏訪公園、岩槻文化公園、川通公園、さいたま新都心公園（コインロッカー使用料を除く）
- 浦和北公園
- 大宮公園サッカー場
- 市営北与野駅北口地下駐車場
- 市営岩槻駅東口公共駐車場
- 市営武蔵浦和駅東口駐車場
- 市営浦和駅東口駐車場
- さいたま新都心バスターミナル（駐車場の使用料等に限る）
- 男女共同参画推進センター
- 市民活動サポートセンター
- 館岩少年自然の家
- 宇宙劇場（入場料及び使用料）
- 青少年宇宙科学館（入場料及び使用料）
- 大宮図書館の研究席、研修室及び展示スペース
- ひかり会館
- 浦和斎場（火葬場使用料を除く）
- 思い出の里会館
- 青山苑納骨堂の和室
- 大宮聖苑（火葬場使用料を除く）

(2) 次の施設で、使用料が無料になります。

- 老人福祉センター寿楽荘
- 老人福祉センターあずま荘
- 老人福祉センター槻寿苑
- 老人福祉センターいこい荘
- 老人福祉センター和楽荘
- 老人福祉センターしもか荘
- 老人福祉センター馬宮荘
- 老人福祉センター仲本荘
- 老人福祉センター武蔵浦和荘
- プラザウエスト駐車場
- プラザノース駐車場
- 大宮盆栽美術館駐車場
- 武蔵浦和コミュニティセンター駐車場及び自転車等駐車場
- 美園コミュニティセンター駐車場及び自転車等駐車場
- さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場
- 大宮区役所駐車場

※詳細につきましては、施設利用の申請時、又は利用の際に直接ご確認ください。

◇その他の協力施設（令和7年4月1日現在）

(1) 次の施設で、使用料が半額（10円未満切捨て）になります。

施設名	所在地	減免内容	お問い合わせ
浦和パーキングセンター	浦和区仲町 1-9-1	自動車・自転車駐車場使用料	TEL・FAX 824-4755
センチュリーシティパーキング	浦和区仲町 2-5-1（浦和ロイヤルパインズホテル地下）	自動車駐車場使用料	TEL・FAX 834-4329
浦和中央パーキング	浦和区高砂 1-2-1-11（エイペックスタワー浦和地下）	自動車駐車場使用料	TEL・FAX 834-5599
北浦和ターミナルビル駐車場	浦和区北浦和 1-7-1	自動車駐車場使用料	TEL・FAX 832-8333
JACK 大宮自動車駐車場	大宮区錦町 682-2	自動車駐車場使用料	TEL・FAX 642-3228
シーノ大宮自動車駐車場	大宮区桜木町 1-10-19	自動車駐車場使用料	TEL・FAX 648-3511

(2) その他、民間の施設についても減額等になる場合がありますので、詳細につきましては各施設に直接ご確認ください。

◇県立施設についても減免制度があります。

第13章 就労

障害者総合支援センター

〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-7 TEL 859-7255 FAX 852-3272
✉syogaisha-sogo-sien@city.saitama.lg.jp

◇交通

【電車をご利用の場合】

JR 埼京線 与野本町駅（駅から徒歩 14 分）
または南与野駅（駅から徒歩 13 分）

【バスをご利用の場合】

JR 京浜東北線北浦和駅西口から運行
「鈴谷大かや前」（バス停から徒歩 2 分）または「浦和西警察署入口」（バス停から徒歩 4 分）
西武バス（3 番乗り場、大久保行き）
国際興業バス（2 番乗り場、さいたま新都心駅西口行き）



◇概要

障害のある方が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と連携しながら、障害のある方の就労支援、生活支援、授産施設等に対する支援、社会参加支援及び発達障害のある方の相談支援を総合的に展開しています。

管理係（総合受付）

TEL 859-7255 FAX 852-3272

- (1) 障害のある方の自立した生活の支援及び社会参加の促進を目的として、障害のある方が地域生活をする上で必要なルールやマナーを身につけるための講座や講習会、社会参加のきっかけとなるような趣味・生きがいなどの講座や講習会などを開催します。
- (2) 授産施設等に対して商品の開発、製造指導を行うとともに、販売ルートの拡大を図るなど、障害のある方の工賃の増加につながる支援を行います。

就労支援係

TEL 859-7266 FAX 852-3273

就職を希望する障害のある方の相談支援を行います。

- (1) 就労の準備をしている方については、必要に応じ職場実習を実施しています。また、就労している方についても、必要に応じ職場定着支援としてジョブコーチ派遣事業、余暇活動支援として離職予防事業を行っています。
- (2) 就労の場を拡大するため、雇用創出コーディネーターが企業開拓を行い、障害者雇用の促進を図っています。

相談機関

公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の就職については、公共職業安定所に専門の係員がおり、障害状況、希望などを伺った上で適性を判断し、職業の斡旋から就職後のアフターケアまで一貫して行っています。

〈窓口〉 ※居住地によって異なります。

◆浦和公共職業安定所〈ハローワーク〉

（担当区：中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）

〒330-0061 浦和区常盤 5-8-40 TEL 832-2461(部門コード 44 #) FAX 832-2497

◆大宮公共職業安定所〈ハローワーク〉

（担当区：西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）

〒330-0852 大宮区大成町 1-525 TEL 667-8609(部門コード 44 #) FAX 651-0331

ジョブスポット大宮・岩槻（障害者就労支援事業）

市内にお住まいの方の職業相談と職業紹介をジョブスポット大宮・岩槻で行っています。

なお、予約制となっておりますので、事前にお申込みください。

障害福祉サービスを利用中の方は、現在利用中の事業所経由でお申込みください。

〈問合せ先〉さいたま市障害者総合支援センター TEL 859-7266 FAX 852-3273

埼玉障害者職業センター

障害のある方の希望やニーズを踏まえて、就職や就業継続（復職）のための職業評価や職業相談を行っています。また、職場で求められるコミュニケーションや気分・行動のマネージメントのためのスキルの習得、作業遂行力の向上等職業準備性を整えるための職業準備支援、職場でのスムーズな適応を支援するジョブコーチ支援も実施しています。

これらの支援は、県内の公共職業安定所（ハローワーク）の他就労支援機関、福祉機関、医療機関等と連携のもと行っています。

〒338-0825 桜区下大久保 136-1 TEL 854-3222 FAX 854-3260

訓練機関

国立職業リハビリテーションセンター

国立障害者リハビリテーションセンターとの密接な連携のもとに障害のある方の職業的自立に必要な職業指導や職業訓練などを体系的に提供しています。職業評価にはじまり就職に至るまでの様々な援助を行うほか、職場にスムーズに適応できるようフォローアップも行います。詳しくはホームページをご覧ください。

〒359-0042 所沢市並木 4-2 TEL 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052

埼玉県立職業能力開発センター

障害のある方が就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけ、雇用の促進が図られるよう、地域の企業や NPO 法人、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練（原則として 1～3 ヶ月）と施設内において知的障害者を対象としたサービス実務科（1 年）と、精神障害者等を対象とした職域開発科（6 ヶ月）の職業訓練を実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

〒331-0825 北区櫛引町 2-499-11 TEL 651-3122 FAX 651-3114

東京障害者職業能力開発校

障害のある方が、その能力に応じて技能と基礎知識を学び、就職を目指す施設です。寮の設備もあり、就職については公共職業安定所が斡旋します。詳しくはホームページをご覧ください。

〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-34-1 TEL 042-341-1427 FAX 042-341-1451

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉(79 ページ参照)

埼玉盲人ホーム

施術所開業や就職を目指す、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等の免許を持つ視覚障害者が、臨床技術等の指導を受けて患者の施術経験をつみ、技術の向上を図る施設です。詳しくはホームページをご覧ください。

〒330-0852 大宮区大成町 1-465 TEL 652-4824 FAX 652-9795

トライアル雇用

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉(79 ページ参照)

トライアル雇用は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則 3 か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者と企業がお互いを理解した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

職場適応訓練（短期）

〈窓口〉公共職業安定所〈ハローワーク〉(79 ページ参照)

職場適応訓練は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。詳しくはホームページをご覧ください。

職業準備支援

〈窓口〉埼玉障害者職業センター職業準備支援室

〒336-0027 南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 302 号室 TEL872-1300 FAX865-5356

就職又は職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識の習得のための支援、社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。

求職中の障害のある方に対して、職業リハビリテーション計画に基づいて、センター内での作業支援、職業に関する知識を習得するための職業準備講習カリキュラム、精神障害のある方への対人技能等を向上させるための自立支援カリキュラム、発達障害のある方への社会生活技能や作業遂行力の向上を目的とした就労支援カリキュラムを提供しています。詳しくはホームページをご覧ください。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

〈窓口〉 埼玉障害者職業センター

〒338-0825 桜区下大久保136-1 TEL 854-3222 FAX 854-3260

障害のある方が職場で能力を発揮できるように、また、障害のある方を雇用している（しようとする）事業主の方々に障害の特性や支援方法等を理解していただけるように、ジョブコーチが職場で雇用管理ノウハウをお伝えする等の個別支援を実施します。詳しくはホームページをご覧ください。

職場復帰支援（リワーク支援）

〈窓口〉 埼玉障害者職業センターリワーク支援室

〒336-0027 南区沼影1-20-1 武蔵浦和大栄ビル303号室 TEL 872-2100 FAX 865-5356

うつ病など精神障害により休職している方、休職者を雇用する事業所の方に、主治医の協力を得ながら職場復帰の支援を行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

更生訓練費の支給（ 1 ページ欄外参照）

〈窓口〉 各区役所支援課（3 ページ参照）

就労に向けた訓練を受けている障害のある方に対して、必要と認められる訓練のための経費及び通所のための経費を支給します。

◇対象者

さいたま市において支給決定を受け、次のいずれかに該当する方。

- (1) 自立訓練又は就労移行支援を利用している方で、かつ、生活保護受給者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
- (2) 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、施設入所支援、又は共同生活援助を利用している方で、かつ、市町村民税非課税者で世帯収入が80万円以下のもの（世帯区分および世帯の収入状況は、障害福祉サービスに準ずる）※
- (3) 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、入所の措置又は入所の措置を委託された者で、利用者負担額の生じないもの

◇助成額

以下に定める金額と、実際に支払った額とを比較して少ない方の金額を助成します。

- (1) 訓練のための経費：月額3,150円
（就労移行支援事業のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とした支援を行っているもの：月額14,800円）
- (2) 通所のための経費：日額280円

◇申請に必要なもの

印鑑、振込先の口座がわかるもの、領収書等（訓練のための経費）

※令和7年7月から収入額基準が80万9千円に変更となる予定です。

就職支度金の支給

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

就労に向けた訓練を受けていた障害のある方が就職等により自立する場合に、就職等に必要な生活用品の購入費として就職支度金を支給します。

◇対象者

就労移行支援又は就労継続支援（A型・B型）を利用して、就職等により自立する方

◇助成額

一律 36,000 円

◇申請に必要なもの

採用証明書等、印鑑、振込先の口座がわかるもの

◇申請時期

施設を退所する日まで

重度障害者等の就労支援

〈窓口〉障害福祉課 TEL 829-1305 FAX 829-1981

就労中の支援を必要とする重度障害者等に対し、日常生活に係る支援（食事、排せつ等の介助）を行います。

◇対象者

市内に1年以上在住し、かつ、就労している重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者のうち、1週間の就労時間が10時間以上の方（1週間の就労時間が10時間未満の方であって、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる方を含む。）であって、次のいずれかに該当する方。

- (1) 民間企業に雇用される方
- (2) 自営業の方

◇申請に必要なもの

障害福祉サービス受給者証の写し、雇用契約書の写し（自営業の方については、自営業者であることを証する書類）、支援計画書（所定の様式）



お立寄りください

ピアショップ

「ピアショップ」とは？

市内障害者施設の利用者・職員がパン、クッキー、手工芸品等の「ピアグッズ」を販売している場所です。
「自主製品販売の機会創出」と「市民に対する障害者への理解と交流の促進」を目的としています。



販売場所

★日によって出店時間、出店施設が異なります。詳細はさいたま市ホームページでご確認ください。

ピアショップ西	西区役所	1F	市民ホール前
ピアショップ北	北区役所	1F	支援課横
ピアショップ大宮	大宮区役所	1F	多目的室前
ピアショップ見沼	見沼区役所	1F	社会福祉協議会横
ピアショップ中央	中央区役所	1F	入口階段脇
ピアショップ桜	桜区役所	1F	リフレッシュコーナー内
ピアショップ浦和	浦和区役所	1F	福祉課前
ピアショップ南	南区役所	4F	正面階段下
ピアショップ緑	緑区役所	1F	区民ホール内又はホール階段下
ピアショップ岩槻	岩槻区役所	3F	情報公開コーナー横
ピアショップあいぱれっと	子ども家庭総合センター	1F	正面入口付近
ピアショッププラザノース	プラザノース	1F	北区役所総合案内側の入り口前

《URL》 <http://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/008/p001518.html>



「さいたま市のピアショップパンフレット」
ピアショップの魅力を発信しています♪
区役所で配布中！
さいたま市のホームページでも見られます！

さいたま市 ピアショップ 検索



詳しくは、障害福祉課 (Tel 829-1255 Fax 829-1981) へ

障がい者がつくるハートフルグッズが勢揃い！

サデコMONOがたり



障害のある方が作る製品のオンラインショップ「サデコ MONO がたり」をご利用ください。
デザイナーや職人の指導を受け製作した雑貨類、シェフの監修による商品、素材にこだわった商品などを取りそろえています。

商品例

アトリエ案樹



春里どんぐりの家



ぱらだいすかふえ



風舎



すてあーず



ふくふく



ゆうの樹



埼玉福祉事業協会



アトリエ・モモ



ゆめの園アクト大宮



つみ喜



その他の商品など詳しくは、「サデコ MONO がたり」ホームページへ。

サデコ MONO がたり 検索



詳しくは、障害者総合支援センター (Tel 859-7255, Fax 852-3272) へ。

第14章 教育

教育相談

子どもたちの健やかな成長を願って、市内在住、在学の未就学児*から高校生及びその保護者を対象とした、学校（園）生活上のさまざまな相談を行っています。お子さまのことで心配なことがありましたら、ご相談ください。

*未就学児はことばの相談と、就学に関する相談を受けています。
未就学児のことばの相談（各教育相談室）
未就学児の就学に関する相談（各特別支援教育相談センター）

〈窓口〉

名 称	住 所 等	連絡先
北教育相談室	北区日進町 2-1915-1 (市立つばさ小学校体育館 2 階)	TEL 661-0050
		FAX 653-4729
堀崎教育相談室	見沼区堀崎町 48-1 (職員研修センター 1 階)	TEL 688-1414
		FAX 688-1464
あいぱれっと教育相談室	浦和区上木崎 4-4-10 (子ども家庭総合センター 3 階)	TEL 711-5433
		FAX 711-5672
岸町教育相談室	浦和区岸町 6-13-15 (市立教育研究所 1 階)	TEL 838-8686
		FAX 866-4353
美園教育相談室	緑区美園 4-19-1 (美園コミュニティセンター 3 階)	TEL 711-7215
		FAX 711-7915
岩槻教育相談室	岩槻区本町 3-2-5 (ワッツ東館 4 階)	TEL 790-0227
		FAX 790-0257
不登校等児童生徒支援センター (Growth)	見沼区堀崎町 48-1 (職員研修センター 3 階)	TEL 688-1453
		FAX 688-1464
特別支援教育相談センターひまわり	西区三橋 6-1587 (市立ひまわり特別支援学校内)	TEL 623-5879
		FAX 623-5979
特別支援教育相談センターさくら草	緑区三室 636-80 (市立さくら草特別支援学校内)	TEL 810-5030
		FAX 874-8522

保育園・幼稚園

〈窓口〉 保育園については各区役所支援課児童福祉係

幼稚園については、直接、各幼稚園にご相談ください。

盲児・ろう児については、特別支援学校の中に幼稚部がありますが、集団保育が可能な児童の場合、保育園または幼稚園でも受け入れています。

西区役所	支援課	TEL 620-2661	FAX 620-2766	桜区役所	支援課	TEL 856-6171	FAX 856-6276
北区役所	支援課	TEL 669-6061	FAX 669-6166	浦和区役所	支援課	TEL 829-6139	FAX 829-6239
大宮区役所	支援課	TEL 646-3061	FAX 646-3166	南区役所	支援課	TEL 844-7171	FAX 844-7276
見沼区役所	支援課	TEL 681-6061	FAX 681-6166	緑区役所	支援課	TEL 712-1171	FAX 712-1276
中央区役所	支援課	TEL 840-6061	FAX 840-6166	岩槻区役所	支援課	TEL 790-0162	FAX 790-0266

市内特別支援学級等

〈窓口〉 教育委員会特別支援教育室 TEL 829-1667 FAX 829-1990

小学校や中学校の特別支援学級では、障害のある子どもたちの障害の状態等に応じた指導をするために、少人数で学級を編制しています。特別支援学級や通級指導教室などの制度の違いがありますので、詳しくは、お問い合わせください。

学級	内容	設置校（令和7年度）
知的障害 特別支援学級	知的発達の遅れがあるため、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である子どもたちを対象とした学級です。 一人ひとりの実態に応じながら、必要となる資質・能力を育成しています。	〈小学校〉 高砂小、常盤小、木崎小、谷田小、仲本小、本太小、三室小、尾間木小、南浦和、浦和別所小、北浦和小、仲町小、上木崎小、大谷場小、土合小、大久保小、原山小、針ヶ谷小、大谷場東小、大門小、野田小、西浦和小、辻小、大東小、文蔵小、沼影小、大谷口小、栄和小、道祖土小、田島小、大久保東小、浦和大里小、新開小、神田小、中尾小、善前小、大牧小、中島小、芝原小、常盤北小、向小、大宮小、大宮東小、大宮南小、桜木小、三橋小、大成小、東大成小、日進小、日進北小、宮原小、植竹小、大砂土小、大砂土東小、見沼小、指扇小、馬宮東小、馬宮西小、植水小、片柳小、七里小、春岡小、大宮西小、栄小、大宮別所小、芝川小、蓮沼小、上小小、宮前小、大谷小、島小、指扇北小、東宮下小、泰平小、海老沼小、春野小、与野本町小、上落合小、与野西北小、鈴谷小、与野八幡小、与野南小、岩槻小、太田小、川通小、柏崎小、和土小、新和小、慈恩寺小、河合小、東岩槻小、城北小、徳力小、城南小、辻南小、つばさ小、美園小、美園北小 〈中学校〉 常盤中、木崎中、原山中、本太中、東浦和中、南浦和中、白幡中、大原中、土合中、大久保中、大谷場中、美園中、大谷口中、田島中、三室中、上大久保中、内谷中、尾間木中、大宮東中、大宮南中、大宮北中、桜木中、三橋中、大成中、日進中、宮原中、植竹中、大砂土中、指扇中、馬宮中、片柳中、春里中、大宮西中、七里中、泰平中、宮前中、大谷中、第二東中、土屋中、大宮八幡中、土呂中、春野中、与野東中、与野西中、与野南中、八王子中、岩槻中、川通中、城南中、慈恩寺中、城北中、桜山中、柏陽中、美園南中
自閉症・ 情緒障害 特別支援学級	自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である子どもや、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である子どもたちを対象とした学級です。 一人ひとりの実態に応じながら必要となる資質・能力を育成しています。	〈小学校〉 高砂小、常盤小、木崎小、谷田小、仲本小、本太小、三室小、尾間木小、南浦和、浦和別所小、北浦和小、仲町小、上木崎小、岸町小、大谷場小、土合小、大久保小、原山小、針ヶ谷小、大谷場東小、大門小、野田小、西浦和小、辻小、大東小、文蔵小、沼影小、大谷口小、栄和小、道祖土小、田島小、大久保東小、浦和大里小、新開小、神田小、中尾小、善前小、大牧小、中島小、芝原小、常盤北小、向小、大宮小、大宮東小、大宮南小、大宮北小、桜木小、三橋小、大成小、東大成小、日進小、日進北小、宮原小、植竹小、大砂土小、大砂土東小、見沼小、指扇小、馬宮東小、植水小、片柳小、七里小、春岡小、大宮西小、栄小、大宮別所小、芝川小、蓮沼小、上小小、宮前小、大谷小、島小、指扇北小、東宮下小、泰平小、海老沼小、春野小、与野本町小、上落合小、大戸小、下落合小、与野西北小、鈴谷小、与野八幡小、与野南小、岩槻小、太田小、川通小、柏崎小、和土小、新和小、慈恩寺小、河合小、東岩槻小、城北小、徳力小、上里小、西原小、城南小、辻南小、つばさ小、美園小、美園北小 〈中学校〉 岸中、常盤中、木崎中、原山中、本太中、東浦和中、南浦和中、白幡中、大原中、土合中、大久保中、大谷場中、美園中、大谷口中、田島中、三室中、上大久保中、内谷中、尾間木中、大宮東中、大宮南中、大宮北中、桜木中、三橋中、大成中、日進中、宮原中、植竹中、大砂土中、指扇中、馬宮中、片柳中、春里中、大宮西中、七里中、泰平中、宮前中、植水中、大谷中、第二東中、土屋中、大宮八幡中、土呂中、春野中、与野東中、与野西中、与野南中、八王子中、岩槻中、川通中、城南中、慈恩寺中、城北中、桜山中、柏陽中、西原中、美園南中
難聴・ 言語障害 通級指導教室	難聴があるもので、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする子どもたちに対して、一人ひとりの障害に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善しています。 また、発音の誤り等のある子どもたちに対して、正しい発音を指導したり、楽な話し方を身に付けさせたりして、コミュニケーションの力を高めています。	〈小学校〉 高砂小、仲本小、野田小、大宮南小、日進小、指扇小、与野本町小、岩槻小 〈中学校〉 大宮南中
発達障害・ 情緒障害 通級指導教室	LD、ADHD、自閉症又はそれに類するもの、心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする子どもたちに対して、一人ひとりの障害に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善しています。	〈小学校〉 谷田小、仲本小、南浦和、岸町小、土合小、大久保小、大東小、道祖土小、大牧小、中島小、芝原小、常盤北小、大宮北小、桜木小、日進北小、植竹小、大砂土小、見沼小、馬宮東小、植水小、芝川小、島小、東宮下小、春野小、与野本町小、大戸小、与野南小、太田小、城北小、城南小、辻南小、美園小 〈中学校〉 本太中、白幡中、大宮東中、桜木中、大宮西中、土呂中、与野西中、岩槻中、美園南中
肢体不自由 通級指導教室	肢体不自由があるもので、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする子どもたちに対して、一人ひとりの障害に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善しています。	〈特別支援学校〉 さくら草特別支援

特別支援学校

〈問合せ先〉 教育委員会特別支援教育室 TEL 829-1667 FAX 829-1990

特別支援学校では、幼稚園、小、中、高等学校に準じた教育を幼稚部・小学部・中学部・高等部で行うとともに、障害の状態等に応じた教育を行っています。

区分	内 容	設置部
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満の者や、視野が狭いなどの視覚機能に障害のある幼児・児童・生徒を教育する学校です。 ○幼稚部 3歳から受け付けています。 ○高等部 普通科は3年で修了後、専攻科3年があります。専攻科では、理療科、保健理療科という職業専門教育を行っています。	幼稚部 小学部 中学部 高等部
聴覚障害	両耳の聴力レベル 60dB 以上の者のうち、補聴器等を使用しても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な幼児・児童・生徒を教育する学校です。 ○幼稚部 3歳から受け付けています（3歳児未満には、教育相談を行っています）。 ○高等部 普通科、産業工芸科等があります。また、専攻科があります。	幼稚部 小学部 中学部 高等部
病弱	国立病院機構東埼玉病院や県立小児医療センター等に入院している気管支喘息、進行性筋ジストロフィー症、ネフローゼなど病弱な子どもたちのために、自分の病気に対する正しい理解と療養態度などを身に付けさせる指導をしています。高等部は蓮田特別支援学校のみにあります。	小学部 中学部 高等部
肢体不自由	肢体不自由があり、歩行や日常生活における基本的な動作に困難がある児童・生徒を対象とした学校です。座位の保持や起立・歩行に関する動作、食事や着替え等の日常生活に関する動作等の指導をしています。	小学部 中学部 高等部
知的障害	知的発達に遅れがあり、人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助が必要で、社会生活への適応が著しく困難な児童・生徒を対象とした学校です。食事や着替え等日常の生活を一人でできるようにしたり、具体的なことを通して、生活に必要なことを学んだり、働く意欲や態度等を身に付けたりする指導をしています。	小学部 中学部 高等部

◇さいたま市を通学区域に含む、県内の特別支援学校

区分	学 校 名	所 在 地	電話番号
視覚障害	県立特別支援学校塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049-231-2121
聴覚障害	県立特別支援学校大宮ろう学園	北区植竹町 2-68	663-7525
病弱	県立蓮田特別支援学校 県立けやき特別支援学校	蓮田市黒浜 4088-4 中央区新都心 1-2	048-769-3191 601-5531
肢体不自由	市立ひまわり特別支援学校 市立さくら草特別支援学校 県立和光特別支援学校 県立宮代特別支援学校 県立蓮田特別支援学校 県立越谷特別支援学校	西区三橋 6-1587 緑区三室 636-80 和光市広沢 4-3 南埼玉郡宮代町金原 636-1 蓮田市黒浜 4088-4 越谷市舟渡 500	622-5631 712-0395 048-465-9770 0480-35-2432 048-769-3191 048-975-2111
知的障害	県立浦和特別支援学校 県立大宮北特別支援学校 県立上尾かしの木特別支援学校 県立岩槻はるかぜ特別支援学校 国立大学法人埼玉大学教育学部附属特別支援学校【高等部】 市立ひまわり特別支援学校 県立特別支援学校さいたま桜高等学園 県立特別支援学校羽生ふじ高等学園 県立入間わかかさ高等特別支援学校（職業科） 県立大宮北特別支援学校さいたま西分校 県立川越特別支援学校川越たかしな分校 県立草加かがやき特別支援学校草加分校 県立越谷西特別支援学校松伏分校 県立春日部特別支援学校宮代分校 県立上尾特別支援学校上尾南分校 県立騎西特別支援学校北本分校 県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校 県立狭山特別支援学校狭山清陵分校 県立久喜特別支援学校白岡分校 県立三郷特別支援学校三郷北分校 県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校 県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校	緑区大崎 58 西区中釘 2290-1 上尾市平塚 1281-1 岩槻区馬込 2426-1 北区日進町 2-480 西区三橋 6-1587 桜区上大久保 519-7 羽生市下羽生 320-1 入間市小谷田 745-1 西区西遊馬 1601 川越市砂新田 2564 草加市原町 2-7-1 北葛飾郡松伏町ゆめみ野東 2-7-1 南埼玉郡宮代町東 611 上尾市中新井 585 北本市古市場 1-152 川口市里 225-1 狭山市上奥富 34-3 白岡市高岩 275-1 三郷市大広戸 808 見沼区大和田町 1-356 新座市大和田 4-12-1	878-1221 622-7111 048-776-4601 795-6450 663-6803 622-5631 858-8815 048-560-2020 04-2941-5771 620-5251 049-238-8051 048-946-6607 048-940-5763 0480-47-0033 048-729-8828 048-594-6679 048-452-4140 04-2968-4663 0480-53-3121 048-948-7404 797-6704 048-423-2228

重度身体障害者（児）居宅改善整備費の補助

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

肢体に不自由のある方が生活しやすいように、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

※介護保険、日常生活用具の給付対象となる改修は対象外となります。また、世帯の課税状況により対象外となる場合があります。

※改修内容などに制限がありますので、必ず改修前にご相談ください。

◇対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由1～3級の方

◇補助額

改修費用の3分の2（限度額300,000円）

◇申請に必要なもの

手帳、見積書、図面、改修前の写真、印鑑

県営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉埼玉県住宅供給公社県営住宅課

浦和区仲町3-12-10 TEL 829-2875 FAX 825-1822

県営住宅への入居を希望する方は、1月、4月、7月、10月の定期募集で申し込みをすることができます。

申込者が募集戸数を上回った場合には、抽せんを行い入居者を決定しますが、申込者又は同居の親族などが下記に該当する場合は、一般の方に比べ当選する確率が高くなります。

◇対象者

一般住宅、高齢者・障害者住宅、単身住宅、車いす住宅、単身車いす住宅に申込みをした場合

- (1) 身体障害者手帳1級～4級の方
- (2) 療育手帳(A)・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方もしくは精神障害者で1級又は2級の障害年金を受給している方

市営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉住宅政策課 TEL 829-1521 FAX 829-1982

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL 829-2878 FAX 825-1822

市営住宅への入居を希望する方は、4月、8月、12月の定期募集で申込みをすることができます。

申込者が募集戸数を上回った場合には、抽せんを行い入居者を決定しますが、申込者又は同居の親族などが下記に該当する場合は、一般の方に比べ当選する確率が高くなります。

◇対象者（単身住宅入居資格要件をみtusための該当と車イス対応住宅申込みは除く）

- (1) 身体障害者手帳1級～4級の方
- (2) 療育手帳(A)・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

民間賃貸住宅への入居支援

さいたま市入居支援制度

〈問合せ先〉住宅政策課 TEL 829-1520 FAX 829-1982

民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会」と協定を結び、情報提供等の入居支援を行う制度です。※家賃補助制度ではありません。

◇対象者

障害者世帯（単身の障害者又は障害者がいる世帯）で、家賃を適切に支払い、自立して日常生活を営むことができる方。

埼玉県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住まいサポート店）

〈問合せ先〉埼玉県住宅課 TEL 830-5573 FAX 830-4888

埼玉県住まい安心支援ネットワーク事務局 TEL 829-2865

障害者世帯や高齢者世帯などが、民間賃貸住宅に入居する際、物件探しに協力してもらえる不動産店を紹介する制度です。※家賃補助制度ではありません。

◇対象者

障害者世帯（単身の障害者又は障害者がいる世帯）

◇インターネットホームページアドレス

<https://www.sasn.jp/search/>

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

〈問合せ先〉住宅政策課 TEL 829-1520 FAX 829-1982

障害者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅です。

◇対象者

障害者世帯（単身の障害者又は障害者がいる世帯）

※物件ごとに入居対象者の範囲・条件が異なります。

◇登録住宅一覧：「セーフティネット住宅情報提供システム」

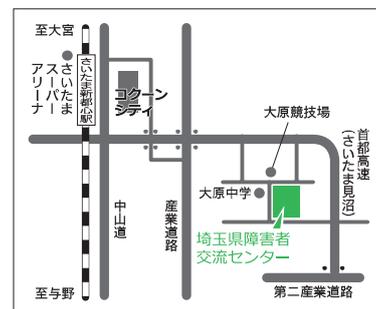
インターネットホームページアドレス：<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

埼玉県障害者交流センター

◇所在地

〒330-8522 浦和区大原 3-10-1 TEL 834-2222 FAX 834-3333
インターネットホームページアドレス <http://www.kouryu.net/>

障害のある方の社会参加を促進するための全県的な拠点施設として、各種の相談、研修、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動などにご利用いただけます。



◇主な施設

ホール、会議室、工芸室、調理研修室、音楽室、体育館、屋内プール、トレーニング室、テニスコート、ソフトボール場、運動場、アーチェリー場など

利用時間：文化施設 午前9時～12時 午後1時～5時 午後5時30分～9時30分

屋内スポーツ施設 午前9時～12時 午後1時～5時 午後5時30分～8時30分

屋外スポーツ施設 午前9時～12時 午後1時～5時

休館日：月曜日及び第3火曜日（ただし、その日が祝日の場合はその翌日）、年末年始

使用料：障害のある方は無料です。一部の教室では参加料をいただいています。

◇交通手段

JRさいたま新都心駅東口バス停3番乗り場から送迎バスを運行しています。

埼玉県伊豆潮風館

◇所在地

〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原 1317-89 TEL 0557-51-1504 FAX 0557-51-3436
インターネットホームページアドレス <http://a-chofukan.sakura.ne.jp>
✉ izuchofukan@eagle.ocn.ne.jp

障害のある方とその家族の方が気軽に宿泊、休養し、健康の増進と社会参加の促進を図る施設です。なお、障害のある方以外の方も利用できます。

◇利用方法

県内居住で障害のある方は利用予定日の6か月前の月初日から、それ以外の方は3か月前の月初日から受け付けます。直接施設へ電話、FAX、郵送又はE-Mailでお申し込みください。年末年始期間（12月31日～1月3日宿泊分）については、別途申し込みとなります。

◇交通手段

(1) 鉄道を利用する場合

伊豆急行線「伊豆高原駅」下車。桜並木口から送迎リフト付きマイクロバスを利用できます。

(2) リフト付き大型バス（さわやか号、そよかぜ号）を利用する場合

県内の20人以上の障害者団体（障害者2人以上含む）の場合は、県内各地（原則として1か所に限る）から施設まで直行するリフト付き大型バスを利用（有料道路代等を除き原則無料）できます。

◇料金

利用料金については、直接施設へお問い合わせください。

資料編

身体障害者障害程度等級表

(太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級※					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とします。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とします。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とします。 3 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上の等級とする場合があります。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。						

※ 7級の障害は1つのみでは手帳交付の対象とはなりません。

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害						
		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をい、および指については、対抗運動障害をも含むものとします。
 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいいます。
 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいいます。

特別児童扶養手当の障害基準

1 級	<p>①次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの <p>②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>③両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑦両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑪身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>①次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの <p>②両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>③平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑨一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑩一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑪両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑬一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。

◇身体障害者手帳・療育手帳と特別児童扶養手当の等級の違いについて

手帳の等級及び程度と、特別児童扶養手当の等級は、直接関係ありませんが、次のように、手当を受けられるかどうかの目安となります。

特別児童扶養手当の等級	身体障害者手帳の等級	療育手帳の程度
1 級に相当するもの	1 級、2 級	Ⓐ、A
2 級に相当するもの	3 級 4 級の一部	B

※障害の状態によっては、この表のとおりにならない場合もあります。

特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準

◇障害児福祉手当

「令別表第 1」の状態にある方。

◇特別障害者手当

1. 「令別表第 2」の①～⑦のうち 2 つ以上に該当する方。

2. 「令別表第2」の①～⑦のうち1つ以上に該当し、かつ「別表A」の①～⑪のうち2つ以上に該当する方。
3. 肢体不自由で「令別表第2」の③～⑤のうち1つ以上に該当し、かつ、「日常生活動作評価表」(16点満点)で10点以上となる方。
4. 内部障害等で「令別表第1」の⑧に該当し、かつ、日常生活上絶対安静の状態にある方。
5. 精神障害(知的障害を含む)で「令別表第1」の⑨に該当し、かつ、「日常生活能力判定表」(16点満点)で14点以上となる方。

令別表第1

<ul style="list-style-type: none"> ①両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④両上肢の全ての指を欠くもの ⑤両下肢の用を全く廃したもの ⑥両大腿を2分の1以上失ったもの ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑨精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑩身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
---	--

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

令別表第2

<ul style="list-style-type: none"> ①次に掲げる視覚障害 <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい 	<ul style="list-style-type: none"> 障害を有するもの ④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
---	---

(備考) 別表第1の備考と同じ。

別表A

<ul style="list-style-type: none"> ①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③平衡機能に極めて著しい障害を有するもの ④そしゃく機能を失ったもの ⑤音声又は言語機能を失ったもの ⑥両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑦一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧一下肢の機能を全廃したものの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ⑨体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑩前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑪精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
---	--

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

日常生活動作評価表

<ul style="list-style-type: none"> 1. タオルを絞る(水をきれる程度) 2. とじひもを結ぶ 3. かぶりシャツを着て脱ぐ 4. ワイシャツのボタンをとめる 	<ul style="list-style-type: none"> 5. 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する) 6. 立ち上る 7. 片足で立つ 8. 階段の昇降
--	---

(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする

日常生活能力判定表

<ul style="list-style-type: none"> 1. 食事 2. 用便(月経)の始末 3. 衣服の着脱 4. 簡単な買物 5. 家族との会話 6. 家族以外の者との会話 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 刃物・火の危険 8. 戸外での危険から身を守る(交通事故)
---	---

(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする

障害基礎年金の障害等級表（国民年金関係）

1 級	<p>①次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの <p>②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>③両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑦両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑪身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>①次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの <p>②両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>③平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑨一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑩一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑪両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>⑬一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
<p>※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。</p>	

障害厚生年金の障害等級表

3 級	<p>①次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの <p>②両耳の聴力が 40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>③そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>④脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑤一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</p> <p>⑥一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</p> <p>⑦長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑧一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの</p> <p>⑨おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの</p> <p>⑩一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>⑪両下肢の十趾の用を廃したもの</p>
------------	--

3 級	⑫前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	⑬精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	⑭傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
	1.視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。 2.指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 3.指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。 4.趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

※ 1 級及び 2 級については、「障害基礎年金の障害等級表（国民年金関係）」の 1 級及び 2 級と同じです。

障害手当金に該当する障害の状態

<ul style="list-style-type: none"> ①両眼の視力がそれぞれ 0.6 以下に減じたもの ②一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの ③両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 100 点以下若しくは両眼中心視野視認点数が 40 点以下に減じたもの ⑤両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの ⑥一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの ⑦そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの ⑧鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑨脊柱の機能に障害を残すもの ⑩一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの ⑪一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの ⑫一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの ⑬長管状骨に著しい転位変形を残すもの ⑭一上肢の二指以上を失ったもの ⑮一上肢のひとさし指を失ったもの ⑯一上肢の三指以上の用を廃したもの ⑰ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの ⑱一上肢のおや指の用を廃したもの ⑲一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの ⑳一下肢の五趾の用を廃したもの ㉑前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの ㉒精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
<ul style="list-style-type: none"> 1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。 2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。 4. 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。 5. 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

障害者に関するマーク

街で見かける障害者に関するマークには、主に以下のようなものがあります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

障害者に関するマークについての情報は以下に公開されています。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>（内閣府ホームページ）

名 称	概 要 等	連 絡 先
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害のある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害のある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害のある方を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障害のある方を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL 03-3581-0141(代)
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL 03-3581-0141(代)
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害のある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。 また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害のある方へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害のある方は、見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーション方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）についてご協力をお願いします。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある方が身体障害者補助犬を同伴することを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237
オストメイト用設備/ オストメイト 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある方のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある方であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL 03-5844-6265 FAX 03-5844-6294

<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害のある方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928</p>
<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p>  <p>(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク)</p>	<p>白杖を頭上 50cm程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 社会参加推進担当 TEL 03-5320-4147（代） FAX 03-5388-1413</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>きこえない・きこえにくい方が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい方等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449</p>
<p>筆談マーク</p> 	<p>きこえない・きこえにくい方、音声言語障害のある方、知的障害のある方や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい方等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449</p>
<p>ヒアリングループマーク</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046</p>

障害者団体

主に、市内で活動している団体です。入会などについては、直接、各団体へお問い合わせください。

令和7年4月1日現在

団体名	いちやなぎ会（ことばと発達の相談室）
代表者氏名	やまうち なおこ 山内 直子
連絡先	【TEL/FAX 687-7585】【E-mail na.yamauchi@jcom.home.ne.jp】
コメント	活動場所：さいたま市大宮ふれあい福祉センター 和室とプレイルーム 活動日：第2・4金曜日 「ことばと発達の相談室」で、「ことばが遅く発達に偏りのある」子ども達とその親達への発達支援を目的として、言語聴覚士による母親グループカウンセリングとプレイ・セラピーを行なっています。市内の「お子さんのことばが遅いかな」と心配なお母さん達向けに相談会を年6回開催しています。

団体名	一般社団法人埼玉県身障者問題をすすめる会
代表者氏名	すずき さとこ 鈴木 郷子
連絡先	浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 【TEL 822-5384 / FAX 822-5034】【E-mail info@susumerukai.jp】
コメント	地域に密着し自立した生活を支えようという考えのもと、日中活動の場としての地域活動支援センターはなどけいの運営、相談・援助のためのサポートセンター麦の運営などを行っています。

団体名	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会
代表者氏名	かとう シゲヨ 加藤 シゲヨ
連絡先	大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター内 【TEL 654-7763/FAX 788-5151】【E-mail sc-your@bz03.plala.or.jp】 【ホームページ http://www.saitamashi-ikuseikai.org】
コメント	知的障害のある人とその家族、支援者の会です。障害があってもなくても共に支え合い、共に生きる社会を目指して活動しています。本人活動では家族の相談や情報交換など会員相互の交流をはかっています。知的障害を理解してもらうため、研修会を開催したり広報誌の発行や権利擁護活動にも取り組んでいます。当会は全国手をつなぐ育成会連合会の正会員として国や行政の情報を早く知ることができます。一緒に楽しく活動しませんか。

団体名	浦和ダウン症児を育てる親の会 コスモス
代表者氏名	いわい きょうこ 岩井 恭子
連絡先	【E-mail urawa-cosumosu@outlook.com】 【ホームページ https://cosmos-saitama.jimdo.com】
コメント	現在0～43歳のダウン症児・者の親の会で、123名の会員数です。ベビー、キッズ、ジュニア、中高生、ユースの5つの年齢別グループに分かれ、おしゃべり会、クリスマス会、勉強会などを行っています。全体のイベントや居住区ごとの親睦会で交流したり、月1回の定例会と年6回の会報発行によって情報を共有しています。ゆっくり育つ子どもたちですが、みな情緒豊かに元気に成長しています。たくさん仲間と出会い、助け合いながら楽しく活動しています。

団体名	大宮失語症友の会
代表者氏名	おち たけし 越知 毅
連絡先	西区指扇 2856-18 【TEL/FAX 623-6351】【E-mail aphasia_omiya2010@yahoo.co.jp】
コメント	35年前に誕生した、脳出血、脳梗塞の後遺症である「失語症」の仲間と家族の会で、会員は15名です。毎月2回、みのり園の会議室で、親睦会と例会を持ち、そのうちの1回はSTが会の指導にあたります。4月お花見、9月ぶどう狩り、12月クリスマス会を楽しみ、月1回広報紙を発行し、会員の親睦、交流、理解を深めています。失語症は失語症者が治すと言われていません。仲間を求めている方の入会をお待ち申し上げます。

団体名	大宮障害者の施設づくりをすすめる会
代表者氏名	白井 雅子
連絡先	大宮区桜木町 4-558-3 【TEL 643-4977】 【E-mail shiraimasakomama@gmail.com】
コメント	障害の種別を問わず、本人及び家族、そして会の趣旨に賛同いただける方々、約 50 家族が入会しています。みぬま福祉会後援会に団体加入しており、その活動に参加・協力しています。地域のまつりやみぬま福祉会のまつりに参加しています。また月 1 回の定例会の他学習会や親睦会などを行い、会員間の交流、ねがいの共有をすると共に障害者福祉の現状について学んでいます。

団体名	大宮ダウン症児・者の親の会 麦の会
代表者氏名	竹内 康子
連絡先	北区宮原町 1-852-1 プラザノース (2024 年のみ) 【TEL/FAX 653-6908】 (竹内方) 【ホームページ http://mugi-kai.com】
コメント	大宮ダウン症児・者の親の会 麦の会は約 70 名の団体です。定例会を定期的に行き、会員同士の交流をしています。グループ活動としては、講師をお呼びして体を動かす運動セラピーや未就学児～小学校低学年を対象としたプチむぎがあります。年中行事も企画して、和気あいあいとした雰囲気です。

団体名	公益社団法人日本オストミー協会埼玉県支部
代表者氏名	大沼 博良
連絡先	浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 【TEL/FAX 835-5226】
コメント	日本オストミー協会はオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）が安心して暮らせる社会を目指す、オストメイトによるオストメイトのための障害者団体で手術後の社会復帰と QOL（生活の質）向上を図るための活動を行っています。 (例) 外出時：オストメイト対応トイレの整備 災害時：オストメイトの救援対策 老後：介護におけるストーマケアの充実 等

団体名	公益社団法人日本リウマチ友の会 埼玉支部
代表者氏名	見増 桃子
連絡先	南区別所 7-2-1-1001 見増方 【TEL/FAX 866-7039】 【E-mail riutk_saitama@yahoo.co.jp】
コメント	関節リウマチ患者の会です。年 2 回の医療講演会や交流会を通じて病気に関する正確な知識を得、生活の質を向上するための活動をしています。支部報『SSC さくらそう』を年 4 回発行、懇親会や手芸、絵手紙のサークルもあります。活動拠点は埼玉県障害者交流センターです。ぜひ一度お越しください。

団体名	埼玉県膠原病友の会さいたま分会
代表者氏名	石垣 美枝子
連絡先	南区曲本 4-14-18-301 【TEL/FAX 839-4767】
コメント	膠原病は症状が様々で、体調の変化、薬の副作用には不安がつきまといまいます。一見健康そうに見える方も多く、日常生活や対人関係にも悩みが生じます。当会は特定非営利活動法人さいたま市障害難病団体協議会に加盟し、他団体の皆様と共に当事者や家族の生活向上に努めています。また、埼玉県膠原病友の会と連携し、皆様からの御相談もお受けしています。

団体名	高次脳機能障害さいたま これからの道（略称：高次脳さいたまこれから）
代表者氏名	大鳥 浩二
連絡先	大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター 4 階 【E-mail koujinousaitama@icloud.com】
コメント	高次脳機能障害当事者、家族、支援者等の 15 人で誕生させた「高次脳機能障害さいたま これからの道」は、毎月第 2 日曜日の市民活動サポートセンターや、奇数月第 4 月曜日の障害者更生相談センターでの定例会、SNS 発信等を行っています。 私たちが助けてくれた人々への恩返しはもちろん、誰かを助けてあげる恩送りが大好きな私たちは、支え合い、励まし合って、みんなが笑顔になれる場を創っています。私たちピアサポーターと一緒に楽しく生きていきましょう。

団体名	埼玉県自閉症協会 さいたま市地区
代表者氏名	二瓶 則子
連絡先	【ホームページ】 http://as-saitama.com/toiawase/ 】
コメント	埼玉県在住の自閉症スペクトラム（自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群等）の子どもを持つ家族が中心になって運営している「家族と支援者の会」です。自閉症の人達が笑顔いっぱいの豊かな人生を送るために、「私たちと一緒に活動してみませんか？」随時、当会の活動に賛同して下さる方の入会を受けつけております。入会希望の方は当会 HP「入会のご案内」のページをご覧ください。

団体名	埼玉県心臓病の子どもを守る会
代表者氏名	柳瀬 由美子
連絡先	埼玉県事務局 埼玉県南埼玉郡宮代町百間 5-6-13（吉田方） 【TEL 048-254-5070】【E-mail saitama.mamorukai@gmail.com 】 【ホームページ】 https://heart-saitama.jp/ 】
コメント	心臓病患者とその家族の幸せのために、社会保障制度、医療、教育の改善に努め、交流し支え合うことを目的とした会です。キャンプ、クリスマス会、医療講演会などイベントも数多く行っており、地区ごとの交流会も開催しています。

団体名	さいたま市肢体不自由児・者父母の会
代表者氏名	松田 洋子
連絡先	中央区本町東 7-8-3-108 【TEL 855-3947】
コメント	さいたま市内の障害者の要望を市の施策に反映させる活動や、国・地方自治体の障害者施策に関する情報の提供を行っています。また、障害のある人、その家族、協力者の意識向上のための学習や研修会を行っています。その他にも、交流会や施設見学、関係団体の事業への協力など様々な活動に取り組んでいます。

団体名	さいたま市身体障害者福祉協会
代表者氏名	中野 勇
連絡先	大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター 4 階 【TEL 080-2262-0448（代表者）】
コメント	私達は 4 つの単会が集まった会です。会員は約 220 名。 昭和 25 年、26 年、27 年に設立した単会の福祉会の集まりです。 スポーツ・芸術・女性部の活動が主な内容です。 少子高齢化の為に会員の減少が進んでいるので大変です。市の要請で防災訓練・社会参加推進事業・障害者週間市民の集い等に参加しています。

団体名	さいたま市精神障害者家族会連絡会
代表者氏名	佐藤 美樹子
連絡先	大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター 4 階 【TEL 070-2150-5945 / 070-3881-5070】【E-mail 0310smem@gmail.com 】
コメント	さいたま市にある 5 つの精神障害者家族会 約 220 名の会員で構成されています（もくせい家族会・みなわ会・いちご会・浜砂会・おやじの会）。 連携して活動し、研修会開催やさいたま市への要望などを行っています。また、家族同士の相互支援として、電話相談を継続しています。精神障害への理解を深めるための働きかけと共に、地域で誰もが安心して暮らしていけることを目指しています。家族が孤立することなく、家族会に繋がりますように願っています。

団体名	さいたま市聴覚障害者協会
代表者氏名	かわづ まさひろ 川津 雅弘
連絡先	大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター内 【TEL/FAX 653-7324】【E-mail fukusi@bz03.plala.or.jp】 【ホームページ https://saitama-deaf.org/】
コメント	私たち（ろう者・難聴者・中途失聴者）は、聴覚に障害のある当事者です。手話は私たちにとって「生きる力」であり、大切な言語です。手話関係団体と共に、情報交換・懇談会、学習会等の様々な取り組みをしています。また、聴覚障害者のための社会教養講座や、各専門部の行事等、会員一人ひとりが楽しめる企画も行っています。毎月第3火・水・木曜日に聴覚障害者のつどいも行っています。詳しくは、ホームページをご覧ください。市内在住の会員はもちろん、市外の方は賛助会員として行事への参加や情報共有ができます。お気軽に参加してみてください。

団体名	さいたま市難聴児（者）を持つ親の会
代表者氏名	たかはし いづみ 高橋 泉
連絡先	大宮区天沼町 2-261-2 【TEL 090-7400-0074】【E-mail i23@live.jp】
コメント	聴覚に障害を持つ子どもたちの親の団体です。会員相互の交流の為、懇談会等を開催し、情報交換・情報提供も行っています。聴覚障害児の教育環境を整える為の取り組みもしています。ご興味のある方、ご連絡をお待ちしています。

団体名	さいたま市の障害児・者と支える家族の会 “スマイルスマイル”
代表者氏名	まんねん かずえ 万年 和枝
連絡先	西区高木 7-15 【TEL/FAX 625-3473】
コメント	主に身体（肢体不自由）に障害のある障害児・者、家族の団体です。定例会、総会、関係者及び有識者との話し合い、勉強会等の活動を通して情報交換や親睦を図り、障害児・者のよりよい環境を作り、生活の向上を図っています。

団体名	障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会
代表者氏名	えづら ゆうこ 恵面 裕子
連絡先	大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター内 【TEL/FAX 653-9239】 【TEL 090-1113-6246】（お急ぎ時）
コメント	障害者（児）が人間として、市民として生き生きと学び、働き、暮らすことを保障するまちづくりをすすめます。障害の種別、有無を問わず、趣旨に賛同する個人、団体が会員になれます。障害者のおかれた実態について話しあい、出された願いを要望にまとめ、毎年さいたま市と話しあいをもっています。会員数…個人 108 名、団体 5 団体

団体名	特定非営利活動法人さいたま市視覚障害者福祉協会
代表者氏名	やまざき みちこ 山崎 道子
連絡先	大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター 4 階 さいたま市障害者協議会内 【TEL/FAX 717-0171】【E-mail jimu-saitamashikyo-2020.0310@jcom.zaq.ne.jp】
コメント	視覚に障害のある者同士約 50 名と賛助会員との団体です。全国組織の日本視覚障害者団体連合加盟団体としての活動をはじめ、点字版・音声版による情報提供、マッサージ奉仕、手芸・華道・料理・ゲームなどの教室、スポーツ・研修会・旅行・福祉教育など多彩に活動しています。また、ガイドヘルパー派遣の同行援護事業所も開設しています。皆さまの入会をお待ちしています。

団体名	特定非営利活動法人さいたま市障害難病団体協議会
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	もりした めぐみ 守下 恵
連絡先	北区宮原町 3-60 【TEL/FAX 651-0211】【E-mail npo.syonankiyou@tbj.t-com.ne.jp】
コメント	平成3年11月、障害・難病等の違いを超え結成された当協議会は、自らの向上と地域社会充実のための活動を進めています。運営する「地域活動センターかものみや」と「NPO法人さいたま市障害難病団体協議会」は障害、難病の枠を超え、リフレッシュ出来る毎日の為のプログラム、講座として栄養指導、健康コース、配信による映画鑑賞名付けてかものみやシアター、作ってみよう、絵手紙、パソコン、カラオケ。野外活動として食事会、お買い物、お花見などの外出、映画鑑賞、各種講習会に出席し、障害・難病者であっても「今日を楽しく明日を楽しみに」と謳い、社会参加への後押しをしています。更に年一回さいたま市障害者社会参加推進事業「家族教室」を開催し、市内の障害難病患者、その家族が疾病や治療法についての研修をしています。「障難協ニュース」を年二回発行。

団体名	虹の会
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	まつざわ しゅんこ 松沢 純子
連絡先	桜区大久保領家 574 【TEL 855-8438 / FAX 855-8439】
コメント	「どんなに障害が重くても地域で暮らすのがあたりまえ」を掲げ、障害者自身が主体となり1982年から活動を続けている団体です。現在主流となっている重度身体障害者への自薦登録方式によるヘルパー派遣の仕組み（現、重度訪問介護）を全国に先駆けて実現しました。他に、北浦和～埼玉大学間のバスのスロープ設置をバス会社との交渉により実現、駅前の障害者用トイレの24時間開放を実現、さいたま市における移動支援自己負担撤廃や、一部入院時助産保障の実現、知的障害者の親から独立した地域生活の実現など、障害のあるなしに関わらず同じように生きられる社会を目指して活動を続けています。

団体名	視覚障害者総合支援 一般社団法人インクル ラボ
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	ふくさこ 福迫 かずや
連絡先	南区大谷口 675-7-302 【TEL 080-4367-7248】【FAX 048-633-4173】【E-mail inclub2022@gmail.com】
コメント	中途視覚障害者やその家族・友達など登録者は30名。代表の福迫は33歳のとき中途視覚障害者になりました。当事者としてご相談に対応いたします。視覚に障害があっても自分らしく生き生きと暮らせるようお手伝いできればと思っております。埼玉県眼科医会ロービジョンネットワークのひとつみやその他関係機関との連携、埼玉県ヘルプマーク普及大使、ノーマライゼーションの周知、さいたま市障害者協議会参加。

団体名	埼玉肢体障害者連絡協議会
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	こいずみ のぶゆき 小泉 信之
連絡先	浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 【E-mail gesicht@ybb.ne.jp 安島弘祐あて】
コメント	1.（目的と性格）すべての肢体障害者の悩みや要求を出し合い、助け合って、仲間づくり、生活、医療、労働、教育などの権利を守り、向上させるための運動をすすめていくことを目的とします 2.（事業及び活動）障害者のねがい、要求を実現するため、次のことを行います ①行政に要求を実現させていくための活動 ②交流、調査、学習などの活動 ③ニュースや資料の発行などの会の運動を広く知らせる活動 ④会員相互の親睦 ⑤その他、会の発展に必要な活動 3.（最近の活動内容） ①機関紙を毎月発行・郵送し、会員相互の交流と情報提供を図っています ②障害者施策の充実をはじめ、会員の切実な声や要望を集約し、市町村・県・国に対し、必要な予算の確保を要求しています ③会員の自宅等に出向き相談に対応し、必要に応じて自治体の窓口に同行します ④他団体との協働を図り、障害当事者とその家族、及び関係者等を対象とした学習会・講演会を実施しています ⑤10月に埼玉県障害者交流センターで行われる「埼玉障害者まつり」に、毎年参加しています

団体名	さいたま兄弟姉妹の会
代表者氏名	篠崎 敬司
連絡先	【E-mail saitamakyoudaikai@yahoo.co.jp】 【ホームページ】 https://saitamakyoudai.fc2.net/ (さいたま兄弟会ブログ)
コメント	精神疾患を抱える人のきょうだいのための自助グループです。 精神疾患を抱える人のきょうだいは、親とは異なる問題を抱えています。きょうだいだけで気兼ねなく語り合うことで、これまで背負ってきた心の傷をいやし、エンパワメントしていくことが必要です。エンパワメントとは、本来持っている力を喪失している状態から力を取り戻すことです。そうした力を喪失しているきょうだいたちに、安心して心が休まる環境を提供し、支援していく場と考え、活動しています。

団体名	さいたま市精神障害当事者会・ウィーズ
代表者氏名	稲葉 晃
連絡先	さいたま市大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター 4F 【TEL 048-729-6684】【E-mail info@weeds-saitama.com】
コメント	精神に障害がある当事者の自助グループです。月に一回、ミーティングと呼ばれる集まりを開催しています。毎月ウィーズ通信を発行しています。会員は 30 名ほどです。精神障害者が孤立しないよう親睦や情報交換を目的にしています。毎週水曜日に 13 時から 15 時まで電話相談もやっています。年に数回、講演会や季節の行事をやっています。

団体名	略称：さいたま PSP・CBD の会 事務局 (さいたま進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症の患者・家族会 事務局)
代表者氏名	江原 勉
連絡先	浦和区東高砂町 11-1 コムナーレ 9 階 市民活動サポートセンター内 【ホームページ】 http://pspcbdjapan.org/index.htm/ 【E-mail psp-contact@googlegroups.com】 (一社) PSP・CBD のぞみの会 関東・甲信越地区 【TEL/FAX 050-3488-1014 留守番対応】
コメント	ふたつの神経変性疾患に関わります。東日本大震災をきっかけに 2011 年 9 月から旧のぞみの会会員・埼玉県内介護家族有志により自助（セルフヘルプ）の活動を開始しました。世話人は存在しない会になります。主に日曜日の午後、さいたま市内コミュニティセンター集会室に、情報交換・学習・交流の為に集まっています。病気の特性上、当事者（患者）というよりも介護者・遺族中心の活動です。配偶者介護・親介護・遠距離介護等、介護のかたちにはいろいろあります。まずは全国組織（一社）PSP・CBD のぞみの会にご入会ください。基本的に埼玉県内・さいたま市在住の当事者（患者）・介護家族・遺族、そして埼玉県内・さいたま市内に当事者（患者）がいる他のエリア在住家族の集まりです。なお継続的定期開催を行なっているので、過去関東圏のみならず遠方からの出席者もいて、国内各エリアの情報ストックもあります。

団体名	埼玉県若い失語症者のつどい&埼玉県ミドル失語症者の会
代表者氏名	石田 和男
連絡先	【E-mail saitama_wakai_mousikomi@yahoo.co.jp】 【ホームページ】 http://saitama.wakaitsudo.com/
コメント	失語症のある人の当事者の会です。会員は 30 人です。 年に 5 回、会場とオンラインのハイブリッド開催で会を開催しています。 当日の会の内容は当事者と言語聴覚士で運営されている運営委員会で決めています。 会場は主に「武蔵浦和コミュニティセンター」や「with you さいたま」です。 内容は、近況報告やゲームなどを行っています。 参加者は 50 ～ 60 歳代の人が多いですが、20 ～ 40 歳代の人も歓迎します。

市内の施設

令和7年4月1日現在の、市内にある、障害者総合支援法に基づく施設、障害児のための施設、相談支援事業所及びその他の施設については、さいたま市のホームページからダウンロードできます。

【ホームページ】 <https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/001/p005696.html>



・スマートフォン等で二次元コードを読み取ってアクセスできます。

最新の一覧をご覧になりたい方

【ホームページ】 <https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/005/p001228.html>

埼玉県内（さいたま市以外）の事業所については、埼玉県のホームページをご覧ください。

【ホームページ】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/index.html>

介護保険制度

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援する制度です。

介護保険のサービスを利用するためには、介護の必要度の判定（要介護・要支援認定）を受けていただく必要があります。

〈窓口〉各区役所高齢介護課

西区役所 高齢介護課 TEL 620-2668 FAX 620-2762 桜区役所 高齢介護課 TEL 856-6178 FAX 856-6271
北区役所 高齢介護課 TEL 669-6068 FAX 669-6167 浦和区役所 高齢介護課 TEL 829-6153 FAX 829-6238
大宮区役所 高齢介護課 TEL 646-3068 FAX 646-3165 南区役所 高齢介護課 TEL 844-7178 FAX 844-7277
見沼区役所 高齢介護課 TEL 681-6068 FAX 681-6160 緑区役所 高齢介護課 TEL 712-1178 FAX 712-1270
中央区役所 高齢介護課 TEL 840-6068 FAX 840-6167 岩槻区役所 高齢介護課 TEL 790-0169 FAX 790-0267

◇介護サービスを利用できる方

65歳以上の方は、日常生活において、介護や支援が必要と認められた場合に介護サービスが利用できます。40歳～64歳の医療保険に加入している方は、「特定疾病」が原因で、介護や支援が必要と認められた場合に介護サービスが利用できます。特定疾病の原因が加齢に伴って生ずるもの以外（交通事故など）の場合は認定が受けられません。

◇特定疾病

1	がん (医師が回復の見込みがないと判断したもの)	9	せきちゅうかんきょうさくしょう 脊 柱 管 狭 窄 症
2	かんせつ 関節リウマチ	10	そうろうしょう 早 老 症
3	まんいしゆくせいそくさくこうかしょう 筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症	11	たけいとういしゆくしょう 多 系 統 萎 縮 症
4	こうじゅうじんたいこっかしょう 後 縦 靱 帯 骨 化 症	12	とうにようびょうせいしんけいしょうがい とうにようびょうせいじんしょう 糖 尿 病 性 神 経 障 害、 糖 尿 病 性 腎 症 及 び とうにようびょうせいもうまくしょう 糖 尿 病 性 網 膜 症
5	こつそ 骨折を伴う骨粗しょう症	13	のうけっかんしっかん 脳 血 管 疾 患
6	しょうらき 初 老 期 に お け る 認 知 症	14	へいそくせいどうみやくこうかしょう 閉 塞 性 動 脈 硬 化 症
7	しんこうせいかくじょうせいまひ だいのうひしつきていかくへんせいしょう 進 行 性 核 上 性 麻 痺、 大 脳 皮 質 基 底 核 変 性 症 及 び パーキンソン病	15	まんせいへいそくせいはいしっかん 慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患
8	せきずいしょうのうへんせいしょう 脊 髓 小 脳 変 性 症	16	しっかんせつ 両側の膝関節または両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◇介護保険の適用除外となる方

次に掲げる施設に入所または入院されている方は、介護保険の対象とならない場合があります。

- (1) 重症心身障害児施設（児童福祉法 42 条）
- (2) 指定医療機関（児童福祉法 6 条の 2 の 2）
- (3) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設
- (4) ハンセン病療養所
- (5) 救護施設（生活保護法 38 条）
- (6) 労働者災害補償保険法に規定する被災労働者のうける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（労働者災害補償保険法 29 条）
- (7) 障害者支援施設及び指定障害者支援施設
- (8) 指定障害福祉サービス事業者である病院

◇介護保険のサービス

- (1) 要支援 1・要支援 2

要支援 1・要支援 2 と認定された方は、介護予防サービスを利用することができます。利用のための介護予防サービス計画の作成などは、介護予防支援事業者（シニアサポートセンター等）が中心となって行います。

◇サービス・活動事業

要支援 1・要支援 2・介護予防や生活支援が必要と判断された方（事業対象者）が利用できます。

介護予防訪問介護サービス	入浴や食事の介助が必要な方へ、介護保険事業所が雇用するホームヘルパーが身体介護及び生活援助を行います。
家事支援型訪問サービス	家事の一部に支援が必要な方へ、介護保険事業所などが雇用するホームヘルパーや市が実施する研修課程を修了した方が生活援助を行います。
介護予防通所介護サービス	介護保険事業所で、機能訓練や入浴・食事などの介護を行います。
交流型通所サービス	他者との交流が必要な方へ、施設などでの半日程度の多様な機能訓練を行います。
運動型通所サービス	運動器の機能向上が必要な方へ、施設などでの短時間の体操などによる機能訓練を行います。

◇介護予防サービス

介護予防訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合に入浴サービスを提供します。
介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助をします。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、体操やリハビリなどの指導をします。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院・診療所で、生活機能向上のための支援やリハビリテーションなどを提供します。
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などを提供します。
介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している利用者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。
介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための介護予防に役立つ福祉用具を貸与します。
介護予防福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合、購入費の保険給付割合相当額を支給します。（年度購入費 10 万円まで）
介護予防住宅改修費の支給	介護予防を目的とし、生活する環境を整えるために必要と認められる住宅改修を行った場合に、住宅改修に要した費用の保険給付割合相当額を支給します。 （原則として限度額は 1 人につき改修費 20 万円まで） ※工事を始める前に、申請が必要です。

◇地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護	通所介護施設で、認知症高齢者の方を対象に、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問介護や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者の方が共同生活をする住居において、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。（要支援 1 の方は利用できません。）

(2) 要介護 1 ～要介護 5

要介護 1 ～要介護 5 と認定された方は、介護サービスを利用することができます。利用のための介護サービス計画の作成などは、介護支援専門員（ケアマネジャー）が中心となって行います。また、施設サービスを利用することもできます。

◇居宅介護サービス

訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。
訪問看護	疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問し、療養生活の支援をします。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。
通所介護 (デイサービス)	定員 19 人以上の通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の介護や、生活機能向上のための支援を行います。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で、生活機能向上のための支援やリハビリテーションなどを提供します。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などを提供します。
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している利用者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。
福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合、購入費の保険給付割合相当額を支給します。 (年度購入費 10 万円まで)
住宅改修費の支給	生活する環境を整えるために必要と認められる住宅改修を行った場合に、住宅改修に要した費用の保険給付割合相当額を支給します。 (原則として限度額は 1 人につき改修費 20 万円まで) ※工事を始める前に申請が必要です。

◇地域密着型介護サービス

夜間対応型訪問介護	夜間において、訪問介護による定期的な巡回と随時の対応を行います。
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	24 時間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。
認知症対応型通所介護	通所介護施設で認知症高齢者の方を対象に、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、生活機能向上のための支援を行います。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問介護や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
看護小規模多機能型居宅 介護	通いを中心にして、訪問介護と訪問看護や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練などを提供します。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者の方が共同生活をする住宅において、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
地域密着型特定施設入居者 生活介護	定員が 29 人以下の介護付有料老人ホームなどに入居している利用者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	定員が 29 人以下の介護老人福祉施設で、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。 ※原則、要介護 3 以上の方が対象となります。

◇施設介護サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な入所者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。 ※原則、要介護3以上の方が対象となります。
介護老人保健施設	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
介護医療院	長期にわたり療養が必要な方に対して、医療と日常生活上の介護などを提供します。

◇共生型サービス

介護保険の事業所で、障害福祉のサービスが利用できます。また、障害福祉の事業所で介護保険のサービスが利用できます。

- 対象のサービス：訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

◇介護保険の利用料

介護保険のサービスを利用した場合は、費用の1割～3割が自己負担になります。なお、サービスを利用した事業者の種類、職員の配置、要介護度等によりかかる費用が異なります。また、施設サービス費用の自己負担割合相当額と食費、居住費や日常生活費などが自己負担となります。

◇高額介護サービス費の支給

同じ月に介護保険対象サービスの利用者負担の合計額が一定額を超えた場合は、超えた額が申請により支給されます。

※対象となる方には、市から申請書を送付します。

さいたま市障害者総合支援計画 2024～2026

さいたま市では、誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して、「さいたま市障害者総合支援計画」を令和5年2月に策定しました。

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画という、4つの位置づけを持つ計画です。

◇計画期間 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

◇基本方針と基本目標

基本方針：誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

基本目標2 質の高い地域生活の実現

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本目標4 障害者の危機対策

全部で104の事業を関連事業として位置づけ、それらを推進していくことで基本方針、基本目標の達成を目指します。（関連事業の詳細は、計画本文を参照してください。）

◇もっと詳しく知りたい

さいたま市ホームページをご覧ください。

トップページ→さいたま市障害者総合支援計画で検索してください。

◇さいたま市障害者総合支援計画に関する問合せ

障害政策課ノーマライゼーション推進係 TEL 829-1306 FAX 829-1981

✉ shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市防災アプリ

さいたま市防災アプリをダウンロードしていただくことで、市からの防災に関するお知らせや避難情報、地震などの災害情報を取得することができます。

◇配信情報

- ・避難情報、災害情報
- ・マップ表示による避難所誘導
- ・ハザードマップ
- ・防災行政無線放送内容 など

◇対応端末

スマートフォン・タブレット端末

◇ダウンロード方法

下記のリンク先（2次元コード）からダウンロードしてください。



iOS 版



Android 版

- ・iOS 端末と Android 端末でご利用が可能です。
- ・アプリのダウンロードは無料ですが、ダウンロード時やご利用にあたっての通信料はご利用の方の負担となります。

防災行政無線メール

防災行政無線は、屋外のスピーカーから災害情報などを放送するシステムです。聴覚障害のある方などに、放送した内容を携帯電話やパソコンへメールで配信しています。

◇主な配信内容

避難指示などの避難情報、行方不明人捜索放送や振り込め詐欺防止啓発などの放送

◇配信対象外

- ・定期的な放送（定時放送 [夕方のメロディ放送]、子どもの見守り啓発放送）
- ・緊急地震速報などの全国瞬時警報システム（Jアラート）による放送（※緊急速報メールにより携帯電話事業者から配信）

◇登録方法

・登録方法①

カメラ機能付き携帯電話で下の2次元コードを読み取り、空メールを送信し、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。



・登録方法②

下記メールアドレスに空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

bousai.saitama-city@raidan2.speecan.jp

災害時防災情報電話サービス

携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方を対象に、災害時に避難指示などの防災情報を電話またはFAXで配信します。

※機器操作の不慣れを理由としたお申込みは御遠慮ください。

◇配信する情報

- ・避難指示などの避難情報
- ・避難所の開設のお知らせ など

※平常時の防災行政無線の放送内容は配信されません。

◇申込窓口

防災課又は各区役所総務課でお申込みいただけます。

※郵送・FAXでの申込みをご希望の場合は、防災課までお問い合わせください。

防災課 TEL 829-1127 FAX 829-1978

西区役所	総務課	TEL 620-2613	FAX 620-2760	桜区役所	総務課	TEL 856-6123	FAX 856-6270
北区役所	総務課	TEL 669-6013	FAX 669-6160	浦和区役所	総務課	TEL 829-6015	FAX 829-6233
大宮区役所	総務課	TEL 646-3013	FAX 646-3160	南区役所	総務課	TEL 844-7123	FAX 844-7270
見沼区役所	総務課	TEL 681-6013	FAX 681-6160	緑区役所	総務課	TEL 712-1123	FAX 712-1270
中央区役所	総務課	TEL 840-6013	FAX 840-6160	岩槻区役所	総務課	TEL 790-0115	FAX 790-0260

火災・救急による緊急時の連絡先

火災・救急により緊急に通報する必要がある場合、電話により119をダイヤルすることで消防局につながります。

なお、さいたま市消防局では、聴覚や発語に障害のある方のために、以下の方法で119通報をすることができるサービスを提供しています。

詳しくは、さいたま市のホームページ (<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/014/003/index.html>) を御覧ください。

〈窓口〉 消防局指令課 TEL 833-1422 FAX 833-1237

各区役所支援課（3ページ参照）

◇ファックス119

どなたでもファックスで、局番なしの119をダイヤルするだけで災害通報することができます。

また、救急の場合のみ、通報の際に搬送先医療機関（運ばれた病院）に手話通訳者の派遣を要請することができます。

ファックス119を御利用の際には114ページの緊急通報用紙を活用して下さい。

◇メール119

スマートフォンや携帯電話のメール機能により、文字で119通報をすることができます。

なお、利用するには事前登録が必要です。

◇NET（ネット）119

スマートフォンや携帯電話のインターネット機能により、文字で119通報をすることができます。

なお、利用するには事前登録が必要です。

事件・事故のときの警察への緊急連絡先

◇ 110 番アプリ・メール 110 番・FAX110 番

聴覚障害のある方や音声による 110 番通報が困難な方は、スマートフォン等を利用して、文字や画像で 110 番通報できます。

- ・「110 番アプリ」
「110 番アプリで検索」



110 番アプリ

- ・「メール 110 番」
<https://saitama110.jp/>



メール 110 番

- ・「FAX110 番」
0120-264-110

きんきゆうつうほうようし
緊急通報用紙

119番^{ばん}だけでFAX^{ファックスつうほう}通報^{つうほう}できます。

かじ ばあい
・火事の場合

■燃えている場所は ⇒ 自宅・近所

きゅうきゅう ばあい
・救急の場合

■だれが

じぶん おっと つま ちち はは こども
自分・夫・妻・父・母・子供・()が

びょうき けが じこ
病気・けが・事故です。

■病気・けがの場所は

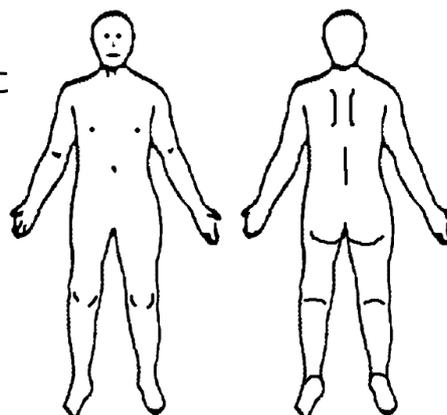
※右の図で、病気・けがの場所に
○をつけてください。

■病気・けがの状態は

いた くる しみ 出血している
痛い・苦しい・出血している

■いつも通っている病院・医院は

病院・医院



わたし じゅうしょ 私の住所	さいたま市 区
マンション・アパート名	ごうしつ 号室
ファックスばんごう FAX番号	
わたし なまえ 私の名前	
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者	ひつよう 必要 (いる) ←どちらかに○→ 不要 (いらない)
きゅうきゅう ばあい (※ 救急の場合のみ)	

※搬送先医療機関 (運ばれた病院) に手話通訳者を派遣します。

さいたま市 消防局

キ
リ
ト
リ
線

**119番だけで
ファックス通報できます。**

さいたま市防災・緊急時安心カード

- いざという時のため、連絡先や避難所などを記入し、家族で常に携帯しましょう。
- 非常時の連絡先や、災害用伝言ダイヤル「171」の使い方を話しておきましょう。
- ケガを負った場合、血液型や飲んでいる薬などの記載は、的確な治療に役立ちます。
- 第三者にご自身の情報が漏えいする恐れがありますので、ご自身の判断と責任において携帯してください。

持ってて
あんしん

※必要事項をご記入の上、切り取って2つ折りにしてご利用ください。



さいがいようでんごん 災害用伝言ダイヤル 171

電話がつながりにくい場合の安否確認などに利用できます。「171」をダイヤルし、音声案内にしたがって伝言を録音・再生してください。

伝言を録音する

1 7 1 にダイヤル

録音の場合 1 をダイヤル

被災地の方の固定電話を市外局番から
××××××××××××××

メッセージを録音(30秒以内)

伝言を再生する

1 7 1 にダイヤル

再生の場合 2 をダイヤル

被災地の方の固定電話を市外局番から
××××××××××××××

メッセージを再生

さいたま市 携帯用 防災・緊急時 安心カード

警察 ☎110	消防・救急 ☎119		
氏名		性別	生年月日
住所			
緊急連絡先 住所	氏名	電話番号	
緊急連絡先 住所	氏名	電話番号	

キ
リ
ト
リ
線

さいがいようでんごん 災害用伝言ダイヤル 171

電話がつながりにくい場合の安否確認などに利用できます。「171」をダイヤルし、音声案内にしたがって伝言を録音・再生してください。

伝言を録音する

1 7 1 にダイヤル

録音の場合 1 をダイヤル

被災地の方の固定電話を市外局番から
××××××××××××××

メッセージを録音(30秒以内)

伝言を再生する

1 7 1 にダイヤル

再生の場合 2 をダイヤル

被災地の方の固定電話を市外局番から
××××××××××××××

メッセージを再生

さいたま市 携帯用 防災・緊急時 安心カード

警察 ☎110	消防・救急 ☎119		
氏名		性別	生年月日
住所			
緊急連絡先 住所	氏名	電話番号	
緊急連絡先 住所	氏名	電話番号	

さいがいようでんごん 災害用伝言ダイヤル 171

電話がつながりにくい場合の安否確認などに利用できます。「171」をダイヤルし、音声案内にしたがって伝言を録音・再生してください。

伝言を録音する

1 7 1 にダイヤル

録音の場合 1 をダイヤル

被災地の方の固定電話を市外局番から
××××××××××××××

メッセージを録音(30秒以内)

伝言を再生する

1 7 1 にダイヤル

再生の場合 2 をダイヤル

被災地の方の固定電話を市外局番から
××××××××××××××

メッセージを再生

さいたま市 携帯用 防災・緊急時 安心カード

警察 ☎110	消防・救急 ☎119		
氏名		性別	生年月日
住所			
緊急連絡先 住所	氏名	電話番号	
緊急連絡先 住所	氏名	電話番号	

さいがいようでんごん 災害用伝言ダイヤル 171

電話がつながりにくい場合の安否確認などに利用できます。「171」をダイヤルし、音声案内にしたがって伝言を録音・再生してください。

伝言を録音する

1 7 1 にダイヤル

録音の場合 1 をダイヤル

被災地の方の固定電話を市外局番から
××××××××××××××

メッセージを録音(30秒以内)

伝言を再生する

1 7 1 にダイヤル

再生の場合 2 をダイヤル

被災地の方の固定電話を市外局番から
××××××××××××××

メッセージを再生

さいたま市 携帯用 防災・緊急時 安心カード

警察 ☎110	消防・救急 ☎119		
氏名		性別	生年月日
住所			
緊急連絡先 住所	氏名	電話番号	
緊急連絡先 住所	氏名	電話番号	

さいたま市防災・緊急時安心カード

持ってて
あんしん

- いざという時のため、連絡先や避難所などを記入し、家族で常に携帯しましょう。
- 非常時の連絡先や、災害用伝言ダイヤル「171」の使い方を話しあっておきましょう。
- ケガを負った場合、血液型や飲んでいる薬などの記載は、的確な治療に役立ちます。
- 第三者にご自身の情報が漏えいする恐れがありますので、ご自身の判断と責任において携帯してください。

※必要事項をご記入の上、切り取って2つ折りにしてご利用ください。

病名		アレルギー	
飲んでいる薬		血液型	
いつも通っている病院	電話番号		
いつも通っている病院	電話番号		

手話通訳者の希望 あり・なし	障害状況 身体(肢・視・聴覚)・知的・精神
通っている介護施設など	行政機関連絡先
担当者で連絡先	担当者で連絡先
電話番号	電話番号
集合場所	その他伝えたいこと
避難所	

病名		アレルギー	
飲んでいる薬		血液型	
いつも通っている病院	電話番号		
いつも通っている病院	電話番号		

手話通訳者の希望 あり・なし	障害状況 身体(肢・視・聴覚)・知的・精神
通っている介護施設など	行政機関連絡先
担当者で連絡先	担当者で連絡先
電話番号	電話番号
集合場所	その他伝えたいこと
避難所	

病名		アレルギー	
飲んでいる薬		血液型	
いつも通っている病院	電話番号		
いつも通っている病院	電話番号		

手話通訳者の希望 あり・なし	障害状況 身体(肢・視・聴覚)・知的・精神
通っている介護施設など	行政機関連絡先
担当者で連絡先	担当者で連絡先
電話番号	電話番号
集合場所	その他伝えたいこと
避難所	

病名		アレルギー	
飲んでいる薬		血液型	
いつも通っている病院	電話番号		
いつも通っている病院	電話番号		

手話通訳者の希望 あり・なし	障害状況 身体(肢・視・聴覚)・知的・精神
通っている介護施設など	行政機関連絡先
担当者で連絡先	担当者で連絡先
電話番号	電話番号
集合場所	その他伝えたいこと
避難所	

手話を試してみよう！

手話動画
(聴覚障害者協会提供)



手話表現を動画で見よう！

https://saitama-deaf.org/?page_id=3310

(さいたま市聴覚障害者協会から「手話を試してみよう！」の手話動画資料をご提供いただきました)



おはよう



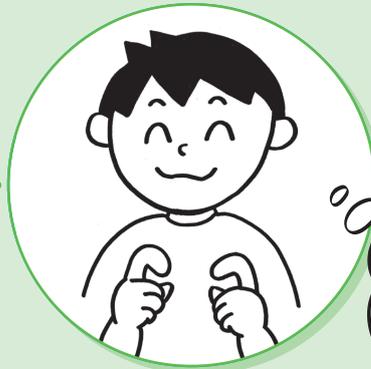
こんにちは



横向き



こんばんは



上の流れで表現すると、より丁寧な挨拶表現になります！

さいたま市



左手こぶしの甲に、右手こぶしの甲を合わせる。

右手の5指を開く。

右手で指文字「シ」を示す。

ここでは、聴覚に障害を持っている方が困ったときに使いそうな手話（単語）表現を紹介します。

電車



左手の人差し指と中指を伸ばし、右手の人差し指と中指を曲げる。伸ばした左手の2指の下に沿って、右手を前後に動かす。

駅



左手の掌を上にし、グーにした右手の親指と人差し指で挟む。

バス



両手の親指を立てる。人差し指を伸ばし、指先を向かい合わせる。両手同時に前へ動かす。

郵便



人差し指と中指を立てた左手（ピース）を横にして、伸ばした右手の人差し指の先にのせる。

警察



右手の親指と人差し指で丸を作り、額に当てる。

場所



右手全部の指を折り曲げ、掌を下に向け、少し下に動かす。

銀行



両手の人差し指と親指で丸をつくり、左右に並べて、同時に上下に2回ほど動かす。

財布



右手の親指と人差し指で丸をつくる。左手の掌を自分に向け、親指を手前に開く。左手の4指と親指の間に右手（丸）を上から入れる。

手話は難しそう…と思っているかもしれませんが。まずは身ぶり手ぶりで話してみましょう。

ファックス



親指と小指を伸ばした左手を耳元に当てる。
開いた右手の掌を下に向け、前に動かす。

手話



両手を開き、右手を前方に左手を後方に置き、回転する。

通訳



右手の親指を立て、唇の前で左右に往復する。

相談



両手の親指を立てる。左右からこぶし同士を軽く2回打ち付ける。

お手伝いしましょうか



ありがとう



お疲れ様です



声は耳で 聴く言葉
手話は目と心で 聴く言葉





ケアラー・ヤングケアラー
Saitama City Carer & Young carer

支えるあなたは、ひとりじゃない

もしかしたら、
あなたもケアラー？
ヤングケアラー？

ケアラー・ヤングケアラーって何？

「ケアラー」とは、高齢、障害、病気などの理由で援助を必要としている家族や、身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などを行う人のことです。特に18歳未満のケアラーのことを「ヤングケアラー」といいます。

ケアラー支援を推進しています

さいたま市は、令和4年7月1日に政令指定都市で初となる「さいたま市ケアラー支援条例」を施行しました。ケアラー・ヤングケアラーへの支援を推進し、自分らしく健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

📞 **さいたま市ケアラー電話相談** 【主な対象者等】さいたま市内在住のケアラー・さいたま市内在住の方をケアしているケアラー

TEL 0120-252-061 FAX 0120-322-125

24時間 365日

〈専門の相談員が対応します。日頃のケアに関する悩みや不安、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。〉

 **さいたま市**

さいたま市 ケアラー 🔍



こんな人がケアラーです



障害を抱える家族の介護をしている



高齢者が高齢者の介護をしている



会社を辞めてひとりで親の介護をしている



高齢の親の介護のために実家に頻繁に通っている



目が離せない家族の見守りや付き添いをしている



薬物・アルコール等依存やひきこもりの状態にある家族の世話をしている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気を抱える家族の看病をしている



高齢の親が障害を抱える子どもの介護をしている

ヤングケアラーはこんな子どもたちです



病気や障害を抱える家族に代わり、料理・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い兄弟姉妹の世話をしている



目が離せない家族の見守りや声掛けなどの気づかいをしている



日本語が話せない家族や障害を抱える家族のために通訳をしている



病気や障害を抱える家族のために、アルバイトをして家計を支えている



心が不安定な家族の話を頻繁に聞いている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気を抱える家族の看病をしている

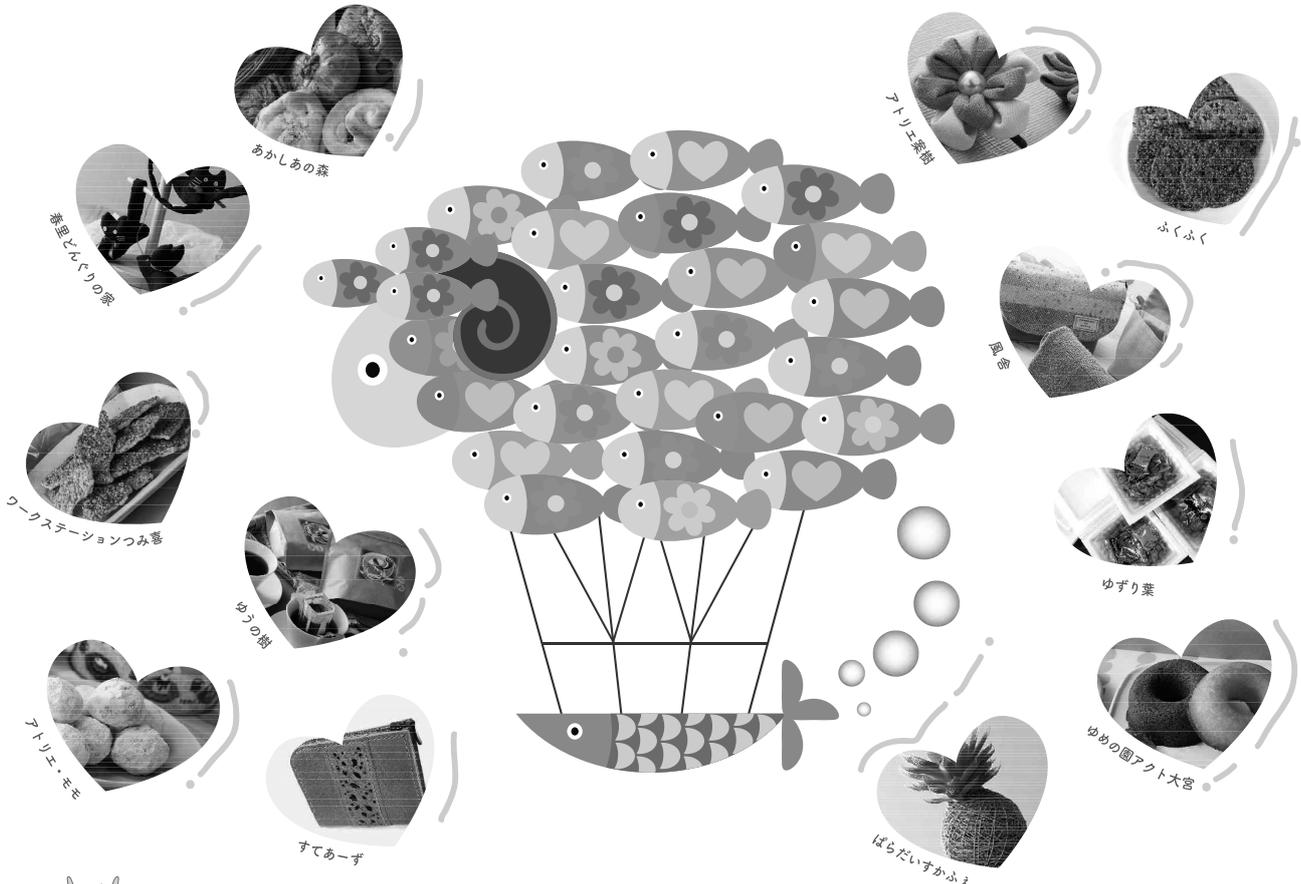


病気や障害を抱える家族の入浴やトイレの介助をしている

障がい者がつくるハートフルグッズが勢揃い！

サデコMONOがたり

障害者施設の商品が買える WEBショップ



さいたま市内の障害者施設でつくられる真心商品にはどれもみなとびきりハートフルな物語があります。サデコMONOがたりはそんな心温まるMONOとSTORYを集めたやさしさあふれるオンラインショップです。夢いっぱい未来へとナビゲートします。



「サデコ MONO がたり」は、SDGs に取り組みます。商品の売上の向上により、障害のある人たちが生きがいのある生活を行える社会の実現を目指します。当ストアは、さいたま市（障害者総合支援センター）の支援を受け、公益社団法人埼玉デザイン協議会（サデコ）が運営するショップです。

さいたま市福祉局障害福祉部障害者総合支援センター

Tel:048-859-7255 Fax:048-852-3272 E-mail:syogaisha-sogo-sien@city.saitama.lg.jp